

第2期名古屋市地域福祉計画・第5次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画
「なごやか地域福祉2015」(案)

目次

第1章 計画策定にあたって … 1

- 1 私たちにとっての地域福祉を考えてみよう！～地域福祉は身近なもの～
- 2 私たちがつくる地域福祉

第2章 現状と計画策定の背景 …14

- 1 私たちの地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題
- 2 私たちの地域における新たな今日的課題
- 3 連携・協働・ネットワーク体制の問題

第3章 私たちの計画が目指すもの …40

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 基本目標を実現するために取り組むべき方向性

第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開…44

- 1 計画の体系
- 2 具体的な取り組みの展開
 - ・取り組むべき方向性1 つながり支えあう地域をつくる …45
～社会的な孤立を生まない地域を目指す～
 - ・取り組むべき方向性2 地域の「暮らし」に支援を届ける …61
～支援を求めている人、手助けが必要な人に必要な支援を届ける～
 - ・取り組むべき方向性3 地域で活動する多様な担い手を育む …69
～若者から高齢者まで、身近な福祉の問題に気付き、行動できる人や活動主体を育む～
 - ・3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり …83

第5章 計画の進行管理と評価 …86

参考資料 …87

主な略称

この計画では、以下の略称を用います。

名古屋市役所 （略称）市

※名古屋市と表記した場合は、地名や地域的な範囲を指すものとします。

名古屋市社会福祉協議会 （略称）市社協

区社会福祉協議会 （略称）区社協

アンケート名と説明

この計画で掲載しているアンケート名とその内容は、以下のとおりです。

○市政アンケート

施策についての課題・要望を把握し、これらを施策に生かすため、無作為抽出した 20 歳以上の市民 2,000 人を対象に毎回テーマを設定して実施しているアンケート調査です。本計画の策定にあたり、「地域福祉のあり方について」をテーマとして平成 26 年 1 月に実施しました。

○福祉団体等へのアンケート

本計画の策定にあたり、地域の課題やニーズを明らかにすることなどを目的として、平成 25 年 10 月～12 月に実施したアンケート調査です。対象は、地域福祉推進協議会、策定委員会関係団体、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体、いきいき支援センター、障害者地域生活支援センター（現、障害者基幹相談支援センター）、主任児童委員、商店街（名商連会員組合）です。

第1章 計画策定にあたって

1

私たちにとっての地域福祉を考えてみよう！

～地域福祉は身近なもの～

(1)「地域福祉」って、なんだろう？

「地域福祉」という言葉を聞いて、どのように感じますか。専門的な用語、あるいは抽象的な印象を持つ方もいるかもしれません。しかし、私たちにとっての「地域福祉」とは、実はとても身近な問題です。

私たちは、ライフステージに応じて活動の範囲が変わります。小さな子どもや会社を退職した人、自宅で商いをしている人は、比較的地域で過ごす時間が長いかもしれません。また、高校生や大学生、多くの会社員は、日中、地域から離れた学校や職場に通っていますが、夜になれば皆、自宅のある地域に戻り、休みの日には、地域の行事に参加することもあるでしょう。

このように、私たちは時間の長短はありますが、一日の最後には地域に戻り、地域を生活の拠点とし、地域に根ざして日々の暮らしを送っています。

ところで、目線を少し自分や家族から離し、隣近所やその周りに気を配って意識してみましょう。すると、地域の中には自分ひとりでは解決できないような困りごとを抱えて暮らしている人の存在に気づくことがあります。

例えば、

「子育てに悩んでいます。身近に相談できる人がいません。」

「ひとりで暮らしている高齢の親の生活が心配です。」

「最近、閉じこもりがちです。地域の中で相談できる人もいません。」

「身体の調子が不安です。ちょっとした手助けがあれば、まだ住み慣れたこの場所で暮らし続けることができるのですが・・・。」

「私は走ったり、階段を駆け下りたりすることができません。もし大きな地震が発生したら、一人で避難することができるか心配です。」

このように、地域には、大なり小なりの困りごとを抱えながら生活している人もおり、身近で本当に困っている人がいれば、同じ地域の一員として、その人のことを思いやり、手を差し伸べ、互いに助けあい、支えあって暮らしていくことが大切です。こうした隣近所や周りの人の抱える様々な困りごとにも目を向けてみるのが「地域福祉」の入り口だと考えています。

地域の住民同士お互いを尊重し、ともに助けあい支えあいながら、障害の有無や年齢に関わらず地域から誰ひとり排除されない、誰もがその人らしく安心

で充実した生活が送れるような地域社会を形成していくこと。そして、そうした地域社会の形成をめざし、地域の全ての構成員が主体的に関わり福祉の実践をしていくこと。それが、私たちの目指す「地域福祉」だと考えています。

(2)「地域福祉」を進める主体は誰なのでしょう？

従前の福祉は、一部の限られた社会的弱者に対して行政及び社会福祉法人が中心となり、経済的な支援や各種の福祉サービスを提供し、セーフティネットとしての機能を果たすことと考えられがちでした。それが時代の変化とともに、普段の暮らしの中にある様々な福祉課題・生活課題を積極的に拾い上げ、地域の問題として、住民や行政、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、民生委員・児童委員、社会福祉法人、地域で活動する様々な団体・専門機関・関係機関などが互いに連携・協働して対応にあたり、そうした福祉活動を通じて、地域の活性化をも図っていく、福祉をまちづくりと関連付けて積極的に捉えるようになら変わってきました。

その際、行政は、法令に基づき公的サービス（制度）を提供するがゆえに柔軟性に欠ける場合が多く、その地域に生活している人にしか発見しにくい課題や新たに生まれた課題などの公的サービス（制度）だけでは対応できない問題に迅速に対応するには、どうしても限界があります。また、こうした地域の課題に対しては、住民の主体的な参加を得ながら、地域の実情に応じて、柔軟に対応した方がより効果があがり、ともに課題に取り組むことで、私たちの生活の充足感や生きがいを高めて、ひいては地域の団結力を強くすることもあります。

このように、地域福祉を進める主体は、地域住民、行政と限定するのではなく、地域を構成する「私たち」全員が連携・協働し、互いに役割を分担しながら、ともに解決に当たることが重要なのではないのでしょうか。

(3)なぜ計画を策定するのでしょうか？

近年、「地域のつながりの希薄化」を心配する声が聞かれます。昨今ではさらに高齢者等の「孤立」が社会問題として顕在化しています。加えて、地域では困りごとを抱えた人たちへの生活支援、南海トラフ大地震に備えた災害時要援護者への支援や複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立支援など、各地域や家庭そして、個々人が抱える福祉ニーズ（需要）への対応は、公的サービス（制度）だけでは十分ではありません。このような課題に「私たち」が協力して取り組んでいくためには、先ず現状をしっかりと把握するとともに、役割分担を明確にした上で、地域で気づき、地域で考え、地域も主体的に動くというように、地域福祉の方向性を指し示すものが不可欠と言えます。

そこで、本計画は、生活の場である「地域」に着目し、私たちが取り組む“連携・協働”の方向性を示すものとして、市民、地域福祉活動や市民活動の実践者、関係機関・団体等の意見を反映しながら策定することにしました。

また、本計画では、対象者別に個別具体的な事業及びその成果指標を網羅的に掲げるのではなく、地域福祉の担い手が活動に行き詰ったり迷ったときに立ち返るところとして、地域福祉の目指すべき方向性と地域で営まれている多様でユニークな取り組みをできるだけ多く計画に盛り込み、地域福祉の実践活動を行う場合のヒントにしてほしいとの願いを込めています。

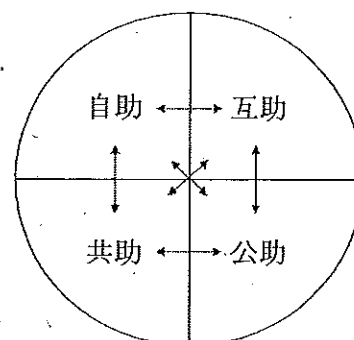
(4)地域福祉を推進する上での大切な視点 「自助」「互助」「共助」「公助」

地域福祉を推進するためには、「私たち」が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、次の4つの視点が大切だと考えています。

自助	自分自身や家族でできることは自ら行う
互助	自助だけでは解決できないことは地域の中の助けあいで解決をする
共助	介護保険制度など制度化された相互扶助で解決をする
公助	生活保護制度など行政が行う公的なサービスを活用して解決を図る

※「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書 地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」（平成25年3月 地域包括ケア研究会）を参考に作成。

この「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの視点を福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させ、市民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社協、行政等が連携・協働を図り、地域福祉を推進していくことが求められます。



また、「互助」よりも圏域をもっと身近なご近所に限定し、隣近所による助けあいの姿として「近助（きんじょ）」という言葉も新たに生まれています。

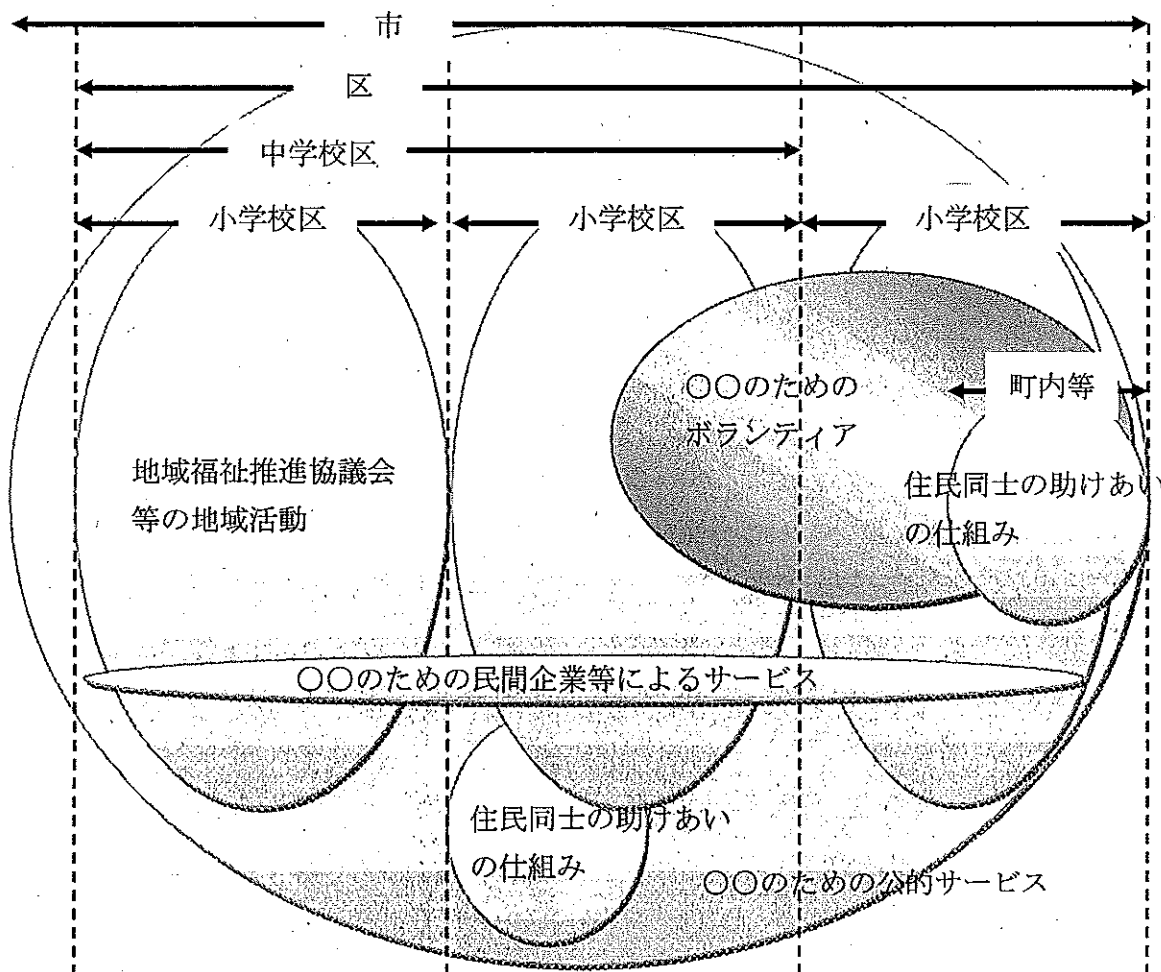
「自助」「互助」「共助」「公助」の
関係のイメージ

(5) 本計画における地域福祉を推進する「地域(圏域)」の考え方

地域福祉を推進する上での「地域(圏域)」は、市・区・中学校区・小学校区(学区)・町内会等、多様な圏域が考えられ、一律に設定できるものではないと考えています。

区政協力委員会、民生委員・児童委員協議会、地域福祉推進協議会等の地域団体は小学校区を基本単位としています。一方で、町内会や小学校区等より狭い範囲での活動や、中学校区や区、市といったより広い範囲での活動が適している場合もあり、福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に応じて柔軟に重層的な圏域を設定して地域福祉を推進していく必要があります。

サービスが重層的に重なり合う圏域のイメージ



(6) 人権を尊重した計画の推進

すべての人は、自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を持っています。しかし、その一方で女性に対する不利益な扱いや暴力、子どもへの虐待やいじめ、高齢者虐待、障害者への偏見や差別等が後を絶たず、社会的な問題となっています。

また、歴史的な過程で作られた身分差別により、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、日常生活上で差別や不利益な扱いを受ける等の同和問題も解消されたとは言い難い状況にあります。

他にも特定の国籍の外国人の排斥、H I V感染者やハンセン病患者、刑を終えて出所した人、ホームレスへの偏見や差別、犯罪被害者への中傷、性同一性障害に対する偏見や差別等の問題もあります。インターネット上では、個人の名誉やプライバシーの侵害等の問題も発生しています。

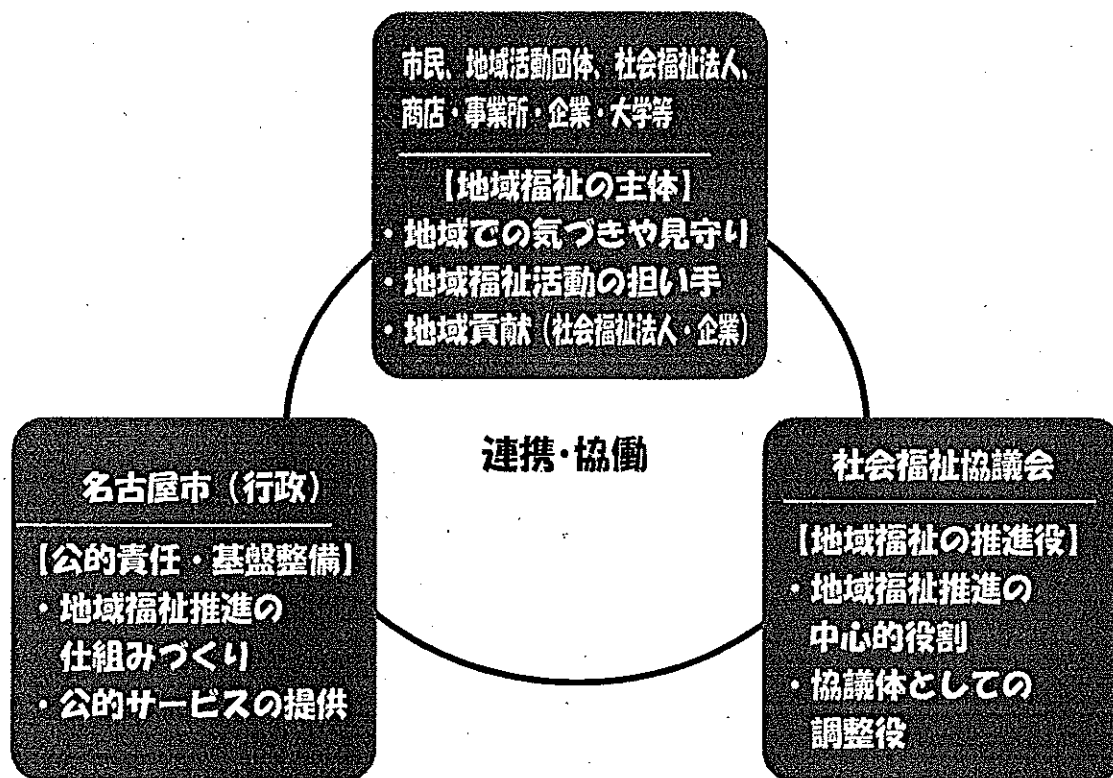
本計画では、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて計画を策定しています。

2 私たちがつくる地域福祉

(1) 役割分担

地域福祉を推進するためには、「私たち」がそれぞれ置かれた立場や強みを活かした役割を担いながら連携・協働していく必要があります。

ここでは、「私たち」それぞれの役割について、基本的な考え方をまとめます。



○市民の役割

住み慣れた地域でその人らしく安心して生活するためには、日頃から自分自身の生活や健康に目配りをしながら、自分でできることは可能な限り自分で行い、支援が必要となったときのために備えて、公的サービス（制度）の種類や内容、相談機関等の情報を把握しておく必要があります。また、家族や親族、ご近所同士のつながりや思いやりを大切にし、地域で行われる行事や活動に積極的に参加・協力することが大切です。

私たちは、地域福祉の成果を享受する主体ですが、ときには地域福祉活動の担い手にもなり、日常生活でかわすちょっとした挨拶や活動からの気づき、見守りを通じて、周りで困っている人がいたら、自ら「お互い様」の精神で手を差し伸べることが大切です。

○地域活動団体の役割

地域には、活発に活動している数多くの団体があります。地域住民による地縁的な組織である自治会や学区連絡協議会、地域福祉推進協議会、老人クラブ、

子ども会、女性会などが活動しています。また、地域の様々な分野でキーパーソンとして中心的な役割を担っている区政協力委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健委員も幅広く活動をしています。今後も、地域の身近な存在として、地域に根ざしたきめ細かな助けあい支えあいの活動を進めていくことが期待されます。

また、地域で活動するボランティアグループやNPOも地域の構成員として、地域福祉活動の担い手となり、ときには、その専門性を発揮し、公的サービスの隙間を埋める存在として、これまで以上に活躍が期待されます。

○社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、高齢者、障害者、児童等の各分野において、優れた専門機能を有し、豊富なノウハウや人材、これまで培われた経験を併せ持つことから、法人が行う既存の福祉サービスに加えて、地域の様々な福祉課題・生活課題の解決に向け、より積極的な関与・実践が期待されます。

また、国では、社会福祉法人制度の見直しの議論が活発に行われており、そうした国の動向もあり、社会福祉法人が地域福祉や社会福祉の向上に貢献するための活動への関心が高まっています。

○地域の商店・事業所・企業・大学等の役割

地域の商店は、地域住民が生活する上で欠かすことのできない存在です。また、介護・障害・保育等の各サービスを提供する事業所は、公的保険・福祉制度の一翼を担い、良質なサービスを効率的に提供していく役割を担っています。

加えて、地域に拠点を置く企業や大学などの教育機関も、商店同様地域を構成する一員であり、そのノウハウや専門性を活かし、地域福祉の担い手として、より積極的な関わりが期待されます。

○社会福祉協議会の役割

社協は、地域の中の様々な福祉課題・生活課題の解決に向けて、住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設、NPO法人等の関係者及び行政と協力して活動を進めている団体です。全国、都道府県、政令指定都市、市区町村で組織されており、名古屋市にも名古屋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と各区に区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が設置されています。

市・区社協は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられていることを踏まえ、地域福祉の「推進役」としての役割を果たします。地域住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めるとともに、公共性・公益性の高い民間団体としての特性を活かし住民のニーズ（需要）に柔軟に対応します。

また、様々な福祉関係者による協議体であることから、そのネットワークを活かした活動を進めるとともに、多様な意見やニーズ（需要）を集約し、地域住民や他の民間団体・企業等と市との「調整役」を果たします。

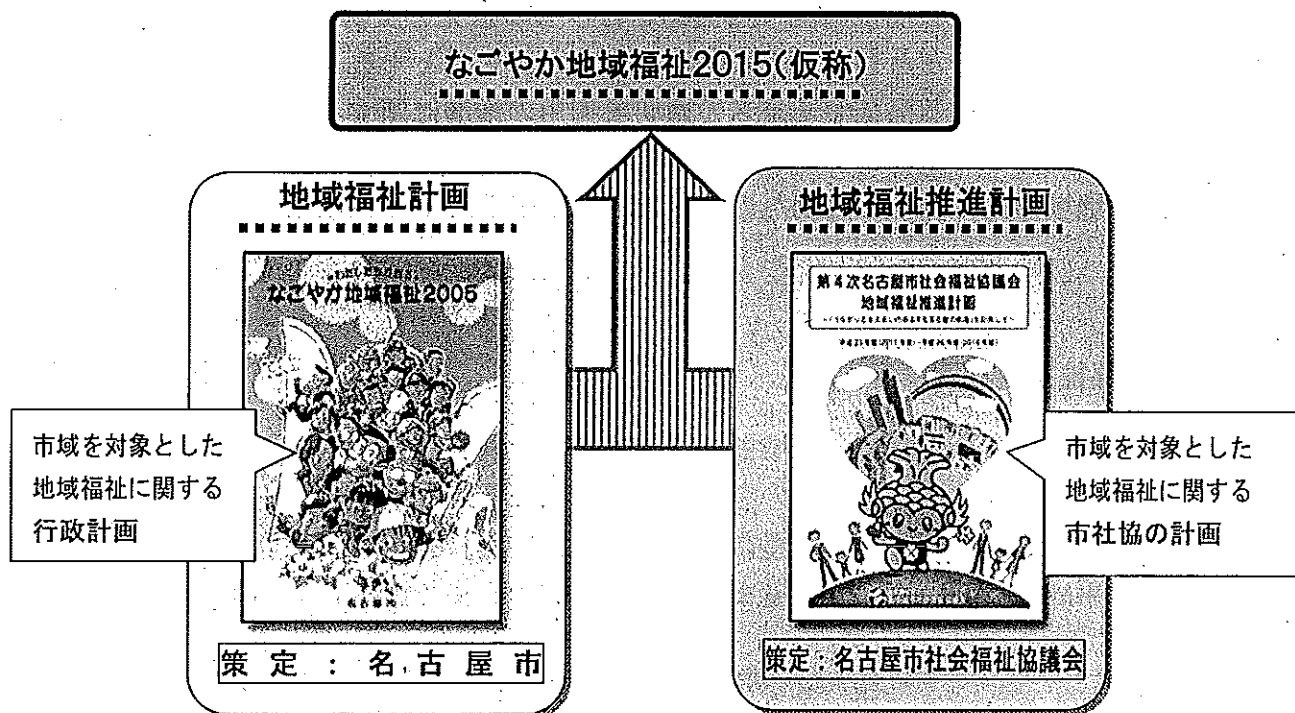
○市（行政）の役割

市は、基礎的自治体として、住民の生命・財産・暮らしを守り、住民に最も身近な行政機関として、保険・福祉、保健・衛生、教育・文化、環境・ごみ、住宅・街づくり、道路・公園、上下水道、消防・防災、交通など住民の日常生活に直接関わる分野で、高度で良質な行政サービスを提供するとともに、福祉基盤のさらなる充実や地域福祉を推進するための仕組みづくりなど重要な役割を担っています。

一方で、少子高齢化の急速な進展と若年労働者が減少する中で、高齢単身世帯や夫婦のみ世帯が増加し、そうした方々の生活をどう支えていくのかという課題、また南海トラフ大地震の発生が懸念される中、命を守るための助け合いの仕組みづくりをどう推進していくのかという課題、さらには社会・経済の構造変化に伴い安定した職業に就けず、生活困窮に陥る方の支援策など、いずれも行政だけでは解決しえない今日的課題が顕在化しており、地域住民や社協、関係団体等に積極的に連携を呼び掛け、ともに解決策を模索していく取り組みが必要となっています。

(2) 本計画を市と市社協とで一体的に策定することの意義

本計画は、市の作成する「地域福祉計画」と市社協が作成する「地域福祉推進計画」とを一体的に策定します。その意義は、地域福祉を推進する上で、市と市社協が果たす役割は極めて重要であり、互いの役割分担を明確にするとともに、計画の策定段階から意見を交換し合うことにより、実現性のある効果的な方針や方策を共有し、連携・協働を図りながら地域福祉を推進していくことにあります。また、「なごやか地域福祉2005」策定時の策定委員会において、委員より両計画を一体的に策定することが望ましいとの意見があったことも一つの契機となっています。



なお、市社協は、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進する役割を担うとともに、様々な福祉関係者による協議体であることを踏まえ、市が実施する地域福祉に関する施策について、幅広い考え方が反映されるよう努め、地域福祉活動がより有効的に取り組まれるよう必要な支援や調整を行います。

市は、こうした市社協の意見や市民、地域福祉に関係する団体等への意見聴取の内容などを踏まえて、地域の実情を取り込みながら、より具体的な支援方策の検討を進めます。

参考 地域福祉計画と地域福祉推進計画について

〈地域福祉計画〉

地域福祉計画は、市が策定する行政計画であり、地域福祉推進のための市の役割を明確にするとともに、市のあるべき地域福祉の方向性を提示する目的を持っています。社会福祉法に照らし、具体的には、地域において、必要な福祉サービスを受け取るための仕組みづくりに関すること、社会福祉を目的とする多様な事業主体の適正な振興・参入促進やその連携・協働に関すること、住民参加のあり方などに関することを盛り込みます。

社会福祉法では、以下のように規定されています

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

〈地域福祉推進計画〉

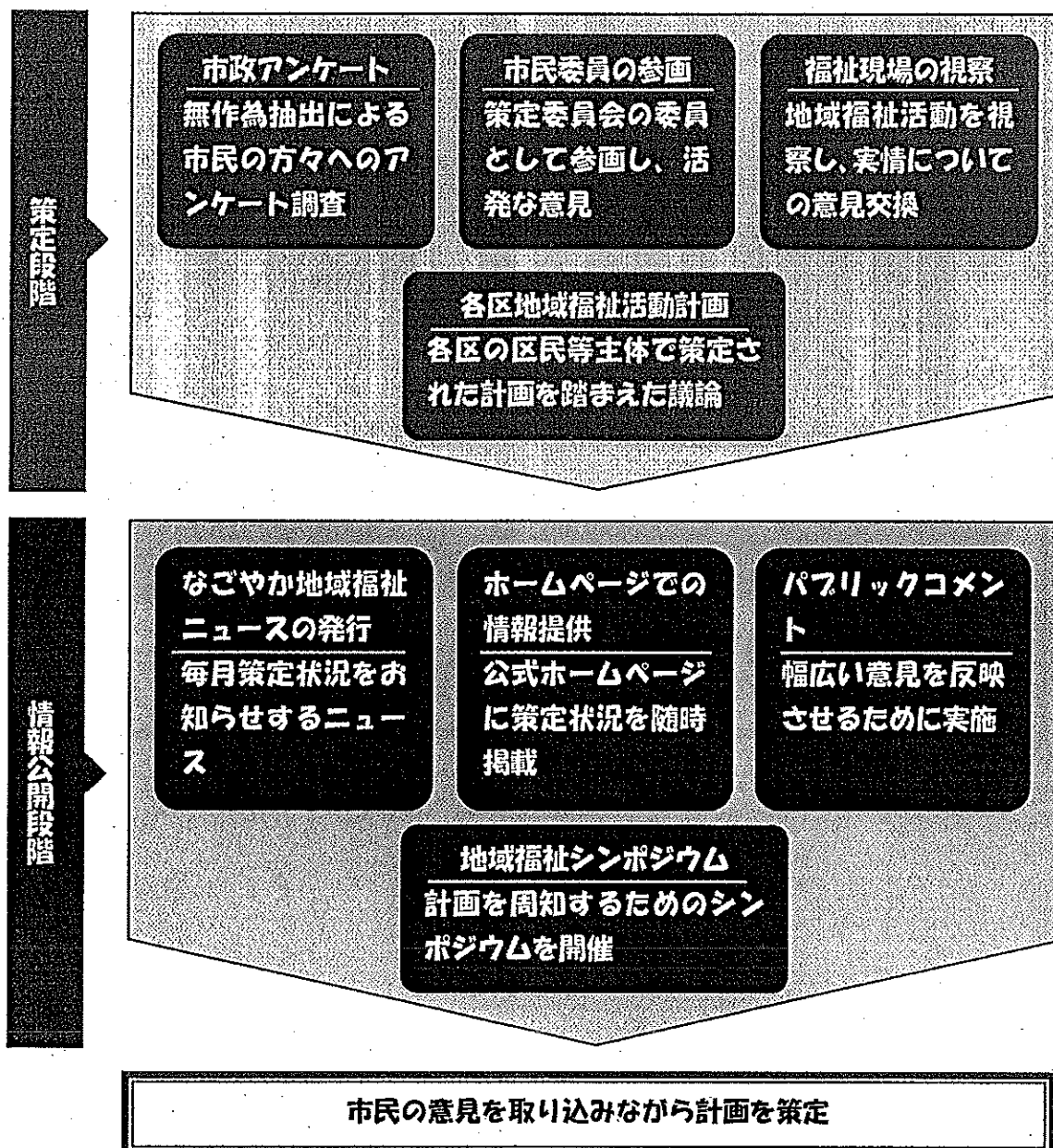
名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画は、地域福祉を推進する団体として、市域全体の地域福祉推進の方針や方策を定める目的を持っています。市社協では、平成6年度に「名古屋市地域福祉推進計画」を策定して以降、第4次計画（平成23年度から26年度までの4か年計画）まで策定しています。

(3) 多くの意見を取り入れた計画の策定

社会福祉法が定める地域福祉計画は、市が最終的な責任を負う行政計画ですが、その策定過程において、市民や地域に関わる様々な団体・関係機関の参加や協力がとりわけ欠かせない計画、換言すれば“参加それ自体が地域福祉計画”であると考えています。

それは、『社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である』（「中央社会福祉審議会社会福祉構造改革について」（中間報告）（平成10年6月））との考えに基づいているからです。

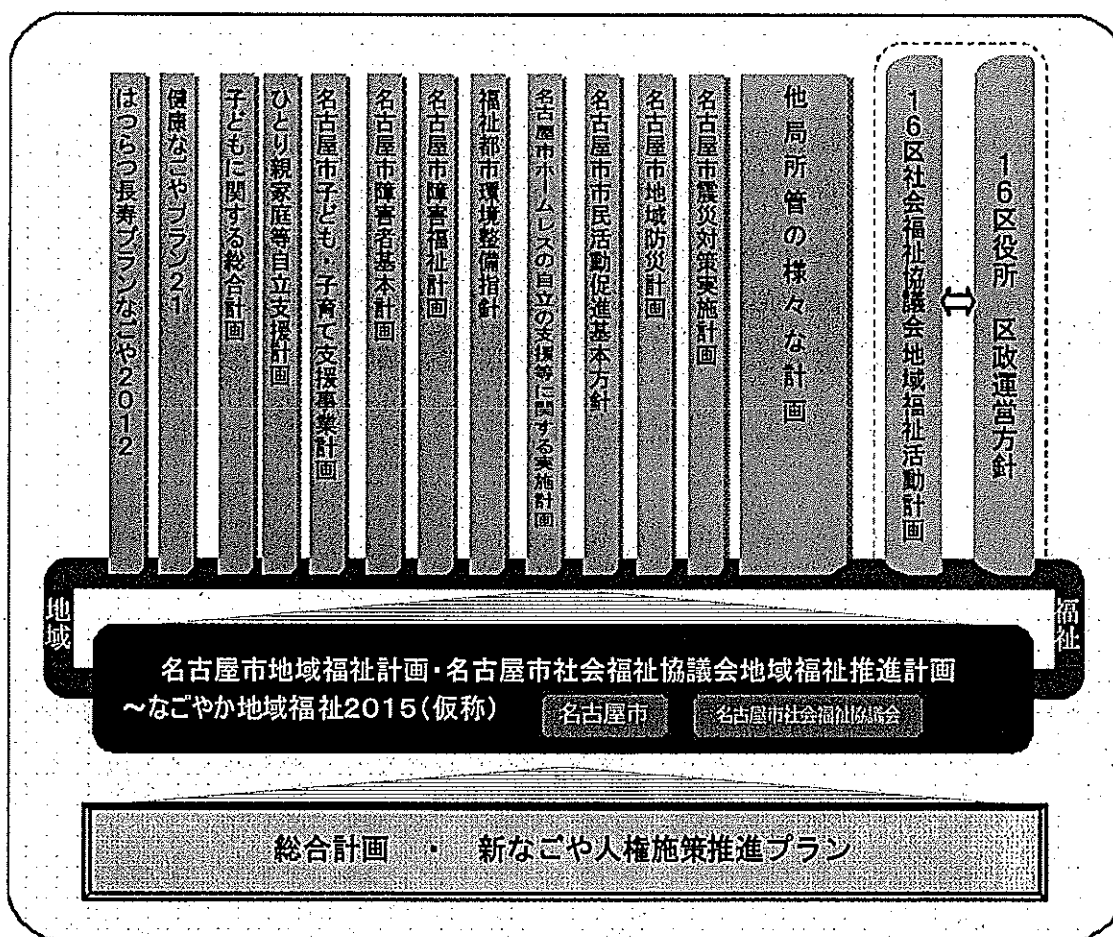
このため、本計画の策定にあたっては、より多くの方の意見を反映し、また、協力を得ることができるよう、次記のとおり取り組んできました。



(4) 本計画と他の計画との関係

高齢者、障害者、児童、防災等の個別計画は、それぞれの分野における課題とそれに対応する行政施策の内容や事業量等を設定することに主眼を置いています。

一方で、本計画は、市の総合計画と新たなごや人権施策推進プランを基礎として、生活の場である「地域」に着目しながら、個別計画に共通する福祉課題・生活課題、例えば、人と人とのつながりが希薄化し、地域から孤立している人の問題や地域福祉の担い手が不足していることなどの課題に対し、それらの解決を図るための、「私たち」が主体的に関わる福祉の実践例と地域福祉の基本的方策を示す計画です。



(5) 地域ごとの実情に応じた取り組みの推進

各区におけるそれぞれの地域では、年齢構成や地理、生活環境などの違いにより求められているニーズ（需要）が異なり、地域福祉の取り組みもそれぞれに合った内容が望まれます。

本計画では、市域全体で推進する地域福祉の方向性を示す一方で、こうした地域ごとの実情に応じた取り組みの重要性も意識した計画としています。

○各区社協

各区社協では、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、その計画に基づいて、区内における地域福祉の推進を図るための取り組みを進めており、平成16年度に策定して以降、第3次（平成26年度から平成30年度までの5か年計画）まで策定しています。

活動計画は、公募した区民や地域の団体・社会福祉事業者等を中心に検討され、区の特性に応じた個性ある地域福祉の推進を目指した内容となっています。

本計画では、こうした区民等の声を反映させるため、16区の活動計画に盛り込まれている目標や方策との整合性を図るとともに、これらを市レベルで支援することを念頭において、全市的な地域福祉の推進策を示す計画として策定しています。

また、活動計画の策定及び策定後の取り組みについて、区役所が区社協を支援し、引き続き、区役所と区社協が連携・協働することができる体制づくりを進めます。

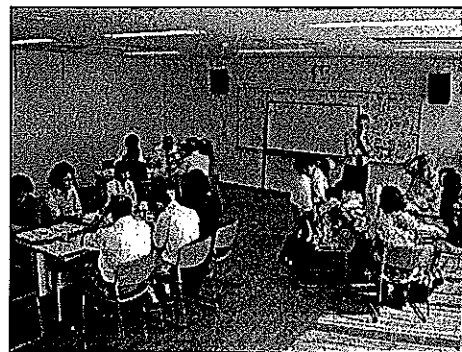
事例 区社協地域福祉活動計画の策定段階からの区役所との連携

中区社協の第3次地域福祉活動計画は、公募した区民や地域の団体、ボランティアグループ、NPO等活動者に加え、区役所職員も一緒に策定作業を行いました。

区役所の福祉課など福祉に関係の深い部署だけではなく、まちづくり推進室や、消防署、保健所、文化センターの行政職員も策定作業に加わりました。

策定作業の段階から区社協と区役所が連携・協働することで、計画の実践段階でも円滑に協働・連携が図れるよう留意しています。

なお、他の多くの区社協の第3次地域福祉活動計画においても、区役所の職員が策定作業に加わっています。



策定作業の様子

○各区役所

区役所は、最も地域に身近な行政機関として、区民の福祉の向上ために、重要な役割を担っています。

区役所では、「新たな区役所改革計画」をさらに進めるために策定した「新たな区役所改革計画アクションプラン」に基づき、地域課題を主体的に解決する地域の総合行政機関を目指すこととしています。また、各区では、「区政運営方針」を策定し、その中で区政の基本施策や目標に併せ、区役所が主体的に実施する事業を具体的に定めています。

本計画は、こうした「新たな区役所改革計画アクションプラン」や「区政運営方針」との整合性を図りつつ、ともに連携して、地域の福祉課題・生活課題を解決するための指針となることを意図しています。

地域主体のまちづくりの推進「地域コミュニティの活性化」

●取り組み方針

- ①幅広い世代の地域活動への参加を促し、地域活動の更なる活性化を促進します。
- ②地域活動の担い手を幅広く育成する取り組みを支援します。
- ③地域で活動する多様な主体間の連携・協働を支援します。

※新たな区役所改革計画アクションプランより

第2章 現状と計画策定の背景

1 私たちの地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題

(1) つながりの希薄化と地域からの孤立の問題

いま何が課題となっているのか。

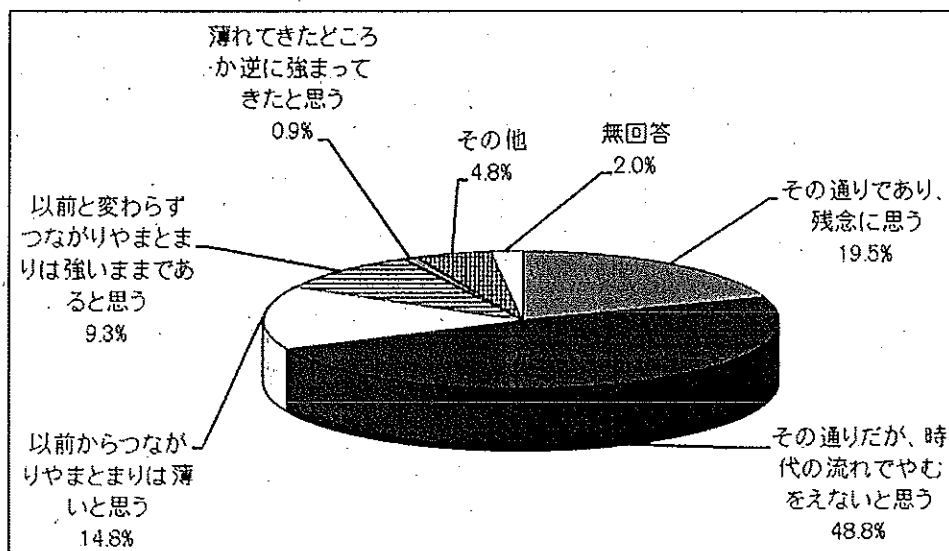
- ・地域での住民同士のつながりが薄れてきています。ひとり暮らしの高齢者だけではなく若年層にも社会的孤立が広がっています。
- ・つながりの希薄化や社会的孤立は、近隣の助けあいの輪から外れてしまう問題、孤立死、消費者契約のトラブル、生活困窮、ごみ屋敷、虐待などと結びつき、深刻な社会問題となっています。

●約 7 割の人は「人と人とのつながりが薄れてきている」と感じている

市政アンケートの結果によると、約 7 割の方が「地域においての人と人とのつながりや、まとまりが薄れてきている」と回答しています。また、このつながりが薄れてきていることについて、「時代の流れでやむをえないと思う」との回答が 5 割近くもあることから、つながりの大切さを啓発するとともに、気軽に地域福祉活動を実践できる機会を創出していく取り組みをしないままでは、地域の希薄化がますます進行していく恐れがあります。

市政アンケート結果（平成 25 年度実施）

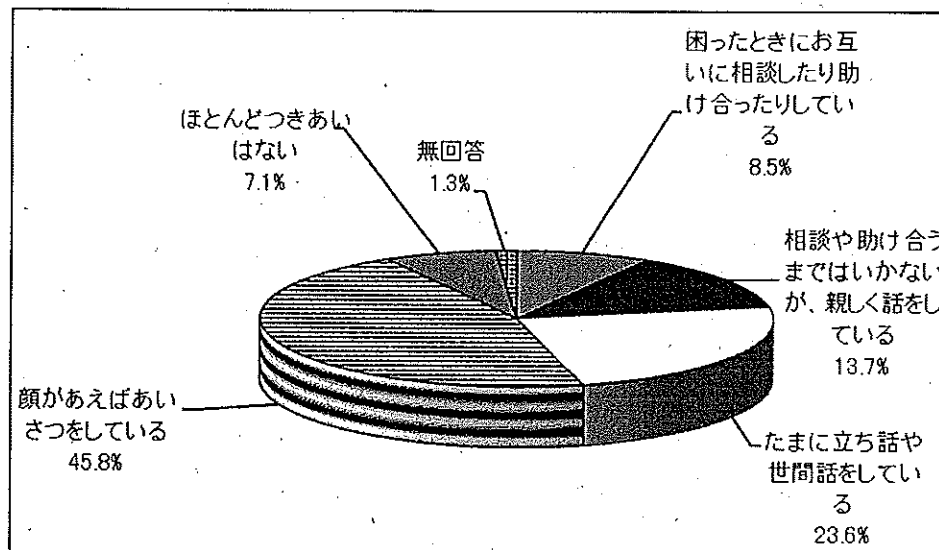
問 近年、「地域においての人と人とのつながりや、まとまりが薄れてきている」といわれていますが、あなたのお住まいの地域はどのような状況だと思いますか



普段の近所づきあいについて、「困ったときにお互いに相談したり助け合ったりしている」と回答した方は 1 割に満たない結果でした。一方、どの程度の関係が望ましいかという設問については、「相談や助けあうまではいかないが、親しく話をする」31.5%と一番多く、次いで「困ったときにお互いに相談したり助けあったりする」28.2%となっています。

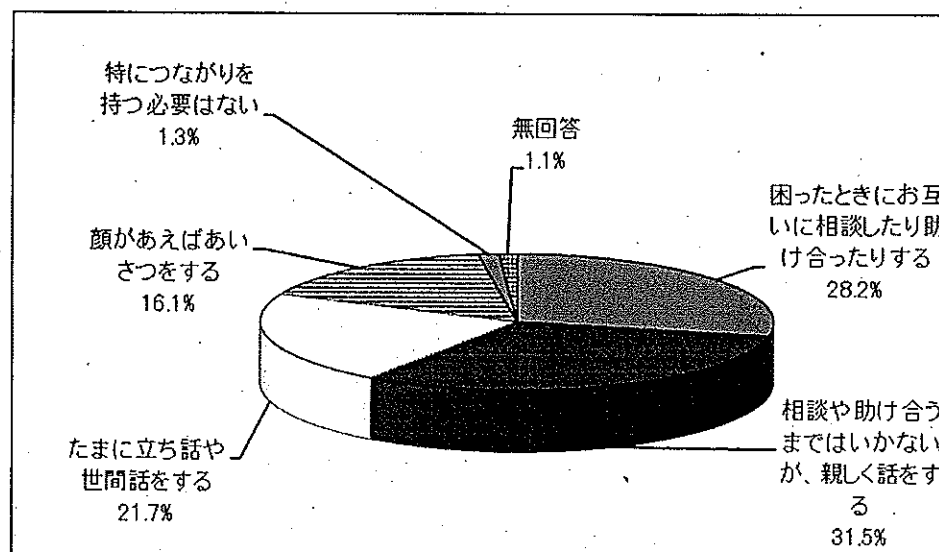
市政アンケート結果（平成 25 年度実施）

問 あなたは普段、近所の人とどの程度のつきあいをしていますか。



市政アンケート結果（平成 25 年度実施）

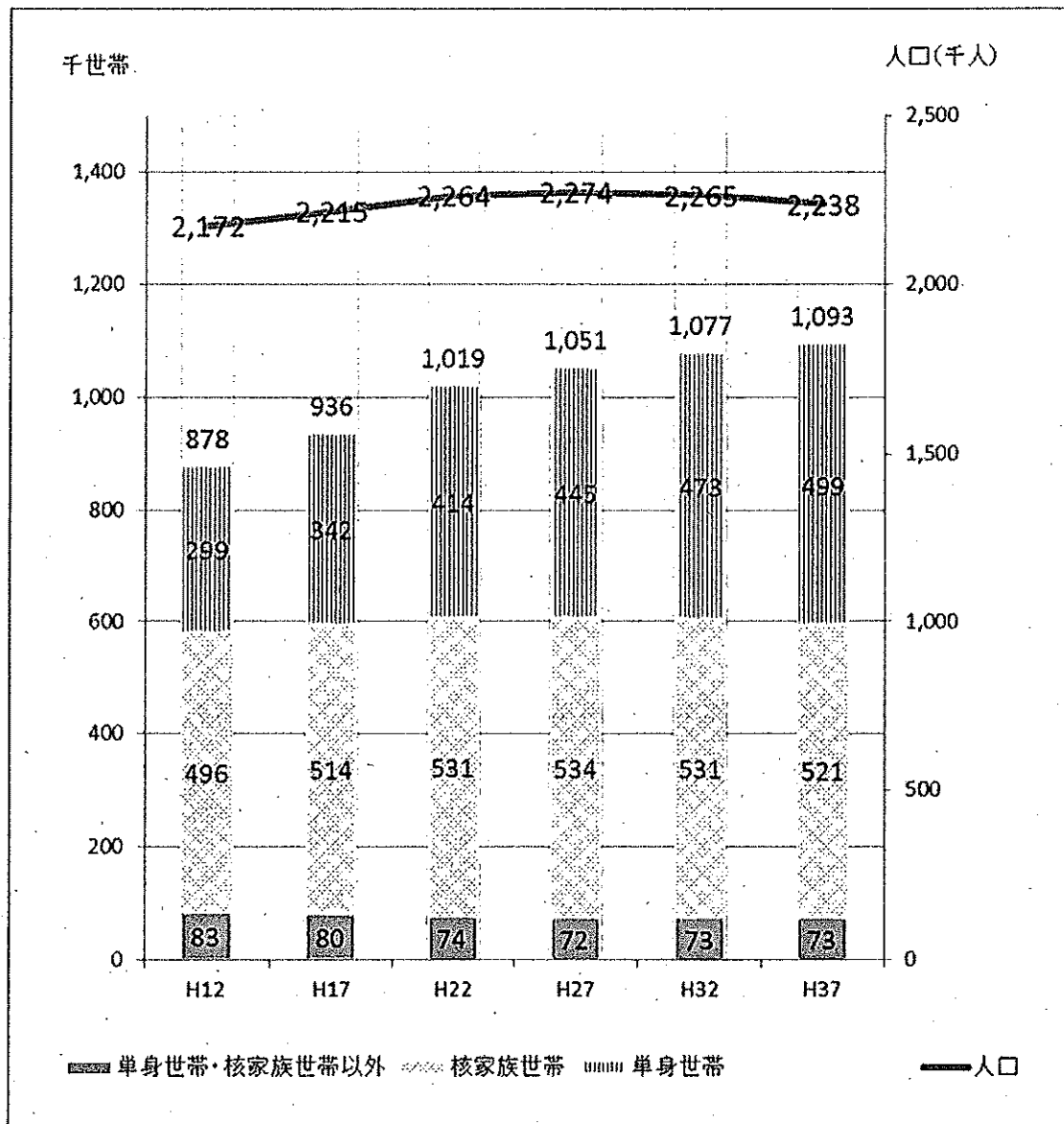
問 あなたは「地域における人と人とのつながり」について、どの程度の関係が望ましいと考えですか。



●世帯構造の変化と社会的孤立

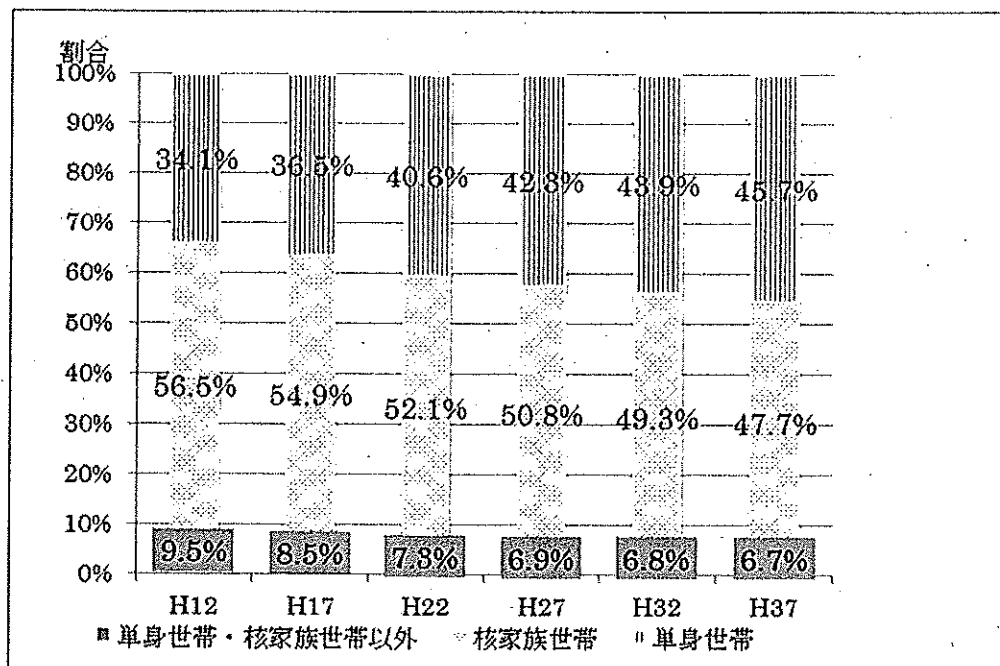
平成22年10月1日現在、単身世帯は41万4,490世帯で、平成37年には、約49万9,000世帯になると推計されています。また、核家族世帯も同じく平成37年には、約52万1,000世帯と推計されており、全世帯数の推計である約109万3,000世帯のうち、単身世帯と核家族世帯の割合が93.3%と多くの割合を占めることになります。

総人口及び一般世帯数の推移



※実績値 (H12～22) は、総務省の国勢調査等をもとに作成。推計値 (H27～37) は、市の推計をもとに作成。

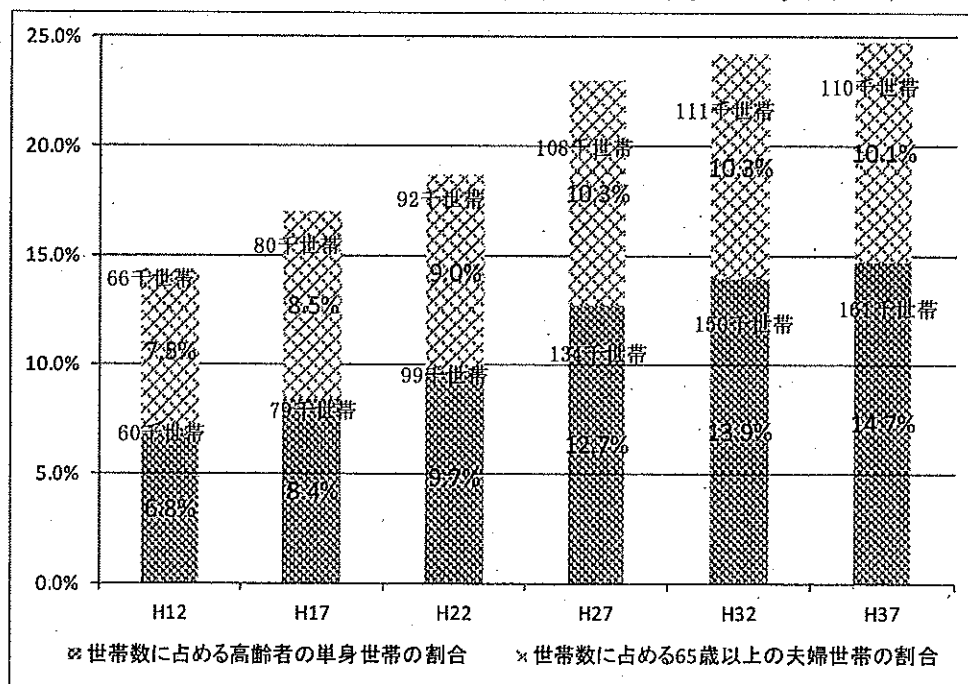
一般世帯数に占める単身世帯と核家族世帯の割合



※実績値（H12～22）は、総務省の国勢調査をもとに作成。推計値（H27～37）は、市の推計をもとに作成。

高齢者の状況をみると、平成22年10月1日現在、単身世帯（世帯主の年齢が65歳以上の単独世帯）は、9万8,841世帯で、平成37年には約16万1,000世帯と大幅に増加すると推計されています。世帯主の年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯は、平成22年10月1日現在、9万1,716世帯が平成37年には約11万世帯に増えると推計されています。

一般世帯数に占める高齢者の単身世帯・65歳以上の夫婦のみ



※実績値（H12～22）は、総務省の国勢調査等をもとに作成。推計値（H27～37）は、市の推計をもとに作成。

「平成 22 年度版高齢社会白書」(内閣府)によれば、高齢者単身世帯等は、『家族・地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態である「社会的孤立」のリスクが高い』と記載されているように、高齢者の単身世帯の増加は、社会的孤立を生む可能性が高まることに留意する必要があります。

社会的孤立は、単身世帯や高齢者世帯に限ったことではありません。障害を理由とする差別・偏見や社会的障壁により、障害者の自立や社会参加が制限されるといったことも見受けられています。

市政アンケートでは、「住民による日頃の地域での助けあい、支えあいの活動として、どのような地域活動やボランティア・NPO活動が必要ですか」という設問に対して「障害者への支援活動」との回答が 25.7%となっており、前回の平成 20 年の同調査の 36.3%から低くなっていることから、地域における障害者への意識の低下が懸念されます。

他にも子育て世帯の孤立、ニートやひきこもりといった若年層に広がる孤立、地域との関わりを拒否する人の存在、生活保護に至る前の経済的に生活が困窮している人等の問題も顕在化しています。

また、日中の多くを学校で過ごす中高生や長い期間勤めた会社から退職した男性等は、日頃地域との関わりが薄く、地域への参加のしづらさを抱えている人もいます。

●つながりの希薄化や社会的孤立がもたらす問題

地域でのつながりの希薄化や社会的孤立は、日常生活を支えている家族や近隣などの互助的な助けあいの仕組みからはずれてしまう恐れが高くなり、日常生活を送るのに多くの困難をもたらすことにつながります。そして、こうした現象は、所在が不明な高齢者、虐待、孤立死、消費者被害トラブル、ごみ屋敷、大規模団地内における高齢者の孤立、災害発生時の要援護者支援、生活困窮などの社会的な課題に密接にかかわっています。

前述の市政アンケートの結果では、お互いに助けあえる関係や親しく話をすることを望んでいる人が数多くいることがわかりました。

こうした市民の意識を基礎として、多様な世代の住民同士が交流を深めるきっかけをつくり、ふれあいを通して相互理解を深め、地域でのつながりをつくる取り組みの推進が必要です。また、日常的なちょっとした困りごとを地域の互助的な助けあいや支えあいで解決する仕組みや、見守りが必要な人を地域で見守ることができる仕組みを構築することにより、社会的孤立を防止する取り組みが求められています。

●地域福祉推進協議会を中心として地域のつながりを深めていくこと

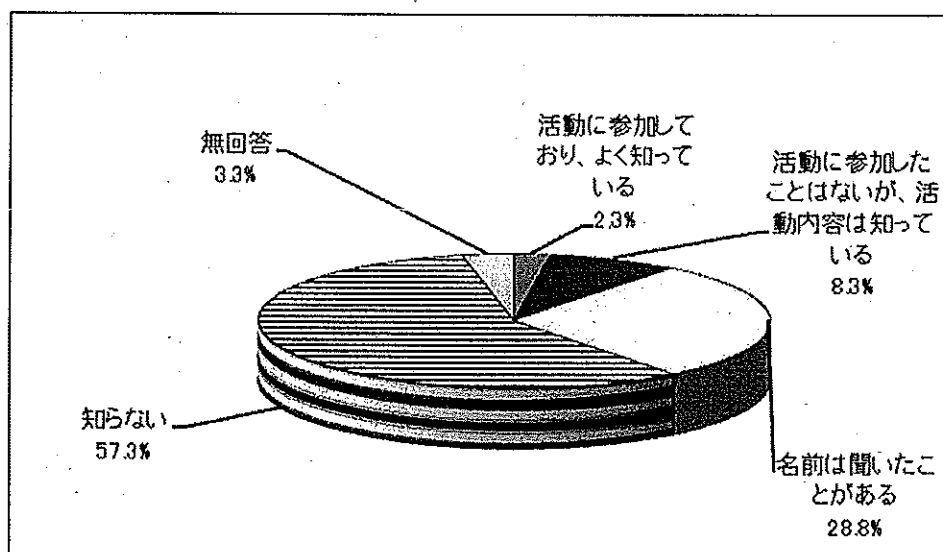
名古屋市内のすべての小学校区には、地域福祉推進協議会が設置されています。

地域福祉推進協議会は、誰もが安心して暮らせるまちを目指して、住民が主体的に福祉活動を進めていくための組織です。地域のニーズ（需要）を的確に把握し、地域に根差した地域福祉活動を進めるには、住民主体の地域密着型である活動組織が必要です。

市政アンケートでは、「知らない」と回答した人が前回平成20年度から6.3%上昇の57.3%になっていることから、地域福祉推進協議会の認知度を高めていくことが課題となっています。そのためには、活動内容の効果的な周知方法の検討も含めた、住民主体の地域に根ざした地域福祉活動を進めるにあたって必要な専門的な支援が求められています。

市政アンケート結果（平成25年度実施）

問 あなたは、「地域福祉推進協議会」を知っていますか。（○は1つだけ）



■地域福祉推進協議会

すべての住民が安心して暮らすことのできる福祉のまちを、住民が主体となって地域総ぐるみで推進することを目的として設立された団体です。(市内全ての小学校区で設立)

住民の理解と協力を得ながら運営し、行政、社協、他の地域活動団体、社会福祉施設、ボランティア、NPOなどの関係機関・団体と協働しながら活動を進めています。

〈主な活動内容〉

○住民の福祉に対する意識を高める

福祉関連の情報などを住民に周知し福祉意識を啓発（広報紙の発行）

○住民の相互理解を深めるための交流

- ・高齢者や障害者、ボランティアが食を介した交流（ふれあい給食）
- ・多様な世代が集い交流できる場づくり（世代間の交流）

○住民の困りごとの把握

日常生活上で困っていることや生活のしづらさについて、住民で話しあい、解決策を検討（住民福祉座談会）

○住民の福祉に対する意識を高める

福祉関連の情報などを住民に周知し福祉意識を啓発（広報紙の発行）

○手助けを必要とする住民への支援

- ・家に閉じこもりがちな高齢者や障害者、子育て中の親子との交流の場を身近な地域に設け、生きがいや仲間づくり（ふれあい・いきいきサロン活動）
- ・近隣住民による「見守り」（ふれあいネットワーク活動）や個別の活動「助けあい」（地域支えあい活動）



ふれあい・いきいきサロンの様子



世代間の交流の様子

(2) 支援が必要な人に必要な支援が届いていないことの問題

- ・地域における福祉ニーズ（需要）は多様化し、既存の枠組みだけでは、解決できない問題が増えています。
- ・公的サービス（制度）などの利用にたどりつくことができない人や支援を拒否する人がいます。
- ・サービスを提供する側が、制度外の援助を求められた場合に対応するための情報が不足しています。

●公的サービス（制度）だけでは解決ができない問題や複合的な課題を抱えた世帯の存在

地域における福祉ニーズ（需要）は多様化し、画一的な公的サービス（制度）だけでは解決ができない問題や、高齢者、障害者、児童という対象別の枠組みだけでは、解決できない問題が増えています。

このうち、公的サービス（制度）だけでは解決ができない問題とは、

- ・高齢者や障害者が自分で電球の交換ができない等の日常のちょっとした困りごと
- ・様々な社会情勢の変化により生じた新たなニーズ（需要）であって、現行の公的サービス（制度）では解決できない問題であったり、制度として想定していないもの
- ・サービスを受けることを拒否する人や自身が問題を抱えていることに気がつかない人への支援

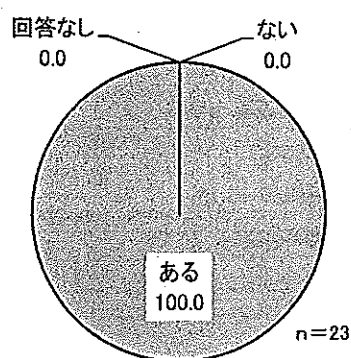
などが考えられます。

また、高齢者、障害者、児童という対象別の枠組みだけでは、解決できない問題として、介護が必要な高齢者と障害児の同居世帯で世帯全体への支援が必要な場合など、1つの分野の制度を当てはめただけでは解決できない問題もあります。

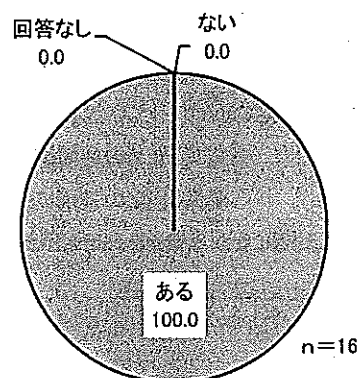
このため、支援を必要としている人の立場に立って、専門機関が連携し状況に応じた適切な支援を届けることや対象別・分野別などの既存の枠組みを超えた問題を総合的に支援する取り組みが求められています。

福祉団体等（いきいき支援センター、障害者地域生活支援センター）へのアンケート結果（平成25年度実施）

問 高齢者や障害者等で日常生活に支障のある人やそのご家族からの相談に応じて、介護保険や障害者総合支援法等既存の公的制度やサービスでは対応できなくて困ったことはあるか。



いきいき支援センター



障害者地域生活支援センター
(現、障害者基幹相談支援センター)

●公的サービスや相談窓口にとどり着かない人

名古屋市には各種多様な公的サービス（制度）がありますが、これらのサービスを適切に提供する体制が整っていたとしても、サービスの利用にとどりつくことができていない人がいる、という前提に立つ必要があります。

例えば、判断能力が十分ではないために利用できるサービスがわからない人、自らの問題や相談内容が複雑で相談窓口がわからない人、相談窓口の開設時間に行くことができない人などが考えられます。また、支援の手を差し伸べようとしてもそれを拒否する人もいます。

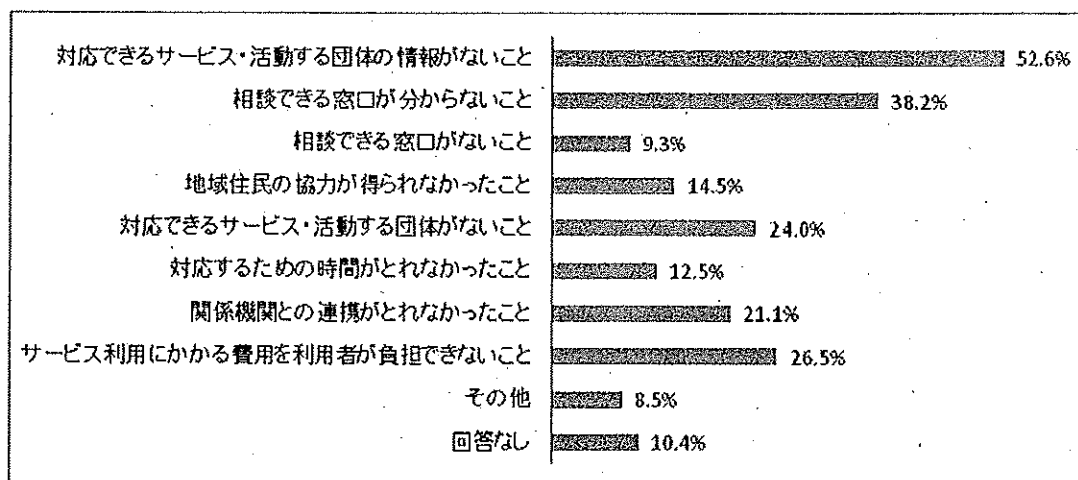
こうした人たちにも支援を届けるには、公的な相談窓口だけではなく、地域に身近な相談窓口を開設するなど多様な相談体制づくりや、判断能力が十分でない人への支援、解決の糸口がつかめるまで寄り添って支援する「寄り添い型」の相談支援の体制などが求められます。

●サービスを提供する側の情報不足

福祉団体等へのアンケート結果によると、既存の公的サービス（制度）では対応できない援助を求められ、対応ができなかったことの原因として、他の「対応できるサービス・活動する団体の情報がない」と「相談できる窓口が分からないこと」が多く回答されています。これは、こうした問題に対応するための他の社会資源の情報が不足していることが課題と考えられます。

福祉団体等（一部共通※）へのアンケート結果（平成 25 年度実施）

問 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められ対応できなかった場合、その原因は何だと思いか



※地域福祉推進協議会、関係団体（策定委員会関係団体、社会福祉法人、ボランティアグループ、NPO）、いきいき支援センター、障害者地域生活支援センター、主任児童委員

サービス提供者に対して、制度外サービスや相談窓口など他の社会資源の適切な情報提供や、サービス提供者同士の相互理解や情報共有など“顔の見える関係づくり”がより一層求められます。

●判断能力が不十分な人などの権利侵害や虐待

認知症や障害などを理由に判断能力が不十分な方は、生活上の困りごとがあっても、自分でそれを解決する方法を見出すことが困難な場合が多く、財産の侵害や虐待などで権利侵害を受けるといった人間としての尊厳が損なわれるケースが増加しています。

近年、こうした問題に社会的孤立の問題が重なり、高齢者等の消費者被害が増加し、被害額も高額になってきています。また、多重債務など消費者トラブルに巻き込まれる背景には、生活困窮の問題が絡んでいる場合もあります。

その他に、都市化や核家族化の進行に伴い、身近に子育て中の親をサポートする者が少なくなっている中、子どもに対する虐待の危険性が高まっていることや、配偶者からの暴力によって重大な人権侵害が発生している問題も起きています。

このような問題を地域で発見した場合には、迅速に適切な相談窓口や支援につなぐことが必要となります。

(3) 地域福祉の担い手とキーパーソンとなる人材の不足

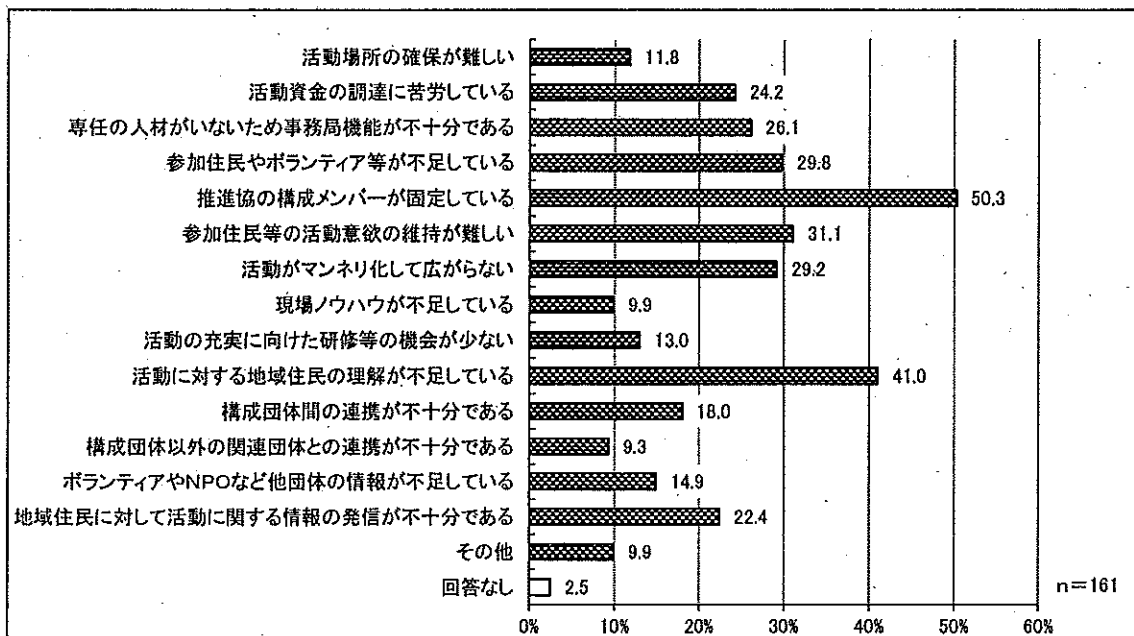
いま何が課題となっているのか。

- ・ 地域福祉活動の担い手が不足しています。
- ・ 地域福祉活動の中心として活躍している一部のキーパーソンに負担が集中しています。

● 地域福祉活動の担い手の不足

地域において助けあい支えあいを進めていくためには、適切な仕組みづくりに加えて、その活動の担い手を養成・確保することが必要です。行政や社協、様々な専門職やボランティアなどのほか、地域福祉の観点からは、私たち市民一人ひとりも重要な担い手と期待されますが、少子高齢化の進展に伴い、担い手の不足が深刻な問題となっています。

福祉団体等（地域福祉協議会）へのアンケート結果（平成 25 年度実施）
問「活動をするときにどのような障害や問題点がありますか。（複数回答可）」

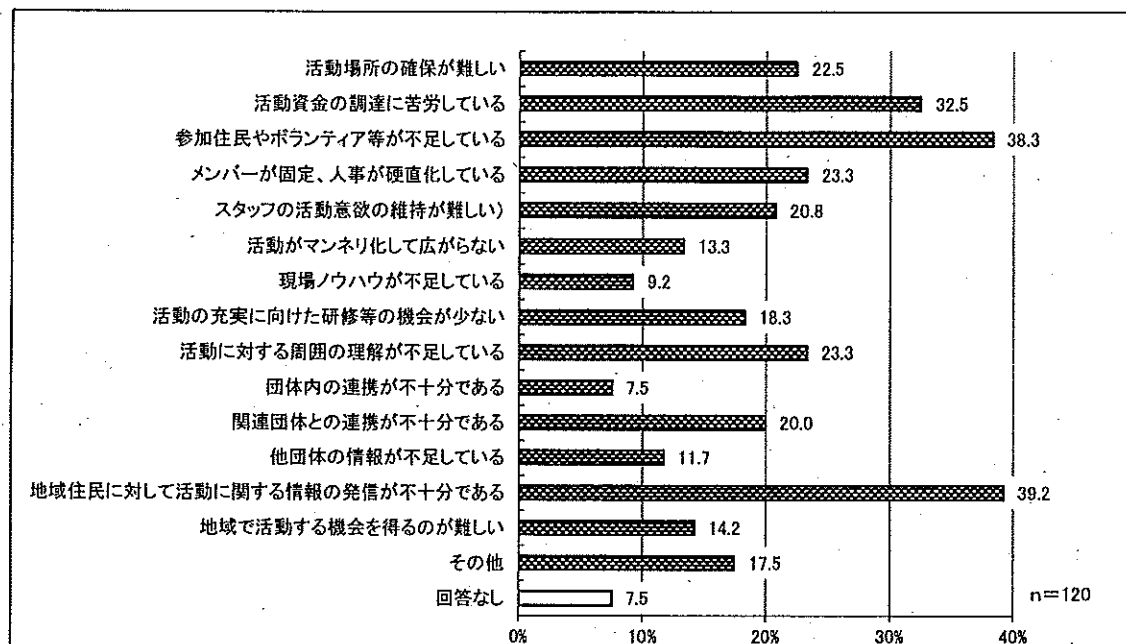


地域福祉推進協議会では、「参加住民やボランティア等が不足している」の回答が 29.8%あり、「地域福祉推進協議会の構成メンバーが固定している」との回答は、50.3%もありました。

また、「活動に対する地域住民の理解が不足している」の回答が 2 番目に多い 41.0%となっていることは、従前から課題となっている地域住民の幅広い参加が得られていないことに関連しているものと考えられます。

関係機関では、「参加住民やボランティア等が不足している」という回答が平均で38.3%となっており、中でもNPOは50%の回答がありました。

福祉団体等（関係機関）へのアンケート結果（平成25年度実施）
問 「活動をするときにどのような障害や問題点がありますか。（複数回答可）」



アンケート区分 × 問6 地域で活動をするときにどのような障害や問題点

	活動場所の確保が難しい	活動資金の調達に苦労している	参加住民やボランティア等が不足している	メンバーが固定、人事が硬直化している	スタッフの活動意欲の維持が難しい	活動がマンネリ化して広がらない	現場ノウハウが不足している	活動の充実に向けた研修等の機会が少ない	活動に対する周囲の理解が不足している	団体内の連携が不十分である
策定委員会 団体	2 14.3	7 50.0	4 28.6	3 21.4	2 14.3	3 21.4	2 14.3	2 14.3	6 42.9	0 0.0
NPO団体	10 31.3	17 53.1	16 50.0	3 9.4	6 18.8	3 9.4	1 3.1	5 15.6	9 28.1	2 6.3
社会福祉法 人	9 52.9	7 41.2	6 35.3	4 23.5	6 35.3	2 11.8	6 35.3	3 17.6	3 17.6	3 17.6
ボランティ ア団体	6 10.5	8 14.0	20 35.1	18 31.6	11 19.3	8 14.0	2 3.5	12 21.1	10 17.5	4 7.0
回答なし	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合 計	27 22.5	39 32.5	46 38.3	28 23.3	25 20.8	16 13.3	11 9.2	22 18.3	28 23.3	9 7.5

	関連団体との連携が不十分である	他団体の情報が不足している	地域住民に対して活動に関する情報の発信が不十分である	地域で活動する機会を得るのが難しい	その他	回答なし	回答者数
策定委員会 団体	2 14.3	2 14.3	7 50.0	0 0.0	5 35.7	0 0.0	14 100.0
NPO団体	8 25.0	4 12.5	16 50.0	9 28.1	5 15.6	0 0.0	32 100.0
社会福祉法 人	6 35.3	4 23.5	5 29.4	4 23.5	2 11.8	0 0.0	17 100.0
ボランティ ア団体	8 14.0	4 7.0	19 33.3	4 7.0	9 15.8	9 15.8	57 100.0
回答なし	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合 計	24 20.0	14 11.7	47 39.2	17 14.2	21 17.5	9 7.5	120 100.0

●身近な地域への意識の醸成

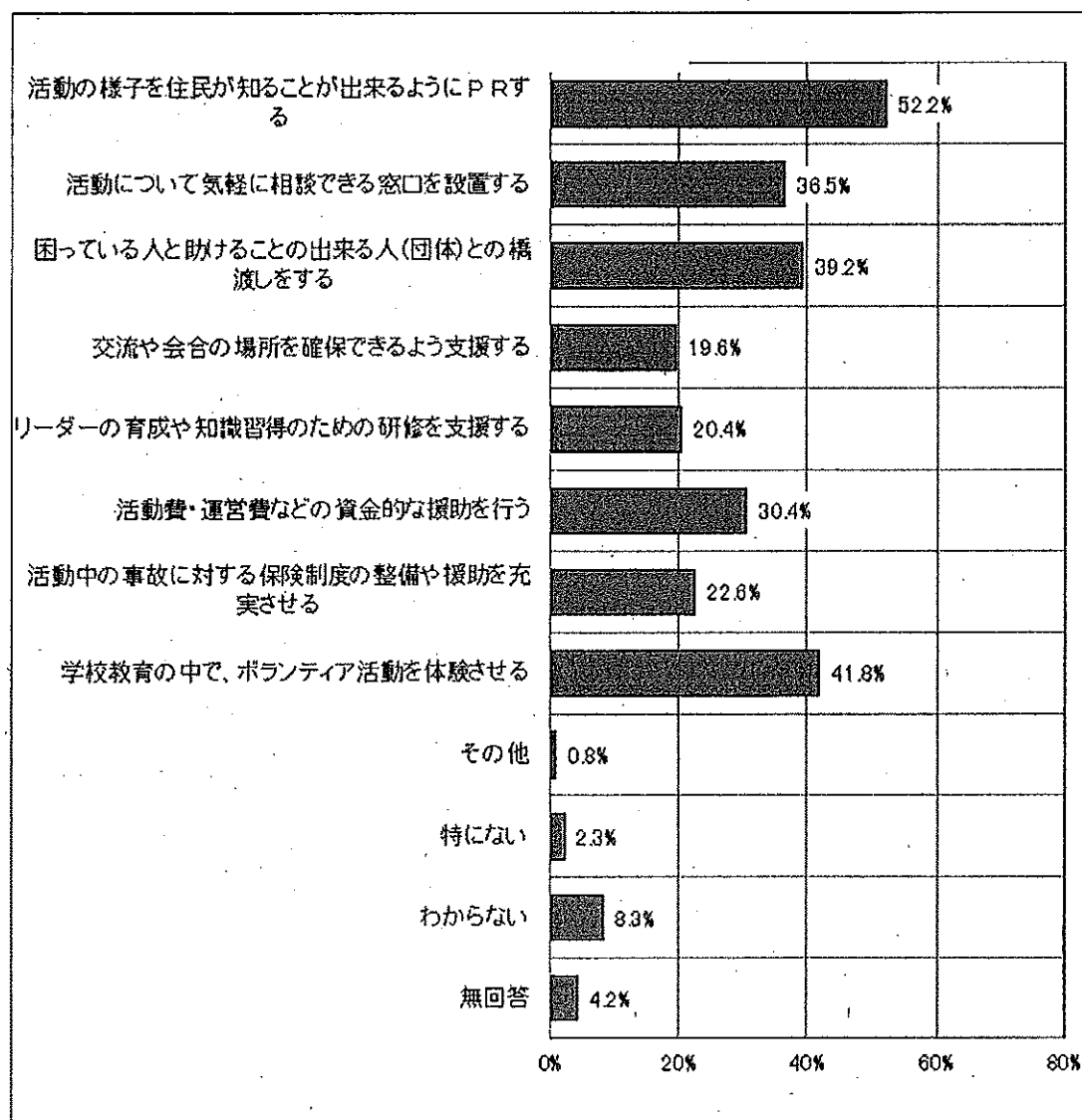
この計画を議論いただくために設置した地域福祉に関する計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）では、「ボランティアはしたいが、地域活動には参加したくないという人が増えている」「災害支援のような一大事へのボランティアには積極的だが、身近なところへの意識が出てこない」といった住民意識の観点からの意見が数多く出されました。

身近な地域に親しみ、地域での活動に積極的に参加しようといった意識の醸成がこれまで以上に必要とされています。

また、市政アンケートの「地域活動やお住まいの地域でのボランティア・NPO活動が一層活発になるために、名古屋市はどのような施策に力を入れるとよいと思いますか。」という設問に対して、「学校教育の中で、ボランティア活動を体験させる」という回答が41.8%と多く、地域福祉と学校教育との連携が期待される結果となっています。

市政アンケート結果（平成25年度実施）

問 地域活動やお住まいの地域でのボランティア・NPO活動が一層活発になるために、名古屋市はどのような施策に力を入れるとよいと思いますか。（〇はいくつでも）



●多様な世代・主体への働きかけ

地域福祉活動に新たな担い手を呼び込むためには、多様な世代・主体から広く参加を募る効果的な仕掛けが必要となります。

【地域住民による助けあい活動への参加促進】

地域で行われている様々な地域活動団体やボランティアグループ、NPOによる多様な助けあい活動に、地域住民が担い手として参加するきっかけとなる機会を増やす仕掛けが必要です。

【若者も担い手に】

大学では、ボランティアサークルを中心として学生たちが社会貢献の取り組みに積極的に参画しています。将来の担い手を育てていく視点から、こうした若者の活動の「見える化」と連携・協働の促進、さらには大学の理解を得るための積極的なアプローチなどが課題です。

【生涯現役を目指す取り組み】

この度の介護保険制度改正では、深刻な介護従事者のなり手不足に対応するため、地域に働きかけを行い、とりわけ元気な高齢者を積極的に担い手として位置付けて社会参加を促し、このことを通じて、高齢者の生きがいを高め、介護予防につなげていく取り組みが求められています。高齢者等が地域活動に参加しやすい仕組みづくり・環境づくりが重要な課題となっています。

【社会福祉法人の地域貢献】

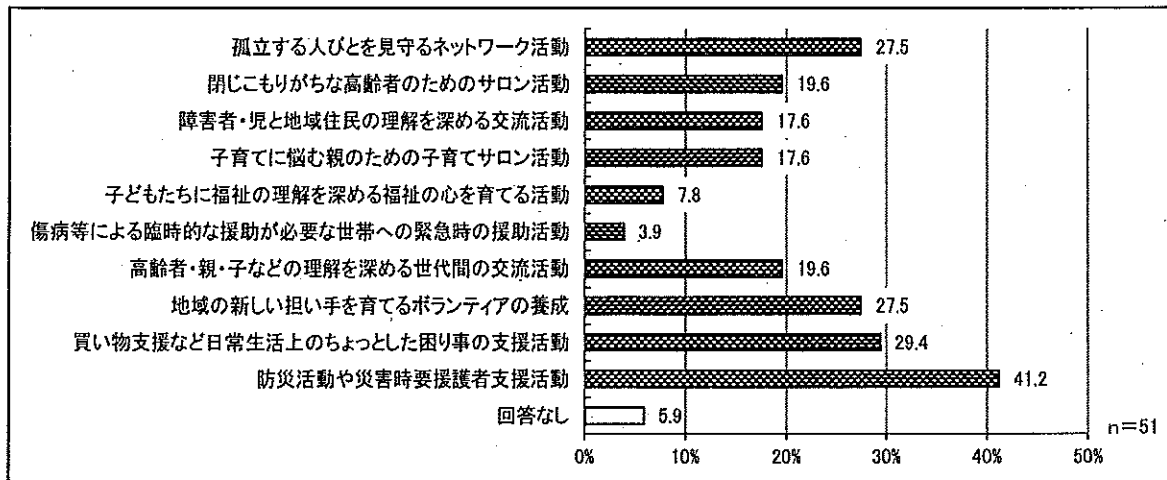
国では、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が開催され、社会福祉法人の地域貢献について、報告書がまとめられました。その報告書では、地域住民から信頼を得続けるために、社会福祉法人は地域における公益的な活動を必須とすべきとの記載がされています。こうした国の動向を踏まえ、市としても具体的な地域貢献策について、社会福祉法人に働きかけていく必要があります。

【商店や企業、事業所、大学等も担い手に】

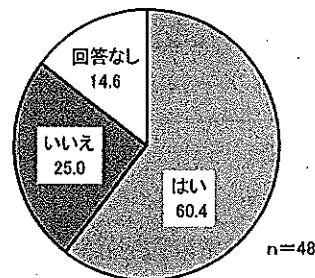
計画の策定にあたって初めて実施した市内の商店街振興組合へのアンケート調査では、6割の組合が地域で福祉活動を行う団体等と連携・協働の希望があると回答しており、こうした意向をどう地域福祉の推進に活かしていくかが課題です。地域で活動している商店や企業、介護・障害・保育等の各サービスを提供する事業所、大学などは、同じ地域で暮らす住民の生活にとって欠かすことのできない存在であり、多くの商店街等が子どもや高齢者の見守り活動、地域の防災・防犯活動等に参加・協力しています。地域福祉の重要なパートナーとして、今後どう関わりを深めていくか、検討していく必要があります。

福祉団体等（商店街振興組合）へのアンケート結果（平成 25 年度実施）

問 「地域で福祉活動を行っている団体や委員に対して、貴組合が期待する活動はどのようなものですか。（最もよくあてはまるもの 3 つまで○をつけてください）」



問 「上記で選択した活動について、貴組合が協働で行う希望はありますか。」



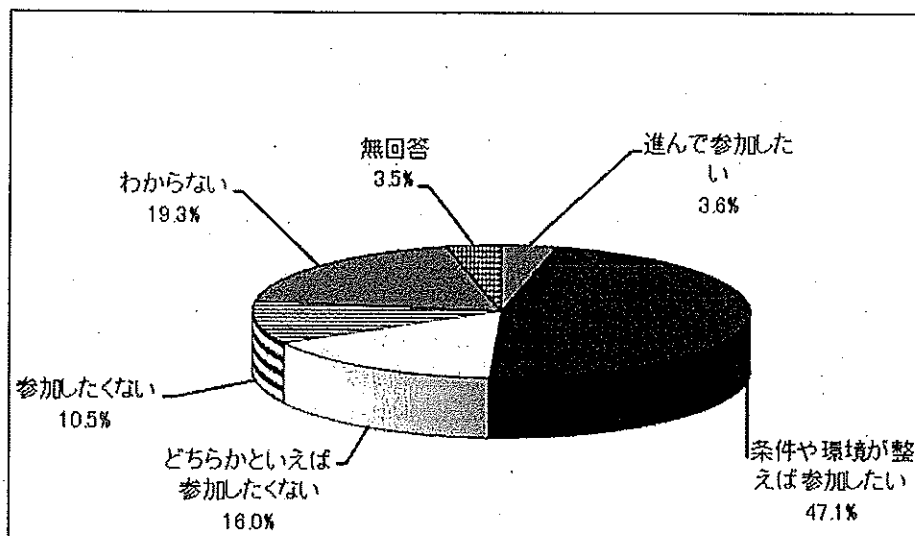
●活動のPRと活動の参加条件や環境整備

26 ページの市政アンケート結果では、「地域活動等が一層活発になるために、名古屋市が力を入れるべき施策」についての設問では、「活動の様子を住民が知ることが出来るようにPRする」が最も高い 52.2% の回答結果でした。このことは、PRが不足しているか、既存のPRが効果的でないことを表しているものでもあり、より効果的な周知活動を今一度検討する必要があります。

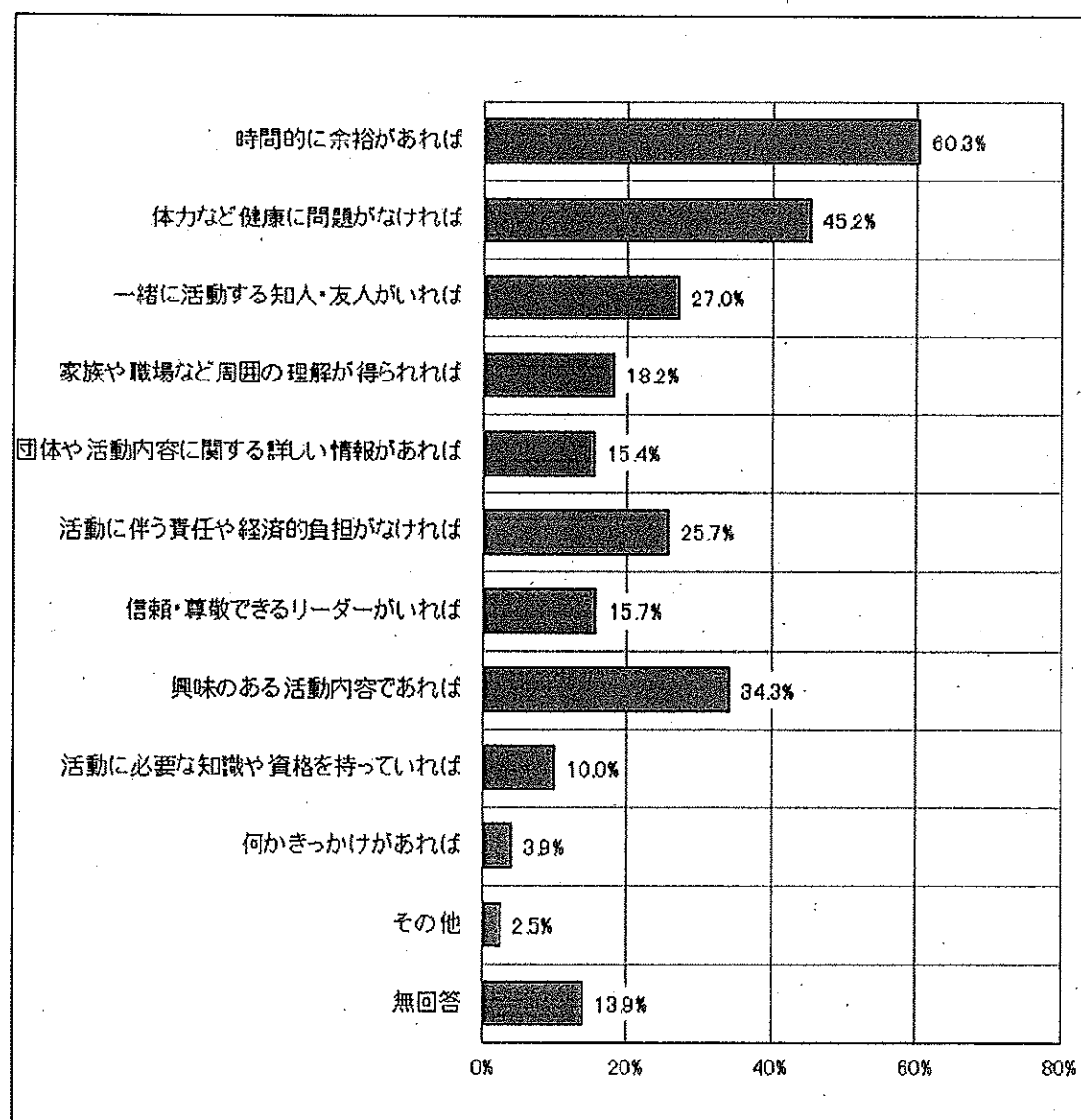
また、担い手として活動に参加したいかどうかの意向を尋ねた設問では、47.1% が「条件や環境が整えば参加したい」と回答しており、参加条件の工夫や、ボランティア等を必要とする側との情報提供のあり方やマッチング方法などの環境整備が課題です。

市政アンケート結果（平成 25 年度実施）

問 「あなたは、今後、地域活動やお住まいの地域を活動エリアとするボランティア・NPO活動に参加したいと思いますか。（○は1つだけ）」



問 「あなたは、どのような条件や環境であれば、地域活動やお住まいの地域を活動エリアとするボランティア・NPO活動に参加しますか。（○はいくつでも）」



●キーパーソン（中心となる担い手）の負担感の問題

地域福祉活動の中心となって取り組んでいる、いわゆるキーパーソンには、町内会の役員やボランティアグループ、NPOなどのメンバーから、行政が委嘱した区政協力委員、民生委員・児童委員、保健委員までその立場は様々です。そのキーパーソンに活動の負担が集中していると言われており、引継ぎ手が見つからないなどの問題が指摘されています。

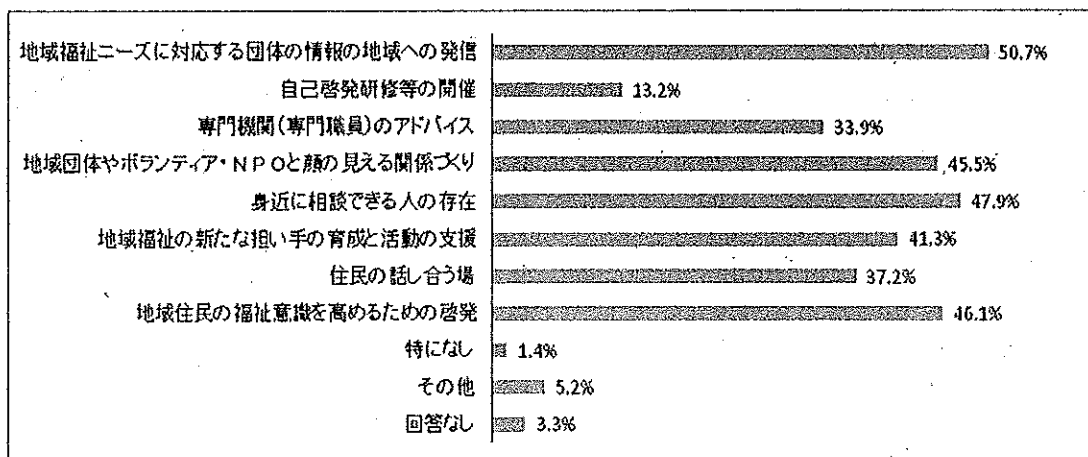
24ページの地域福祉推進協議会へのアンケート結果（平成25年度実施）では、「活動をするときにどのような障害や問題点がありますか。（複数回答可）」という設問に対し、「参加住民等の活動意欲の維持が難しい」が31.1%、「活動に対する地域住民の理解が不足している」が41.0%の回答割合となっており、平成20年度アンケートの結果に比べても、高まっています。

このように、活動意欲や活動に対する理解が得られない状況の中、中心となって活動しているキーパーソンに過重な負担が集まってしまうという実態が予想されます。また、多岐にわたる福祉的な問題については、第一線の現場で民生委員・児童委員がキーパーソンとなって、その対応を担ってきましたが、とりわけ負担感が強く、民生委員・児童委員をこれからどう支えていくのか大変大きな課題となっています。

こうした中、福祉団体等（共通）へのアンケート結果では、「地域の困りごとを地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が必要だと思いますか」という設問に対し、「専門機関（専門職）のアドバイス」という回答割合が33.9%と比較的高くなっています。複雑化・多様化する地域の福祉課題・生活課題への対応に関し、キーパーソンに専門的な助言や支援を行うことのできる体制づくりが急務となっています。

福祉団体等（共通※）へのアンケート結果（平成25年度実施）

問 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）



※地域福祉推進協議会、関係団体（社会福祉法人、NPO、ボランティアグループ）、いきいき支援センター、障害者地域生活支援センター、主任児童委員、商店街振興組合

□対象別結果

選択肢	推進協	関係団体				いきいき 支援セ ンター	障害者 地域生 活支援 センター	主任児 童委員	商店街	合計
		策定委 員会関 係団体	NPO法 人	社会福 祉法人	ボラン ティア団 体					
地域福祉ニーズに対応 する団体の情報の地域 への発信	45.1	71.4	37.5	52.9	43.9	56.5	50	60.8	31.4	50.7
自己啓発研修等の開催	17	14.3	12.5	5.9	17.5	13	12.5	10.5	9.8	13.2
専門機関(専門職員)の アドバイス	39.6	50	28.1	23.5	17.5	47.8	37.5	34.2	25.5	33.9
地域団体やボランティ ア・NPOと顔の見える関 係づくり	22	64.3	59.4	52.9	42.1	73.9	87.5	55.7	43.1	45.5
身近に相談できる人の存 在	52.2	50	43.8	47.1	36.8	52.2	62.5	49.4	33.3	47.9
地域福祉の新たな担い 手の育成と活動の支援	49.5	64.3	43.8	41.2	45.6	65.2	50	32.5	27.5	41.3
住民の話し合う場	35.7	50	18.8	47.1	33.3	60.9	25	36.3	49	37.2
地域住民の福祉意識を 高めるための啓発	61.5	64.3	37.5	58.8	52.6	56.5	56.3	35.9	19.6	46.1
特になし	1.6	0	0	0	0	0	0	0.8	7.8	1.4
その他	4.9	7.1	6.3	5.9	3.5	26.1	6.3	4.6	0	5.2

■民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民の抱える福祉に関する様々な困りごとに対し
て、地域の身近な相談役として活動するボランティアで、市内で約 4,200 名
の方が厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当す
る区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支
援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者、障
害者、子育て世帯等の見守りなどにも重要な役割を果たしています。

また、自主活動として実施している「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見
守る運動」では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を訪問し、相談
や激励などを行っています。

なお、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門
に担当する者として、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されてい
ます。区域を担当する民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児
童健全育成活動などに取り組んでいます。

●キーパーソンの負担になっている活動の場所や活動資金の問題

地域福祉活動を行うための場所や活動資金を確保することが、キーパーソンにとっての負担の一つになっています。これは、今回、計画策定委員会の委員とともに視察を行った数々の地域福祉活動の現場からも指摘されています。活動を行う場所を探したり、活動資金を手立てすることに苦勞しているキーパーソンが少なくありません。

24、25ページの団体等（地域福祉推進協議会、関係機関）へのアンケートでは、「活動をするときにどのような障害や問題点がありますか」という設問に対し、「活動場所の確保が難しい」との回答が、社会福祉法人52.9%、NPO法人31.3%と高い割合でした。

また、「活動資金の調達に苦勞している」との回答は、NPO法人53.1%、社会福祉法人41.2%、地域福祉推進協議会24.2%となっています。

このように、それぞれの団体のキーパーソンが活動場所の確保や活動資金の調達に苦勞していることが伺えます。

2

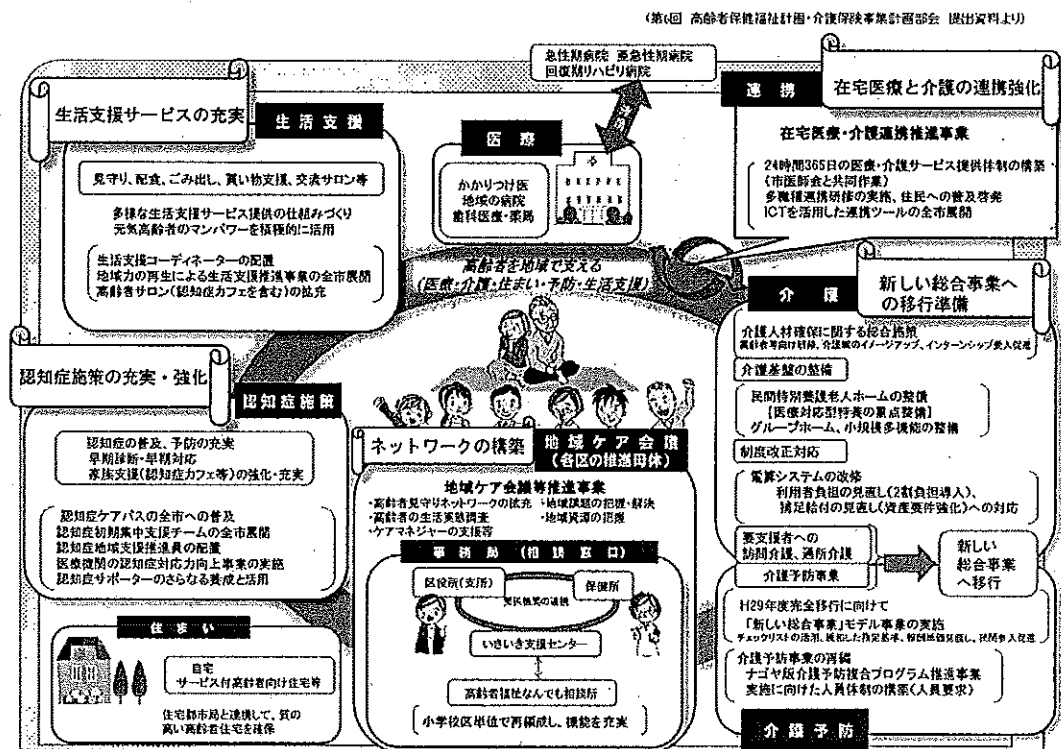
地域福祉の観点からみたとき、前項 1 で記載した課題以外に、「生活支援」、「大規模災害」、「生活困窮」の問題を考えておく必要があります。

(1) 高齢者の“ちょっとした困りごと”を支える生活支援サービスの充実

高齢化の進展に伴い、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加が顕著となっています。その中で、日常のごみ出しや電球の交換、衣類の入れ替えなど、高齢者のちょっとした困りごとについて、これまでの介護保険制度では十分な対応ができないのが現状でした。この度の制度改正では、「地域包括ケアシステム」構築の柱の一つとして生活支援サービスの充実が掲げられており、増え続ける高齢者の生活をどう支えていくのか、市町村の創意工夫が求められています。

■ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。当市では、各区の地域ケア会議を中心に、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、支援が必要な状態となっても高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを進めていきます。



※国が配置すべきとしている生活支援コーディネーターについては、今後効果的な配置や役割、機能等の検討を進めます。

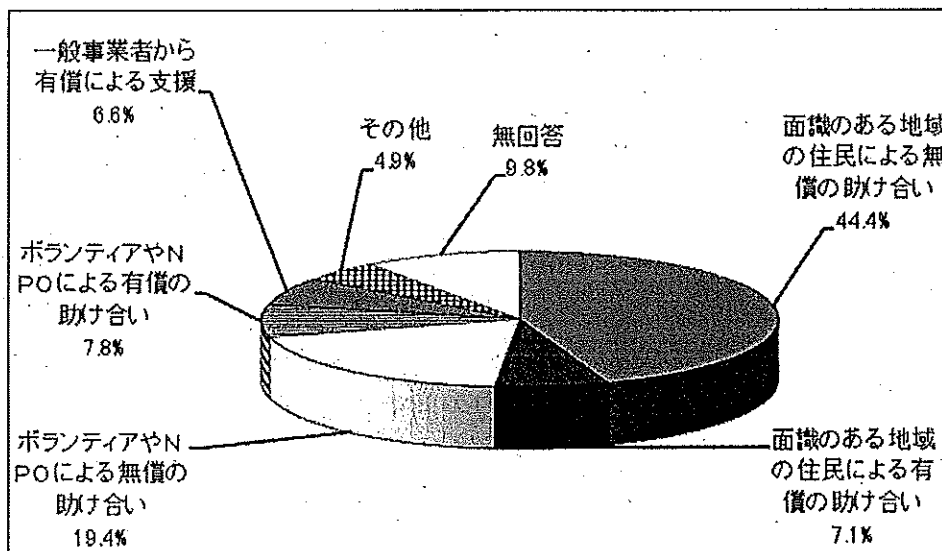
●地域のつながりを活かした支えあいの仕組みづくり

市政アンケートによれば、「地域で問題となっている事を解決するうえで望ましいあり方」を尋ねたところ、有償・無償の別を含めて51.5%の方が「面識のある地域の住民による助けあい」が望ましいと回答しており、さらに「ボランティアやNPOによる助けあい」を含めると8割近い方が地域のつながりを活かした支えあいが望ましいと回答しています。

少子高齢化の進展に伴い、とりわけ高齢者の看護・介護に携わる人材の不足が指摘されており、それを補完する観点から、高齢者の生活を支えるために、日頃から互いに面識のある住民相互の助けあいの精神に基づく生活支援の仕組みづくりを今後どう進めていくか、本格的な検討が必要です。

市政アンケート結果（平成25年度実施）

問 あなたのお住まいの地域で問題になっている事を解決するうえで望ましいあり方は、どのようなものですか。（○は1つだけ）



(2)大規模災害に備える地域ぐるみの取り組み

南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、名古屋市においても人的な被害や建物の被害など大きな被害が想定されています。甚大な人的被害を引き起こした東日本大震災の発生以降、市では、一人の犠牲者も出さない意識の下、市民の命を守り、市民生活への影響を最小化するとの強い理念をもって、「名古屋市震災対策実施計画」策定などの施策を進めてきました。

■ 本計画と防災関係計画との関係

市においては、市域における防災対策の基本的な計画として、名古屋市防災会議において「名古屋市地域防災計画」を定めています。その個別計画として、地震災害における被害軽減のために、本市が実施すべき震災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「名古屋市震災対策実施計画」を策定しています。

本計画は、これらの計画の内容をもとに、地域福祉の視点から特に対応や配慮が必要と思われる課題と方策を示しています。

●命を守るための助け合いの仕組みづくり

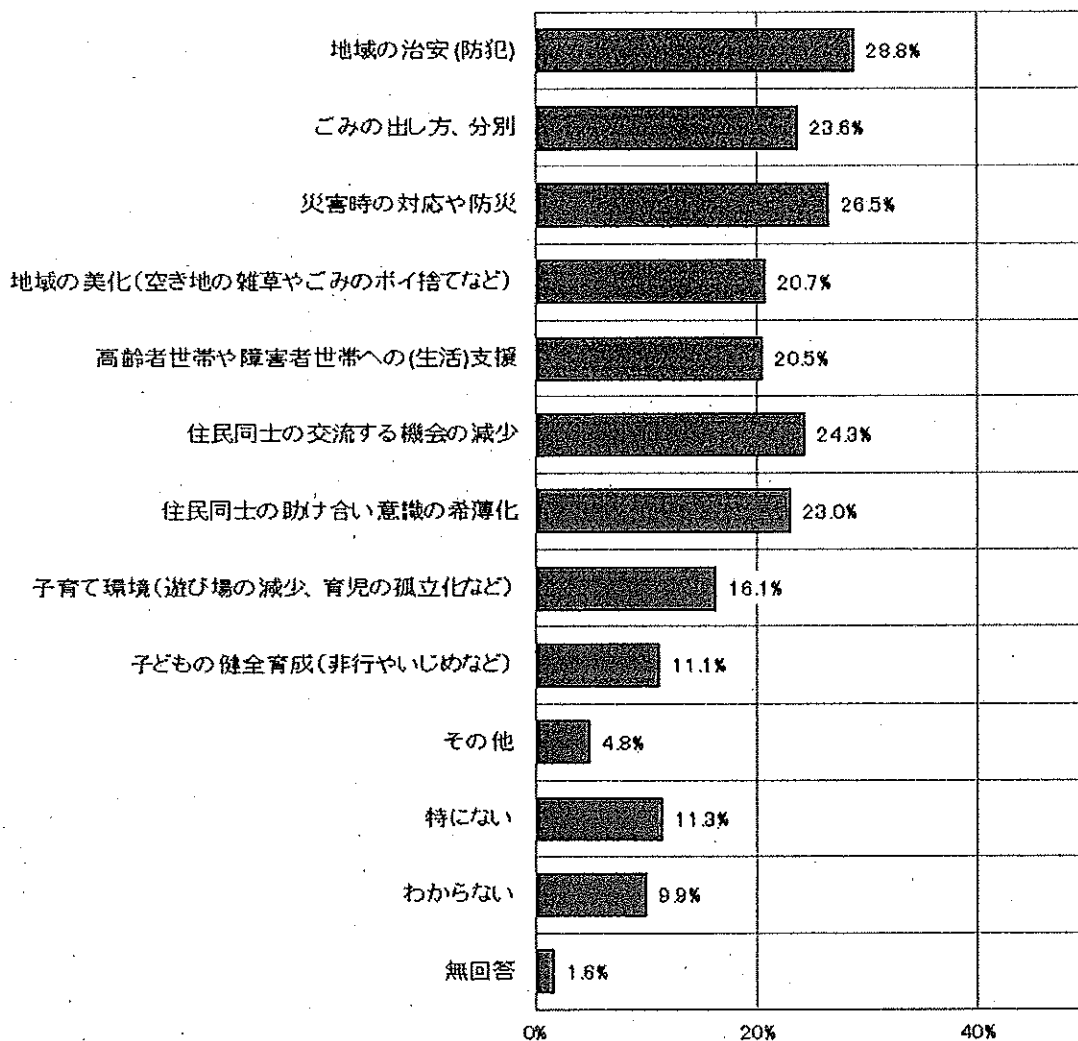
「名古屋市震災対策実施計画」では、『安心して暮らせる減災都市名古屋』を目指し、「災害対応力の向上」、「災害に強いまちづくり」、「地域防災力の向上」の3つの方針を定めています。被害の軽減を図るためには、行政が中心となる前者の2つに加え、「地域防災力の向上」として、市民自身の手による災害への備えの推進が不可欠となっています。

災害が発生したときに、日頃から近隣の住民同士が顔を知りあっていなければ、その家に人が住んでいるのかさえ分からずに安否確認が遅れ、いわゆる災害弱者と言われる人たちに手を差し伸べることもできない状況が想定されます。こうした災害への備えには、日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組み、それらを支える担い手のことなど、地域福祉の推進そのものを基礎として、災害が発生したときのための助け合いの仕組みをあらかじめ構築しておくことが求められています。

市政アンケートでは、地域で問題になっていることとして、「災害時の対応や防災」と回答した割合は、26.5%と「地域の治安」に次いで多い回答でした。また、「住民による必要な地域活動等」との設問には、「災害時に備えたしくみ作りや災害時の救援活動（災害時の要援護者の登録リストづくりなど）」と回答した割合が41.2%となっており、地域ぐるみの災害への備えが重要であるとの認識を明確に表す結果となっています。

市政アンケート結果（平成 25 年度実施）

問 「現在、あなたのお住まいの地域で問題になっていると思うことは何ですか。
（〇はいくつでも）」



●避難生活での二次的な災害の発生を防ぐ対応

阪神大震災以降、東日本大震災でも、避難後の避難先で体調を崩して亡くなる等の震災関連死が発生しており、こうした二次的な災害をいかに防ぐかが課題とされてきました。災害発生後の避難所生活や在宅避難生活での厳しい生活環境が、その後の健康状態にも影響を及ぼすといわれています。高齢者、障害者、乳幼児等には、より福祉的な配慮が必要とされることの理解を地域ぐるみで進め、状態を悪化させないための避難所等での取り組みに活かしていくことが必要です。

また、早期のライフラインの復旧等、避難所等の環境整備・改善が重要であるとともに、刻一刻と変化していく保健・医療・福祉に関するニーズ（需要）を的確に拾い上げ、専門の福祉サービスに迅速に結びつけていく対応が、より強く求められています。

(3)生活困窮者への新たなセーフティネットの必要性

これまでの日本は、安定した雇用を土台に雇用保険制度など社会保険制度がセーフティネットとして機能し、最終的には、生活保護制度が包括的な安心を提供してきました。

しかし、安定した雇用機会の縮小や家族、地域のあり方の変容など社会・経済構造の変化に伴い、従来のセーフティネットの機能が低下し、安定した生活基盤や職業的キャリアを築くことができず生活困窮に陥る人が少なくありません。

●生活保護に至る手前の自立支援

名古屋市の生活保護受給者数は、平成16年度の26,529人に対し、平成25年度は49,312人と、約1.9倍に増加しています。また、世帯類型別では、稼働年齢層を含む世帯の割合が増加し、平成16年度9.5%に対し、平成25年度は22.6%と約13ポイント上昇しています。

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ることや、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至ることがないように支援が必要です。

●複合的な課題を持つ生活困窮者

生活困窮者は、経済的な問題のみならず仕事、心身の健康、障害、子育て、家族関係、社会関係など多様な課題を抱えている場合が少なくありません。生活課題が深刻化する前に困窮者を把握し、一人ひとりの状況に合った適切な相談支援のネットワークに繋ぐ仕組みが必要です。

●生活困窮に陥るおそれのある人たちと貧困の連鎖防止

公共料金・社会保険料等を滞納している人、あるいはひとり親世帯、ニート、引きこもりの状態にある人の中には、生活困窮に至るリスクが高い人が含まれるほか、非正規雇用就業者や介護などを理由に離職した人なども同様の状況にあるといえます。

生活困窮者支援を進めるにあたっては、近い将来の困窮リスクも視野に入れ、関係支援機関と連携した対応が重要となるものと考えています。

また、生活困窮世帯の子どもが、生活環境や経済的な理由で将来「貧困の連鎖」に陥ることを防止するため、学習機会の確保と意欲向上を図り、高校進学を支援するなど、将来の社会を担う若者の力を伸ばす取り組みが求められています。

3 連携・協働・ネットワーク体制の問題

本章で取り上げたどの課題に関係するものとして、連携・協働・ネットワーク体制をいかに強固なものにしていくかという課題があります。

●対応が難しいときこそ、必要となる顔の見えるつながりと地域・分野を超えた連携・協働

23ページの団体等（一部共通）へのアンケートでは、「援助を求められ、対応できなかった場合の原因は何か」という設問に対し、「対応できるサービス・活動する団体の情報がない」との回答が52.6%と最も高い割合でした。

これは、援助を求められた事柄に対し、周りに適切に対応できるサービスや活動団体が一つも存在しない、そもそも制度が想定していない問題も中にはあるでしょう。

しかし一方で、対応できるサービスや活動団体が存在しているにも関わらず、そうした情報や活動団体の存在を知らなかったがゆえに適切な対応できなかったという意味も含まれていると考えられます。

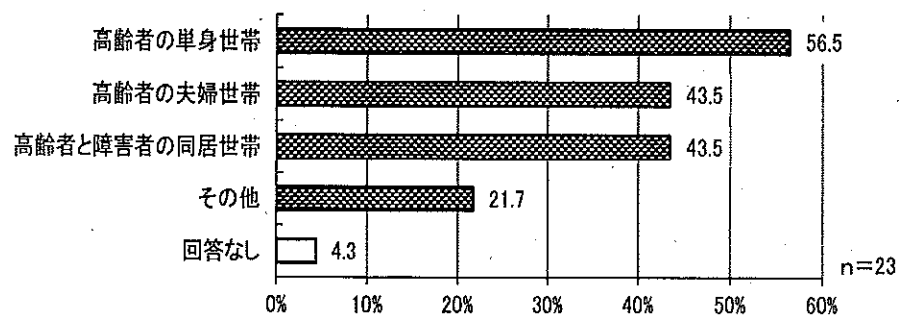
対応が難しいときこそ、アンテナを高くし、多くのつながりの中から必要な情報を得る機会や仕組みが必要となります。

では、こういった連携や協働が求められるのでしょうか。

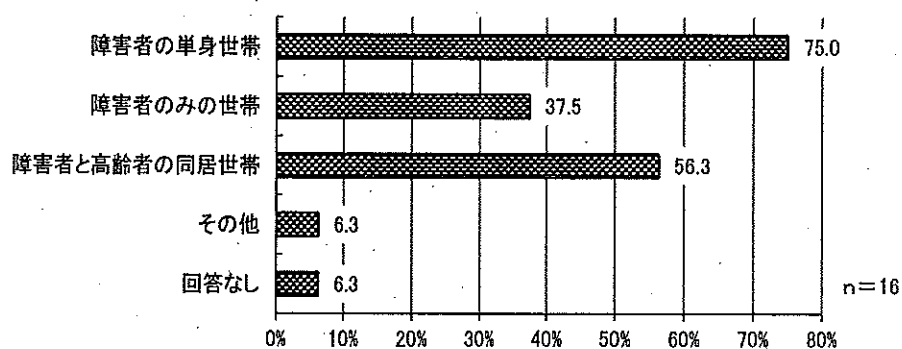
30、31ページの団体等（共通）アンケートでは、「地域の困り事を住民同士の協力で問題解決する力を高めるには、何が必要か」との設問に対し、「地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり」との回答が全体で45.5%と比較的高い割合でした。一方で、それを対象別にみると、9種別のうち、NPO、いきいき支援センター、障害者地域生活支援センター及び商店街といった4種別でこの回答が最も高い割合でした。互いに活動分野を超えて、日頃から顔を見知っている関係を構築していれば、相談もしやすく、より質の高い連携・協働が期待できると考えられます。

また、福祉団体等（地域の福祉ニーズ調査）へのアンケートにおいて、既存の公的サービス（制度）では対応できなくて困った相談について、その世帯構成を尋ねたところ、「高齢者と障害者の同居世帯」との回答割合が高くなりました。こうした複合的な問題を抱えた世帯を支援するためには、医療保険や介護保険、さらには障害福祉や生活保護制度といった公的制度の複合的な適用とその提供体制の整備が課題となっています。問題を抱えた人の立場に立って、行政や社会福祉協議会も含め、それぞれの専門機関が問題の本質を理解し、連携・協働していくことによって制度の縦割りを乗り越えていく、取り組みが強く求められています。

福祉団体等（地域の福祉ニーズ調査）へのアンケート結果（平成 25 年度実施）
 問 それはどのような世帯に関する相談でしたか。（いきいき支援センター）



問 それはどのような世帯に関する相談でしたか。（障害者地域生活支援センター）
 （現、障害者基幹相談支援センター）



第3章 私たちの計画が目指すもの

1 基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち、名古屋を目指して

この基本理念には、以下の2つの視点が込められています。

① 一人ひとりが自分らしくともに過ごせるまち

地域には、ひとり暮らしの高齢者、障害者、介護が必要な人、子育て中の人や健康な人など、様々な人が暮らしており、福祉ニーズ（需要）も多様です。

また、常に支える側と支えられる側に分かれるのではなく、ときには、サービスの受け手になることもあれば、担い手になることもあります。

地域社会が多様化している一方で、自分らしく健やかに安心して暮らすということは、多くの市民の願いです。

そして、多様化する地域社会に向きあい、市民の願いを実現するためには、性別、年齢、社会的身分、門地、障害の有無や経済状況にかかわらず、人権を尊重する視点が最も重要であることは言うまでもありません。

② 誰もが不安なく自立して支えあいながら過ごせるまち

この願いをかなえるためには、市民一人ひとりが、地域社会の一員として自覚し、自分でできることは可能な限り自分で行い、福祉について関心を持ち、人と人とのつながりを大切にすることによって、支えあいの関係を築き、誰もが自分らしくいきいきと過ごせるまちにしていけることが必要です。また、この理念は、「名古屋市総合計画2018」においても、めざす都市の像として位置づけられています。

この理念に基づき、複雑化・多様化する福祉課題・生活課題に的確に対応し、地域の中で多様な主体が、重層的に支援する仕組みを構築することによってあらゆる人を包容する地域社会を形成するための具体的な目標と方策を定めます。

2 基本目標

市民、地域に関わる様々な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる地域社会を目指します。

第1章では、計画を策定するにあたって、「私たち」をキーワードに、計画の目的や主体、役割分担、他の計画との関係性など計画の基本的な考え方を示すとともに、第2章では、地域には様々な福祉課題や生活課題が存在すること、そして今日、新たな課題として「生活支援」、「大規模災害」、「生活困窮者」の問題が浮上していることを提起しました。

次に、計画が目指す基本的な方向性をどう設定するのか、計画策定委員会の中で様々な角度から議論を交わしました。その際に根底にあった問題意識は、日本が成熟社会を迎え、人々の移動性や流動性が高まり、核家族化と地域への愛着が薄まる中で、本来、家族や地域に備わっているはずの助けあいや支えあいの関係が本当に脆弱化しており、このままで良いのだろうかという危機認識でした。例えば、オートロックのマンションが普及し、福祉の観点から支援が必要な人がいても、民生委員・児童委員が中に入ることすらできない現実や、個人情報への壁があって、誰が何を困っているのか把握しづらくなった実態、地域で誰も話す人がいなく、支援を拒絶し、結果家の中はごみ屋敷で親族すら近づかないといった状況などが、その例示として報告されました。

その一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、死者・行方不明者18,490人、家屋の全半壊400,702戸（平成26年9月11日警察庁発表）という未曾有の大災害を受け、福島第一原発の事故と相まって、今なお生まれ育った地域に戻れない方が多数存在しています。その現実と直面し、国民が改めて感じたことは、家族の絆の大切さ、隣近所の住民同士手を取り合い、助けあって生きていくことの重要性、生まれ育った“地域”は生活の拠り所であると同時に心の支えでもあり、どんなに不便であっても簡単には離れられないという点でした。

こうした現状と課題を自身の問題として再認識するとともに、成熟した社会における自立した個人が主体的に地域と関わり、助けあい支えあう仕組みを広く地域の構成員に働きかけ、構築することが求められています。

そこで、こうした点を十分踏まえ、計画の基本目標を「地域を構成する様々な団体等が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる地域社会を目指す」としました。

3 基本目標を実現するために取り組むべき方向性

ここでは、基本目標を実現するため、今後取り組むべき基本的な方向性を定めます。

第2章では、現状と計画策定の背景について考えてきました。私たちの地域をとりまく現状から浮かび上がった様々な課題を解決し、基本目標を実現するためのキーワードとなる「仕組みづくり」と「人づくり」をベースとして、3つの取り組むべき方向性を示します。

また、それを支える土台として、連携・協働の仕組みづくりを推進します。

3つの「取り組むべき方向性」

●つながり支えあう地域をつくる

～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

●地域の「暮らし」に支援を届ける

～支援を求めている人、手助けが必要な人に必要な支援を届ける～

●地域で活動する多様な担い手を育む

～若者から高齢者まで、身近な福祉の問題に気付き、行動できる人や活動主体を育む～

《方策を効果的に推進するための取組み》

■3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

つながり支えあう地域をつくる

～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

少子高齢化の進展や社会経済状況の変化、核家族化・単身世帯の増加による世帯構成の変化等により、生活の基礎となる親族や隣近所との付き合い・会話が少なくなり、地域での助けあい・支えあい機能が脆弱化していることは、第2章で取り上げたとおりです。その結果として、孤立死や虐待、消費者契約のトラブル等の痛ましい事件が後を絶たない中で、ひとたび大災害が起これば、地域で助けあい、支えあいながら生きていくことの大切さを東日本大震災の経験から学んでいます。

私たちは、今一度地域の構成員であることを自覚し、住民と様々な関係団体が連携・協力して「つながり支えあう地域」を再構築するとともに、社会的な孤立を生まないような地域を築くことが大変重要です。

地域の「暮らし」に支援を届ける

～支援を求めている人、手助けが必要な人に必要な支援を届ける～

公的な福祉サービスは、戦後の貧困者対策、戦争により親を失った子どもや障害者となった人への対策に始まり、次第に高齢者福祉施策、身体障害者や知的障害者福祉施策など、その時々が高まったニーズ（需要）に応じ、分野ごとに整備されてきました。

そして、介護保険法に基づく介護サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどの分野では、公的な保険・福祉サービスは、質量ともに飛躍的に充実しました。また、社協やNPO、社会福祉団体等が、公的サービス（制度）の狭間を埋め、地域のニーズに応じた様々な福祉サービスを提供しています。

しかしその一方で、複雑化・多様化する市民の「助けて」との声に、ぴったりマッチした福祉サービスを適切に提供しているとは言い難いケースもあります。また、時代の変化に十分公的サービス（制度）が適応できず、課題として浮上している問題もあります。

こういった状況に対応するため、支援を求めている人、手助けが必要な人の声やニーズにしっかり向き合うとともに、専門機関がより連携を深め、必要な福祉サービスを適切に提供していくことが大切です。

地域で活動する多様な担い手を育む

～若者から高齢者まで、身近な福祉の問題に気づき、行動できる人や活動主体を育む～

担い手の不足や福祉人材が定着しないことは、地域福祉を推進する上で、極めて大きな課題です。とりわけ、地域コミュニティの脆弱化に伴い、キーパーソンである地域の自治会役員や民生委員・児童委員のなり手不足は、地域社会に大きな影を落としています。

その一方で、元気で活動意欲のある高齢者等はたくさんおり、また地域には商店街や学校、企業など様々な団体も存在するなど、そうした地域のマンパワーを十分活用しきれていないことも課題です。

少子高齢化が進展する中、今後若年労働者が減少していくことは明らかであり、地域福祉に携わる人材をどう育成し定着を図っていくのか、真剣に検討していく必要があります。

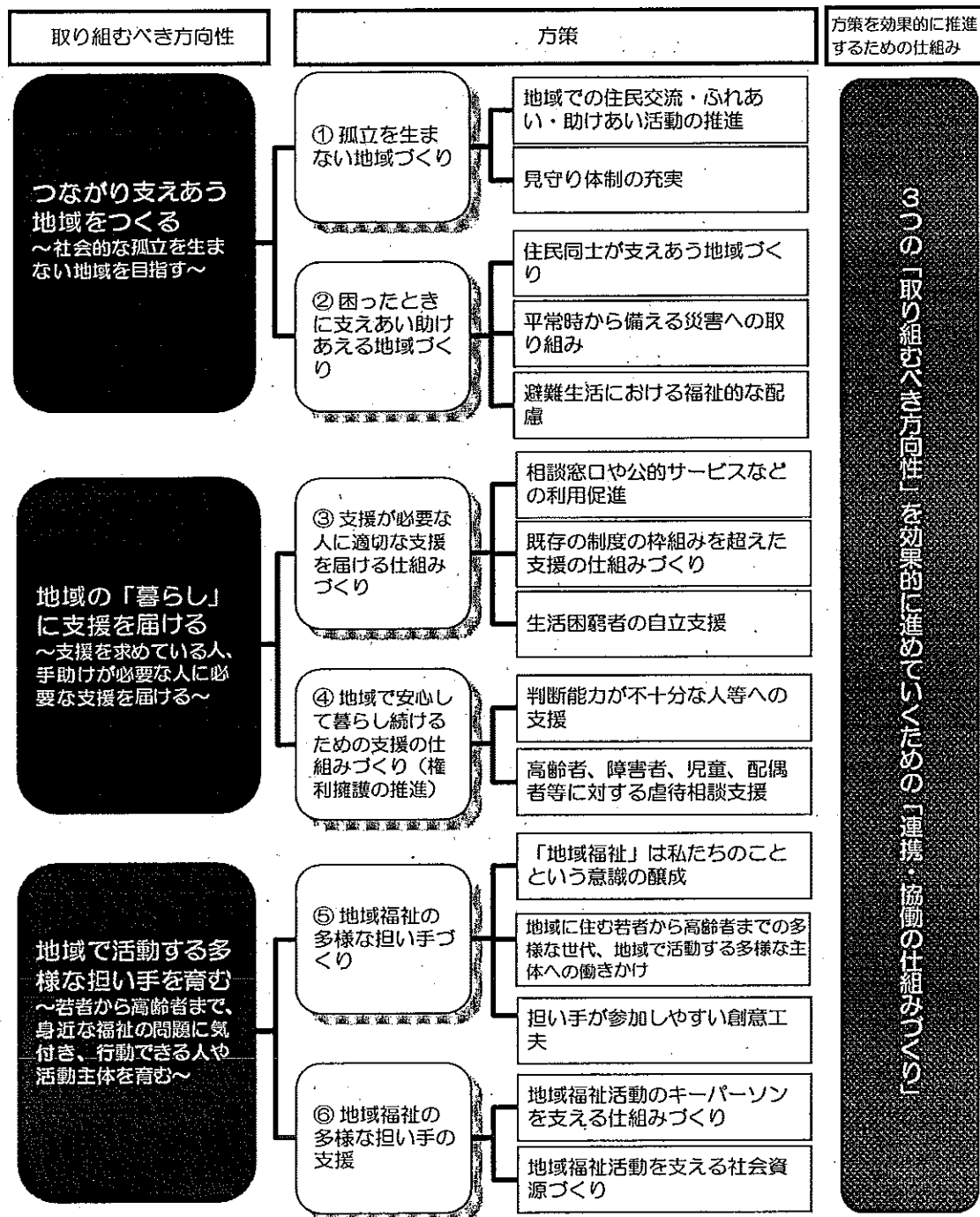
第4章

課題解決に向けた私たちの取り組みの展開

1 計画の体系

本計画は、3つの「取り組むべき方向性」と6つの「方策」、そしてそれらを効果的に進めるための連携・協働の仕組みづくりから構成しています。

取り組むべき方向性「つながり支えあう地域をつくる」と「地域の暮らしに支援を届ける」は、地域福祉を進めるための仕組みづくりであり、「地域で活動する多様な担い手を育む」は、この仕組みづくりの土台となり、仕組みを動かす人材づくりです。



3つの「取り組むべき方向性」を効果的に進めるための「連携・協働の仕組みづくり」

2 具体的な取り組みの展開

取り組むべき方向性

1 つながり支えあう地域をつくる

～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

■方策① 孤立を生まない地域づくり

方策の概要

日頃からご近所の関係を大切にするとともに、地域住民同士のふれあい、交流を促進し、多様な担い手が連携・協働による見守り体制を構築する中で、子育て世帯から高齢者まであらゆる社会的孤立を防止する取り組みを進めます。

期待される主体別の取り組み

市民

- ・挨拶から始まる日頃のご近隣との関係を大切にしましょう。
- ・地域とのつながりがない人がいたら、どのように関わっていくことができるのかを皆で考えましょう。

地域活動団体、社会福祉法人、商店・事業所・企業・大学等

- ・住民の地域福祉活動に協力しましょう。
- ・地域で見守り、支えあうためのネットワークの一員になりましょう。

市

社会福祉協議会

- ・地域での住民交流・ふれあい・助けあいを育む活動を支援します。
- ・多様な主体による見守り活動を支援します。
- ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進します。

<主な関連施策や事業等>

- ・高齢者の孤立防止事業
- ・はいかい高齢者おかえり支援事業
- ・青少年育成市民会議（地域の世話やき活動等の実施）
- ・赤ちゃん訪問事業
- ・市営住宅ふれあい創出事業
- ・高齢者の見守り支援事業 等

<主な関連施策や事業等>

- ・コミュニティワーカーとしての地域支援
- ・ふれあい・いきいきサロン活動の支援
- ・ふれあい給食サービス事業の支援
- ・大規模団地等における孤立防止推進事業
- ・ふれあいネットワーク活動の支援
- ・高齢者の見守り支援事業（実施の受託）

等

※<主な関連施策や事業等>は、平成 27 年 3 月時点の内容です。

●地域での住民交流・ふれあい・助けあい活動の推進

問題意識 住民同士が交流を深め、ふれあいを通した相互理解が必要

具体的な取組み

1) 住民が主体的に福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の周知を図り、その活動を支援します。

誰もが安心して暮らせるまちを目指して、市内全小学校区に設置された地域福祉推進協議会では、学区区政協力委員、民生委員・児童委員を始めとする地域住民が主体となって、ふれあい給食や世代間交流、ふれあいネットワーク活動など地域の特徴に応じた活動を行っています。

これらの活動を広く市民に周知し、コミュニティワーク等の専門的な支援をすることで、地域での住民同士の相互理解を深め、互助的な見守りや助けあい活動の推進を図ります。

事例 孤独感を解消し、地域の連帯感を高めるふれあい給食会

瑞穂区汐路学区では、地域福祉推進協議会の一部会である「汐路給食ボランティア友の会」が主体となり、ふれあい給食会を月2回開催しています。市内の他のふれあい給食会と比較すると、開催頻度は高く、ひとり暮らし高齢者や障害者、地域のボランティア等が食事を介してふれあうことで、孤独感を解消し、地域の連帯感を高める取り組みとなっています。

2) 住民同士のつながりをつくる、住民による活動を支援します。

高齢者、障害者、親子等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」などの住民による地域福祉活動や近隣の仲間が集まり、地域活動に取り組んでいる老人クラブ、子ども会、女性会の活動を支援します。

事例 たかはた荘元気クラブサロン

高齢者のひとり暮らし世帯と高齢者のみ世帯が全体の3分の1（100戸）を超える中川区のたかはた荘。集会場を会場に、住民ボランティアによる月1回のサロンが開催されています。自治会の協力により区社協が実施した全戸アンケートや、その後の住民座談会といったプロセスを経て、平成25年度に誕生した比較的新しいサロンです。じっくり意見を聞いて、居住者の困りごとを「見える化」した分、住民自身がサロンの必要性を理解し、主体的にサロンを運営することにつながりました。



これを基盤として、回覧板を活用した見守りや、ちょっとした困りごとへの対応に向けて検討するなど、支えあい活動の機運が高まっています。

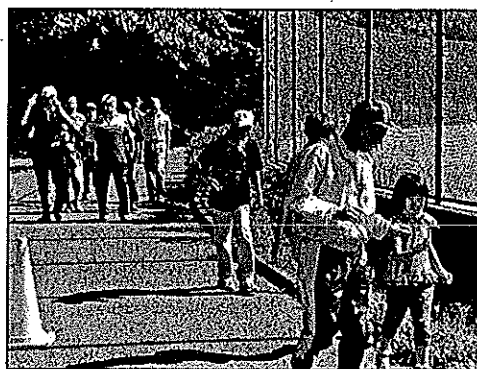
事例 住民のつながりをつくる、区役所の取り組み

区役所が自主性・主体性を発揮できる仕組みである区長の裁量が発揮できる予算（自主的・主体的な区政運営予算）を活用し、住民のつながりをつくるための取り組みが行われています。

南区では、学区単位で主任児童委員が中心となり、住み慣れた地域の母親同士の交流を目的に子育てサロンを開催する取り組みに対し、親子体操等の講師や各子育て機関の職員を派遣するなどの支援をしています。また、子育て家庭の支援として講演会や子育てまつりなどを開催するなど、子どもの育ちを支えあうことのできる地域づくりを進めています。



守山区では、障害への正しい理解を深めるため、障害の有無にかかわらず、誰でも参加できるジョギング大会「ゆっくりでいいんだよ！みんなで一緒に走ろう会」を開催しました。会場内では、パラリンピックの正式種目である『ボッチャ』の体験や授産製品の販売も行いました。



緑区では、老人クラブへの加入を促進するため、作品展や芸能発表会の見学、健康づくり・小物づくり・救命救急などの研修会やグラウンド・ゴルフなどのスポーツの体験など、老人クラブ未加入の方が地域の身近な老人クラブ活動に参加できる機会を設けています。

この機会をより多くの方に利用していただけるよう、チラシの組回覧、広報なごや、行政ディスプレイ等、広く広報を行っています。また、参加者には、該当地域の老人クラブが丁寧に加入に向けての案内を行っています。

3) すべての人が安心して生活できる共生型の地域づくりを進めます。

誰もが人としての個性や生き方を認めあいながら共に生きる地域社会の実現を目指します。地域に居住している期間の長短や経済的に困窮していることなどの環境の違いがあっても、地域から排除されず、誰もが当事者として共感しながら、個人のその人らしい暮らしを大切にできるように、地域交流や見守り活動等の促進を図ります。

また、障害者が地域で安心して生活をするためには、障害者の社会参加を制約している社会的障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進するとともにアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ることが重要です。

「障害者と市民のつどい」などの交流イベントや地域との協働活動の機会などを通じ、すべての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図ります。

■「障害者と市民のつどい」

以下の行事を実施し、市民各層へ障害や障害者に対する正しい理解の促進を図っています。

○ふれあい広場のつどい

久屋大通公園で、障害者団体のチャリティーバザー、各種展示等を実施

○名古屋シティハンディマラソン

久屋大通公園周辺で、参加者の障害内容により種目、距離を分けて実施（種目の中には、市民との交流を目的とした障害のない方との種目もあります。）

○障害者週間記念のつどい

12月の障害者週間を記念して、映画上映や講演等を実施

4) ライフステージに見合った地域における居場所づくりを支援します。

小・中学生や、高校生、大学生、社会人といったライフステージに見合った地域活動への参加を促し、地域との関わりが希薄になりがちな世代への地域活動の参加のきっかけづくりを支援します。すでに青少年や退職後の男性の居場所づくりに関する取り組みなどが始まっています。

事例 児童館による中高生の居場所づくり

名古屋市内の児童館では、中高生が利用しやすいよう、通常の開設時間外に定期的に中高生専用の時間を設け、児童館行事等の企画運営や中高生の自主グループへの活動機会・場所の提供などを行っています。

例えば、上飯田児童館では、中高生専用利用時間を「ナイト児童館」と称して、地域の支援者や大人との関わりの中で、主体的な自学自習ができる学習支援事業を行っています。開けた学習環境から達成感や喜びを共有する中で、「何か手伝えることない？」とすすんで中学生のサポート役をかってでてくれる高校生もいます。また、「ナイト児童館」に参加した中高生は、他にも児童館まつりのボランティア活動など、地域交流の場に進んで参加しています。

事例 男性を対象にした講座の開催と居場所づくり

平成25年度に、昭和区ボランティア連絡協議会の主催で、「おやじが変われば地域が変わる！ おれのおやじ塾」と銘打った男性向けの講座を開催し、昭和区の郷土史をはじめ、おつまみ、ファッション、コーヒー雑学の4講座に、延べ96名の参加がありました。主催者の働きかけで、受講生の有志が「昭和おやじ会」を結成。ウォーキングと料理教室を中心に月1回集まって、交流を深めています。

また、昭和区のはつらつ長寿推進事業に参加している男性約30名をメンバーとする「はつらつ男性の会」は、参加者同士の交流だけでなく、スカットボール大会の運営や赤い羽根共同募金の街頭募金などのボランティアとして地域に貢献しています。

●見守り体制の充実

問題意識 地域で見守り支えあう体制の充実が必要

具体的な取組み

- 1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」の推進の取り組みを支援します。

ひとり暮らし高齢者、障害者や子育て世帯など地域で見守りが必要な人に対し、町内会やそれよりも狭い近隣エリアなどを圏域として、対象者を複数の地域住民等で見守る活動を支援します。

事例 防災ずきんからはじまった日常的な見守り活動

高齢化率が、40%に近づいている天白区の高坂学区では、町内会長や組長等が中心となって、防災ずきんを高齢者宅へ配布しながら、困りごとや心配ごとの情報収集を行いました。

この活動をきっかけに、日頃からのつながりづくりの大切さを再認識し、向こう三軒両隣のスローガンのもと、ゆるやかな見守りと定期的な訪問を行う「ふれあいネットワーク活動」を展開しています。



また、地域の身近な相談拠点としての「相談窓口」をコミュニティセンターに設置し、住民による困りごと相談の仕組みが整いました。天白区社協やいきいき支援センターといった専門機関との橋渡しの機能も発揮しています。

- 2) 地域における多様な見守り体制を充実させます。

地域福祉推進協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ会員など地域の多様な主体による見守り活動を引き続き促進するとともに、各区役所に配置している高齢者福祉相談員、各いきいき支援センターの見守り支援員との連携を進めます。

また、「はいかい高齢者おかえり支援事業」、「地域の世話やき活動」や「赤ちゃん訪問事業」などを展開し、地域で見守る力を高めていく取り組みを進めます。

事例 いきいき支援センターの見守り支援事業

「高齢者の見守り支援事業」では、見守り支援員が孤立しがちな高齢者に対して、福祉・介護サービス等の調整や、見守りのネットワーク構築など、一人ひとりに合わせた丁寧な支援を実施しています。また、ボランティアを養成し、支援が必要な高齢者への安否確認と不安感・孤立感の解消を図るために定期的な電話訪問（いきいきコール）を行っています。

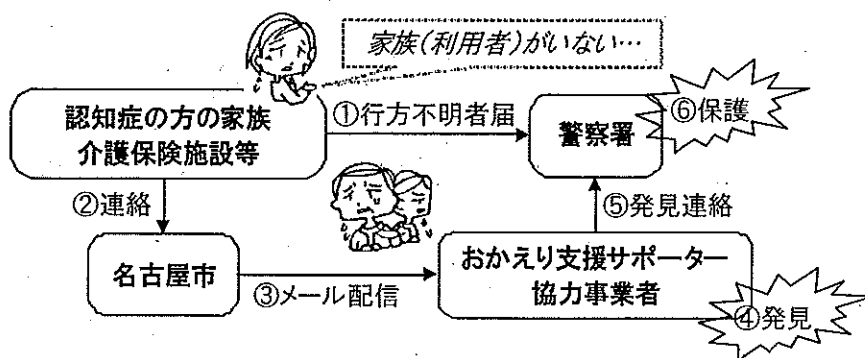
《支援事例》

市内のある高齢者は独りで暮らしていました。外出は夜間のみ、人目を避けて生活し、騒音等で近隣住民とのトラブルもありました。関係者からの通報で、見守り支援員が訪問して本人から話を伺うと、独居になってから周囲の視線に敏感になり、自身の将来に悲観的になっていました。

支援員はまず、週に1回のいきいきコールを開始し、他の専門職とも連携しながら、繰り返し本人宅を訪ねる中、徐々に信頼関係を築き、適切な助言等を続けたところ、初めて訪問してから約4ヶ月後には、昼間にも外出できるようになり、地域で前向に暮らせるようになりました。

事例 認知症高齢者を地域で見守る取り組み

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、身体的特徴や服装等の情報を「おかえり支援サポーター」等に対してメールし、早期発見する仕組みづくりを進めています。



なお、「おかえり支援サポーター」とは、搜索協力依頼のメールを受け取った場合に、可能な範囲で搜索のための情報提供に協力いただく方々のことです。平成26年度末現在で、4,302アドレスの登録があります。登録には、okaeri@sg-m.jp まで電子メールを送信してください。

事例 「地域の子どもは地域で守り育てる」地域の世話やき活動

地域のおじさん、おばさんとして、近所の子どもたちに関心をもち、日常的に積極的に声かけなどを行う中で、ときには励まし、ときには注意や助言をしながら、温かく見守る地域ぐるみの活動です。

緑区では、より多くの子どもたちにあいさつができるようになってもら

うため、地域の大人が子どもたちに積極的に「おはよう」「こんにちは」と声かけをする活動や子どもたちの絵による「おあしす（おはよう、ありがとう、しつれいします、すいません）」ポスターやチラシを作成する取り組みを行っています。

事例 ひとり暮らし高齢者や障害者を見守る救急キット

昭和区では、病気がちのひとり暮らし高齢者や障害者を対象に、専用容器である「安心ほっとカプセル」を配布しています。緊急連絡先やかかりつけ医、服薬中の薬剤等の医療情報を入れたカプセルを、救急隊に発見されやすい冷蔵庫に置き、万が一の事態に備えてもらう取り組みです。民生委員の協力により、情報更新等も行っています。

救急搬送などの緊急時のために、ひとり暮らし高齢者等を支援するためのこうした取り組みは、千種区、熱田区、守山区、名東区でも同様に行われており、北区、瑞穂区では、貼り付けることのできるシールやフラットファイルを活用して取り組まれています。



＜ステッカー＞

＜カプセル本体＞

3) 地域の身近な商店や企業などに対し、地域での見守り活動について理解を促し、協力者を増やします。

定期的に住民宅を訪ねたり、地域の身近な商店や企業などに対し、地域で見守り、支えあうネットワークの一員として協力してもらえよう働きかけ

事例 高齢者の見守りにかかる協力事業者登録制度

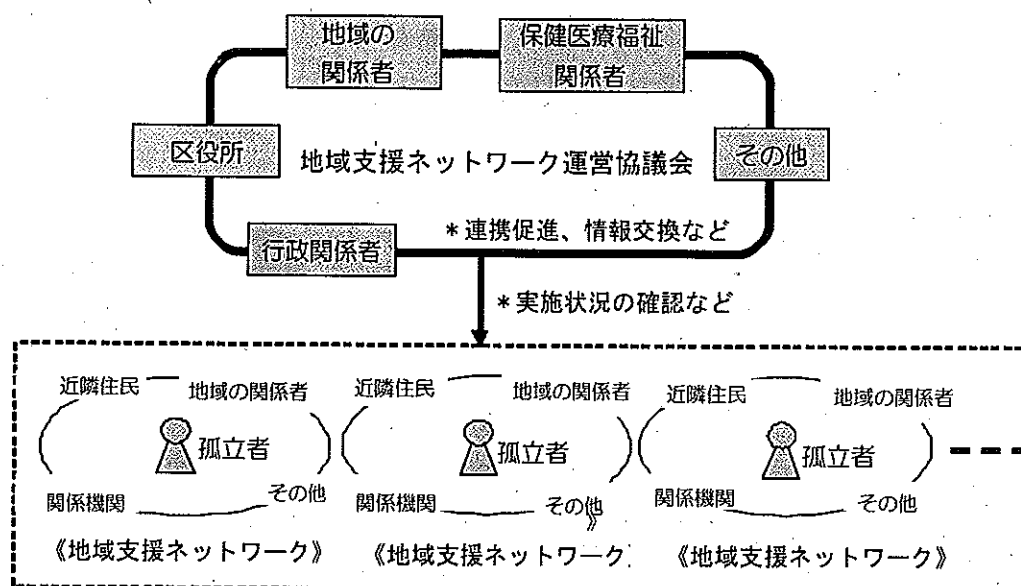
名古屋市では、平成25年3月に市内の新聞販売店と協定を結び、異変を感じた場合等に各区役所に連絡していただき、救助にも関わっています。

平成26年9月から新たに高齢者見守り協力事業者の登録という簡便な手続きを導入することによって、より多くの民間事業者にとり暮らし高齢者の見守り活動に参加していただき、高齢者の孤立防止活動の幅を広げていきます。



4) 地域で見守り・支えあうためのネットワークづくりを行います。

各区の地域ケア会議や地域支援ネットワーク運営協議会を活用し、地域での見守り活動に携わる団体等が集い、情報を共有することにより、「高齢者の孤立防止事業」の効果を高め、地域の支援ネットワークをより強固なものにしていきます。



5) 大規模団地における見守り体制を充実させ、孤立の防止や生活の困りごとを抱える世帯への支援を行います。

少子高齢化が著しく進行し支援が必要であるにも関わらず孤立する世帯が増加している大規模団地や地域において、「大規模団地等における孤立防止推進事業」により、いきいき支援センターをはじめとした関係機関・団体、企業などと連携して実施することで、孤立の防止や生活の困りごとを抱えている世帯への支援を図ります。

また、名古屋市内の市営住宅では、「市営住宅ふれあい創出事業」により、75歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象として巡回員が定期的に電話連絡や戸別訪問を実施し、安否確認や簡易な生活相談等の支援を行います。いきいき支援センター、地域住民と連携・協働しながら一体的に取り組みます。

事例 実態調査の結果からみえた課題を解決するための買い物支援などの取り組み

守山区の瀬古学区では、高齢者の外出に関する実態調査の結果から、近くにスーパーがなく、買い物に困る地域住民が多いという課題がありました。これを踏まえ、守山区社協では、大規模団地等における孤立防止推進事業の一環として、デイサービスの車両の空き時間を活用した買い物支援事業「おでかけ安心バス」を実施しました。

受け入れ先のアピタ新守山店との連携を始め、運転・介助ボランティアを養成するとともに、近隣企業に対し、協賛金及び賛助会費など事業資金獲得のためアプローチを行いました。

また、これまでUR瀬古団地で開催されていた団地自治会主催の集まりを、孤立防止を目的とした誰でも参加できる週1回の「モーニングカフェ」に拡充するとともに、UR瀬古団地の住民を中心とした買い物支援のため、移動販売業者を誘致しました。



これにより、モーニングカフェのみでは来づらい方が足を運ぶ機会となり、孤立防止とともに日常の買い物支援として効果を果たしています。

■方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

方策の概要

日常のごみ出しや電球の交換、衣類の入れ替えなど日常のちょっとした困りごとをご近所に相談でき、困ったときに支えあい、助け合える地域の“つながり”を醸成し、災害時等いざというときに備えます。

期待される主体別の取り組み

市民、地域活動団体、社会福祉法人、商店・事業所・企業・大学等

- ・ご近所にちょっとした困りごとを抱えている人がいたら、「お互い様」の気持ちで助けあいましょう。
- ・地域ぐるみの防災体制を目指して、平常時から支えあいの一員として活動しましょう。
- ・建物の耐震化や家具の固定を進めましょう。

市	社会福祉協議会
・生活支援のための仕組みづくりを進めます。 ・災害発生時に地域で支えあうための仕組みづくりを推進します。 ・防災に関する啓発活動を推進します。	
・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを設置します。 ・災害発生時の避難生活のための環境整備に努めます。	・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動を支援します。
<主な関連施策や事業等> ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業） ・助け合いの仕組みづくり ・災害ボランティアコーディネーター養成講座 ・福祉避難所の指定 等	<主な関連施策や事業等> ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）（実施の受託） ・災害時のボランティア活動支援 ・コミュニティワーカーとしての地域支援 等

※<主な関連施策や事業等>は、平成27年3月時点の内容です。

●住民同士が支えあう地域づくり

問題意識 住民のつながりを活かした支えあいの仕組みづくりが必要

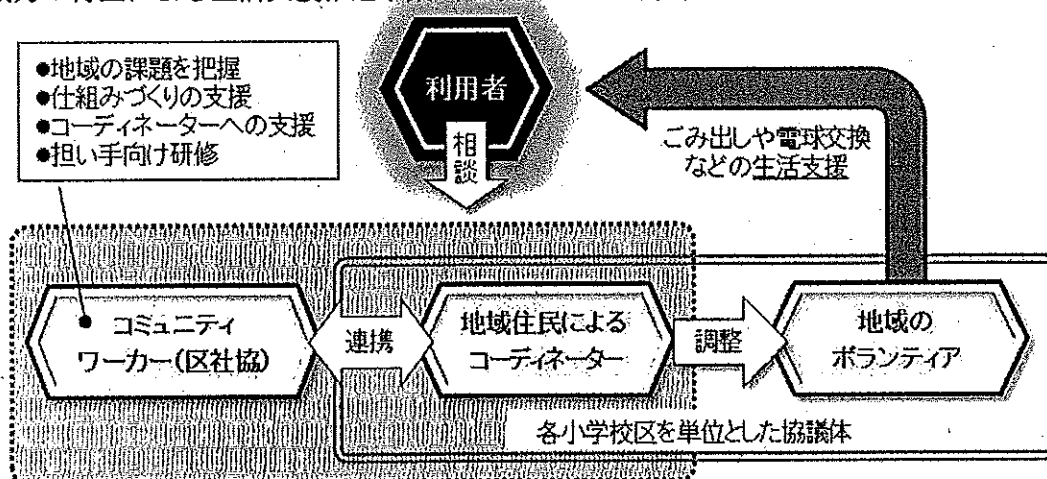
具体的な取組み

1) 住民の困りごとや生活のしづらさを住民が把握し、生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。

住民の生活の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、住民同士が共有する場づくりを行うとともに、住民が相互に助けあいながら、ボランティア、NPO、専門職などと連携して、解決に向けた取り組みが行えるよう、コミュニティワーク等による専門的な支援を充実させます。

また、現在12区44小学校区で実施している「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」の実施学区を拡大していきます。

地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）の概要



事例 地域力の再生による生活支援推進事業(地域支えあい事業)の取り組み

中村区八社学区では、個別支援のボランティア活動をする「サポートしえん隊」を結成し、学区内の住民から寄せられる個別の困りごとへの支援を中心に取り組んでいます。

隊長を中心に、主な活動のメンバーは10名程度ですが、町内役員や民生委員といった学区の役職者の方ではなく、サポートしえん隊の活動の趣旨を掲載した「隊員募集チラシ」を見て、その内容に賛同してくださった学区内の住民の方々です。



毎月1回、作戦会議を開催して、情報共有や情報交換を和気あいあいと行いながら、住民からの困りごとには「できることは、できる人が、できる範囲でやる」をモットーに活動しています。重たい物の移動やごみ出し・電灯や換気扇の交換・買い物の同行など、繰り返し依頼いただく方もいて、少しずつ活動が浸透してきている実感があります。

●平常時から備える災害への取り組み

問題意識 命を守るための助けあいの仕組みづくりが必要

具体的な取り組み

1) 「助け合いの仕組みづくり」の取り組みを支援します。

災害発生時に助けあうための仕組みを町内会などの地域ぐるみで構築する取り組みを平常時から進めていきます。この取り組みは、地域住民自らが支援を必要とする人を把握し、さらにより一人ひとりの実態に応じた支援が可能となるように、支援を必要とする人に誰がどのように支援をするかといった個別支援計画を作成し、災害発生時に住民相互による助け合いが円滑に行われるための仕組みづくりです。この取り組みの実施地域の拡大を進めるとともに、積極的に支援していきます。

また、避難行動要支援者名簿の作成を進め、適切に提供することにより、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援します。

■避難行動要支援者名簿

災害が発生した場合等に自分で避難できない人を把握するための市町村が作成する基礎的な名簿です。この名簿は、健康福祉局がその保有する各施策の対象者情報や受給者情報を活用して作成し、必要な都度最新の情報に更新します。この名簿は、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援する役割を担うとともに、災害発生時には、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得ながら行う区役所の安否確認等に活用されます。

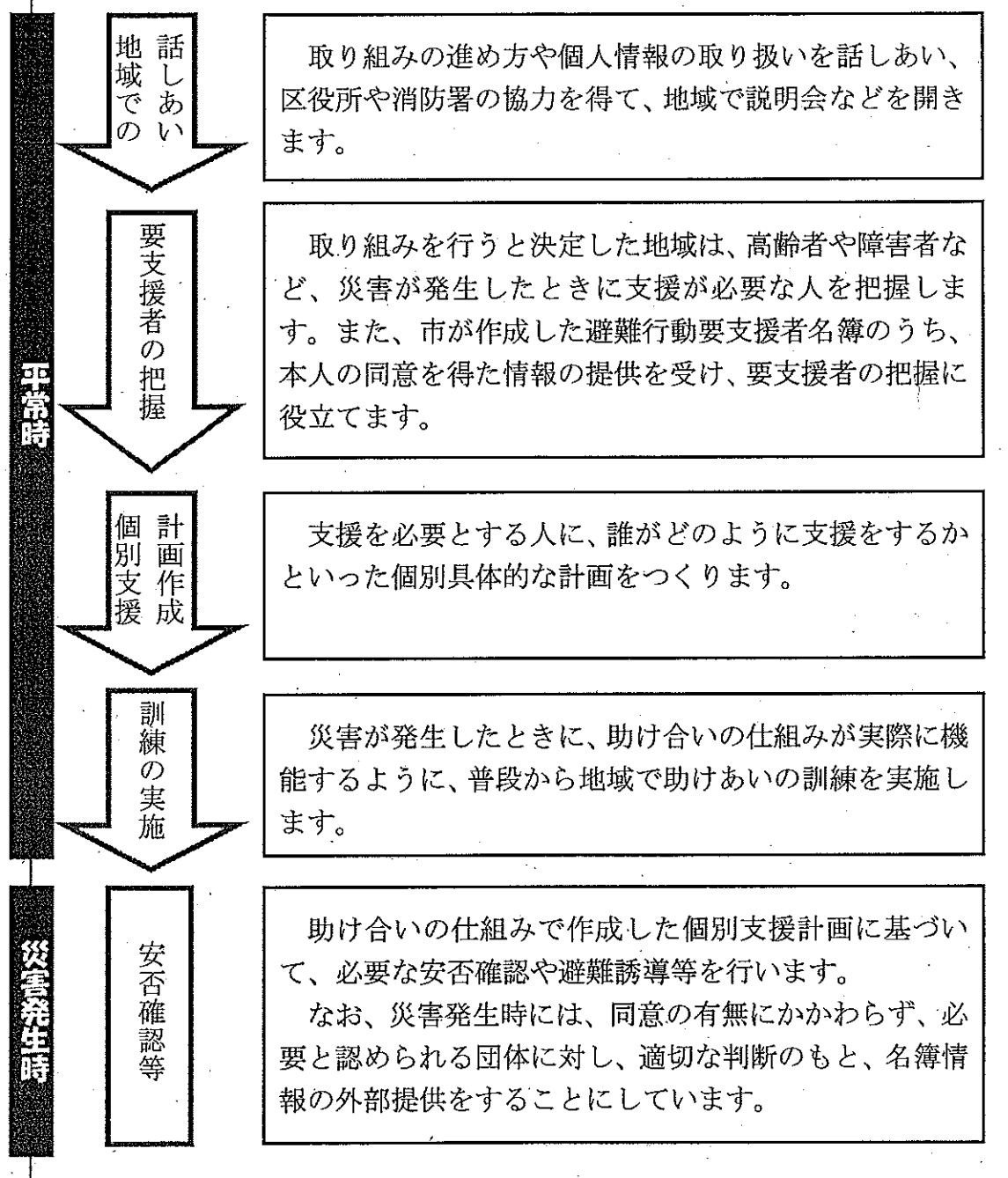
なお、これらの取り組みの基礎には、日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組みなどの地域福祉の推進が不可欠です。災害発生時の助けあいへとつながる地域福祉の推進も併せて総合的に図ります。

事例 「ひごろ」も「いざ」も総ぐるみ

名東区では、「めいとう総合見守り支援事業」を展開し、民生委員や地域福祉推進協議会による見守り活動などと「助け合いの仕組みづくり」との連携を図り、個人情報保護の観点を考慮しながら、支援を必要とする人の情報の共有化を進めています。この取り組みは、多様な主体による平常時からの見守り支援を進めるとともに、災害時のための個別支援計画の作成やその計画に基づく防災訓練を併せて促進する仕組みとなっています。

こうした複数の活動を効果的に連動させて行う取り組みは、西区の「も～やっこ・支えあい・ねっとわーく」や熱田区の「地域での支え合いネットワーク」においても進められています。

助け合いの仕組みづくりの概要



2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。

災害発生時には、消防団や自主防災組織などの地域住民の活動に加え、ボランティアやNPOの協力が不可欠です。市内の被害状況が甚大で、必要と判断された場合に設置する市・区災害ボランティアセンターについて、適切な設置運営の方法を検討し、実効性を確保するため、ボランティア、市（区役所）・区社協の三者合同の訓練・研修を行います。

事例 災害ボランティアセンター設置運営研修

大規模震災が発生した際に設置される「災害ボランティアセンター」は、市が設置し、市・区社協、災害ボランティア及び災害救援NPOの協力を受けて運営を行うことになっています。なごや災害ボラネット・社協・市の主催による「災害ボランティアセンター設置・運営合同研修」は、その災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる3者が年に1回同じテーブルにつくことで、顔の見える関係づくりをし、情報共有・検討をすることをねらいとしています。



多くの災害ボランティアが参加

3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。

地域には、高齢者、障害者、乳幼児等様々な福祉的配慮を必要とする人がおり、こうした配慮をあらかじめ想定した防災に関する訓練、研修や啓発が重要です。市が行う通常の消防訓練や防災の研修等に、福祉的な配慮を必要とする人への対応という視点をもって対応します。

事例 福祉的な配慮を取り入れた防災訓練

中村区では知的障害者の防災意識の向上のために、毎年、総合防災訓練に手をつなぐ育成会を招いて訓練を体験していただいています。

今年度は、避難所の運営を円滑に行うことを目的として、避難所管理者・知的障害者双方の理解の向上のために、同会の参加のもと、避難所運営訓練を実施しました。

訓練内容として、避難所開設時を想定した、主に避難者の受け付けと福祉避難スペースへの案内を行いました。避難所管理者は、障害者への福祉的配慮が必要なことを学び、知的障害者は受付やニーズ調査をする中で、運営側と意思疎通を図ることを理解していただきました。

●避難生活における福祉的な配慮

問題意識 避難生活での二次災害を防ぐための対応が必要

具体的な取り組み

1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境の整備を進めます。

福祉避難スペースや福祉避難所などの避難所環境の確保を進めるとともに、避難や健康に関する課題から個別の福祉課題へと変化するニーズ（需要）を的確に把握するための仕組みづくりを進めます。避難所の運営を円滑に行うために市と地域が協力のうえ作成している避難所運営マニュアルに従い、専任の担当者を設置した上で、福祉的な配慮が必要な人の状況とニーズ（需要）を把握し、必要な支援に結び付けるための対応を行います。また、精神的な障害や内部障害を抱えている人への対応が適切に行われるよう配慮するなど、避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の実施を進めます。さらに、医療を必要とする避難者等への対応のため、（一社）名古屋市医師会などの協力により、医療救護所の設置を予定しています。

■福祉避難スペース、福祉避難所、医療救護所

福祉避難スペースは、避難所の中に、福祉的な配慮が必要な人のための場所を確保することにより設置する避難場所をいいます。

福祉避難所は、福祉避難スペースでは、避難生活が困難な人を避難させる二次的な避難所のことをいいます。引き続き社会福祉施設等における福祉避難所の指定を進めていきます。（平成26年7月1日現在、市内に94か所）

医療救護所は、傷病者に医療を提供したり、病院への搬送が必要な人を判別する場所です。必要に応じて避難所等に設置されるほか、震度5強以上の地震災害においては、名古屋市と協定を締結している（一社）名古屋市医師会により、各市立中学校に医療救護所が開設されます。

2) 在宅避難を支援する仕組みづくりの検討を進めます。

高齢者や障害者などの福祉的な配慮が必要となる人にとっては、環境の変化が大変な負担になることもあり、ときには避難所へ避難せずに住み慣れた自宅での生活を続けるための支援が必要となります。在宅避難における在宅へのアウトリーチ（訪問支援）を行うための連携・協働体制の構築を検討します。

取り組むべき方向性

2 地域の「暮らし」に支援を届ける

～支援を求めている人、手助けが必要な人に必要な支援を届ける～

■方策③ 支援が必要な人に適切な支援を届ける仕組みづくり

方策の概要
現行の相談窓口を広く周知するとともに、公的制度だけでは解決できない問題で、これまで十分な支援を受けられずにいた人に支援を届ける仕組みづくりを進めます。

期待される主体別の取り組み

市民・商店・事業所・企業・大学等
・市や社協のホームページ、広報紙を閲覧するなど相談できる窓口の把握に努めましょう。
地域活動団体、社会福祉法人
・相談窓口等に関する団体間の情報共有や情報交換に努めましょう。 ・日常的な活動の中で心配な人がいたら適切な相談窓口等につなぎましょう。

市	社会福祉協議会
・多様な相談窓口や公的サービス（制度）を必要に応じて設定し、その情報を提供します。	・住民のニーズ（需要）を的確に把握し、市の施策に提案を行います。 ・既存の制度や枠組みでは解決できない問題に対し解決に取り組みます。
＜主な関連施策や事業等＞ ・いきいき支援センター ・仕事・暮らし自立サポートセンター ・障害者基幹相談支援センター ・地域子育て支援拠点事業 ・子ども・若者総合相談センター ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業） ・自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援事業、就労訓練事業 ・既存の枠組みを超えた総合的な支援をする専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置の検討 等	＜主な関連施策や事業等＞ ・いきいき支援センター（運営の受託） ・仕事・暮らし自立サポートセンター（運営の受託） ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）（実施の受託） ・自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援事業（実施の受託） ・既存の枠組みを超えた総合的な支援をする専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置の検討 等

※＜主な関連施策や事業等＞は、平成27年3月時点の内容です。

●相談窓口や公的サービスなどの利用促進

問題意識 相談窓口やサービス利用にたどりつけない人がある

具体的な取組み

1) 多様な相談窓口やサービスなどをわかりやすく市民に情報提供するとともに、支援者へも情報提供します。

市内には、区役所（福祉事務所）、保健所、市・区社協の他、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点事業（なごやつどいの広場事業、地域子育て支援センター、児童館）、子ども・若者総合相談センター、仕事・暮らし自立サポートセンターなど多様な相談窓口があります。

これらの窓口を広く周知するとともに、サービス内容をわかりやすく市民に情報提供します。また、支援者へも情報提供を図ります。

○いきいき支援センター（高齢者）

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の相談・支援をはじめ、高齢者に対する総合的な相談・支援、高齢者虐待や権利擁護の相談などを行っています。市内に45か所が設置されています。

○障害者基幹相談支援センター（障害者）

障害者とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口です。市内に16か所が設置されています。

○地域子育て支援拠点事業（子育て）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行なう地域子育て支援拠点を整備します。また、拠点のうち各区1か所（機能強化型）は、一時預かり等他の支援事業も併せて行います。

○子ども・若者総合相談センター（子ども・若者）

ニート、ひきこもりなど、様々な悩みを持つ子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などが相談することのできる窓口です。

○仕事・暮らし自立サポートセンター（生活困窮者）

仕事のこと、家計のこと、家族のことなど生活のことで様々な悩みを抱える方が気軽に相談することができる窓口です。

●既存の制度の枠組みを超えた支援の仕組みづくり

問題意識 制度の枠組みにとらわれない総合的な支援の仕組みが必要

具体的な取組み

1) 既存の枠組みを超えた総合的な支援を行う仕組みや専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置の検討を行います。

高齢者、障害者、児童など対象別や分野別などの制度の枠組みにとらわれない既存の枠組みを超えた総合的な支援が行うことができる仕組みや専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置の検討を行います。

事例 大阪府豊中市のライフセーフティネットの仕組み

大阪府豊中市では、豊中市地域福祉計画に基づき、介護保険制度の生活圏域（7圏域）ごとに2名ずつ計14名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。困りごとを抱えた地域住民や小学校区に設置された「福祉何でも相談窓口（地域のボランティアが運営）」からの相談に対応するとともに、福祉分野を超えた専門職などによるネットワーク組織「地域福祉ネットワーク会議」を運営して、困難事例の解決策を協議するなど、社会資源や関係機関と密接に連携しながら、公民協働で解決にあたっています。

また、現状の制度やサービスだけでは解決が難しい状況がある場合においては、行政機関や専門職を支援する機関・組織で構成される「ライフセーフティネット総合調整会議」に情報を提供して、新たな支援プロジェクトの立ち上げやセーフティネットの開発に関わっています。

（豊中市社協のホームページ等を参考に作成）

2) 生活の困りごとなどを地域で相談しあえる仕組みづくりを進めます。

各地域の自主的な取り組みを大切にしながら、「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」の実施地域（小学校区）を拡大することにより、地域の身近な場所で住民同士が相談しあい、解決が図られるよう、その仕組みづくりを進めます。

■地域の身近な相談場所

「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」の実施地域では、コミュニティセンターなどの拠点に、ボランティアの住民が同じ地域の住民から相談を受けることのできる仕組みをつくっています。困りごとのある住民は、電話相談やコミュニティセンターなどに赴いて相談することができます。



●生活困窮者の自立支援

問題認識 生活困窮者の抱える複合的な課題に対応し、個別的で継続的な支援を寄り添いながら行う仕組みが必要

具体的な取り組み

1) 生活困窮者の自立に向けた各種支援を実施します。

総合相談支援機関として「仕事・暮らし自立サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置し、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」をはじめ、「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」を一体的に実施します。また、福祉事務所と連携しながら「一時生活支援事業」や「学習支援事業」を展開します。

さらに、直ちに一般就労が困難な人に対し「就労訓練事業」（いわゆる中間的就労）を行う民間事業所を確保し、厚生労働省令に定める基準への適合を図ったうえで市が認定を行います。

生活困窮者自立支援法の事業等

名 称	内 容
1 自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援の実施（幅広く相談を受け付ける）事業の利用のためのプランの作成など
2 住居確保給付金	離職により住宅を失った生活困窮者に家賃相当の給付金を有期で支給
3 就労準備支援事業	就労に必要な訓練を、「日常生活自立」「社会生活自立」の段階から実施 ※定時の起床や食事、整理整頓、あいさつ、コミュニケーションなど
4 一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供
5 家計相談支援事業	家計に関する相談や家計管理の指導、債務にかかる相談など
6 学習支援事業その他自立促進に必要な事業	生活困窮家庭の子どもへの「学習支援」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業の実施
7 就労訓練事業（中間的就労）の認定	生活困窮者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う事業者を、一定の基準に基づいて知事（指定都市市長等）が認定

2) 関係機関・他制度による支援との連携を進めます。

生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複合的な課題をどこに相談してよいのか分からず行動に移せない場合も少なくありません。様々な手続きや相談・事業の窓口（税、公共料金、社会保険、保健・福祉、生活保護、公営住宅、学校・保育所など）と連携し、「心配な方」をサポートセンターに繋ぐ紹介ルールを策定するとともに、必要に応じてアウトリーチ（訪問支援）の手法も含め生活困窮者が制度の狭間に陥らないよう配慮します。

また、その後の支援については、サポートセンターが調整機能を適切に担いつつ、他法・他制度による支援（福祉事務所、保健所、ハローワーク、障害者

基幹相談支援センターなど）と協力し、チームとしての支援や適切な引き継ぎを行うことが重要であり、支援機関が相互に情報を共有し、連携して支援する仕組みづくりを進めます。

3) 生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めます。

生活困窮者を早期に把握し適切な支援に繋ぐために、地域で活動する担い手の人たちを中心に、生活困窮者支援制度への理解を深めていただく取り組みを重ね、地域との連携の推進を図ります。

また、支援の過程ではインフォーマルな支援や地域のネットワークと十分連携を図ることが重要であり、社会参加機会の創出や居場所づくりなどを中心に、一人ひとりの多様なニーズ（需要）に対応できるよう連携・協働によるきめ細かい支援に努め、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。

■方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり
(権利擁護の推進)

方策の概要
高齢者や障害者が地域で安心して生活が送れるよう権利擁護の取り組みを進めます。

期待される主体別の取り組み

市民、商店	地域活動団体、社会福祉法人・事業所・企業・大学等
・権利擁護に関する正しい知識を身につけるよう努めましょう。	
・日頃のつきあいの中で判断能力の低下を感じるなど権利擁護の支援を必要としている人がいれば、相談窓口にご相談してください。	・日常的な活動の中で権利擁護の支援を必要としている人がいれば、適切な相談窓口につないでください。

市	社会福祉協議会
・権利擁護の推進や成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行います。 ・市民後見人を養成するための仕組みをつくります。 ・消費者被害トラブルの相談支援を行います。	・権利擁護の推進を図ります。 ・市民後見人を養成します。 ・法人後見の受任の促進を図ります。
<主な関連施策や事業等> ・高齢者虐待相談センター ・障害者虐待相談センター ・成年後見あんしんセンター ・法人後見の推進 ・消費生活センター ・児童相談所 等	<主な関連施策や事業等> ・障害者・認知症高齢者権利擁護事業 ・高齢者虐待相談センター（運営の受託） ・障害者虐待相談センター（運営の受託） ・成年後見あんしんセンター（運営の受託） ・法人後見センター 等

※<主な関連施策や事業等>は、平成 27 年 3 月時点の内容です。

●判断能力が不十分な人などへの支援

問題意識 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活を送れる支援が必要

具体的な取組み

- 1) 日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。

地域での日常的な見守りや身近な相談支援活動の中での気づきから、適切な権利擁護支援へとつなげることができるように、必要な啓発に取り組みます。

- 2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう金銭管理や財産保全などを行います。

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など判断能力の不十分な人が、地域で安心して生活を送れるよう相談支援や金銭の管理、財産保全などを行います。

- 3) 判断能力がない人や不十分な人などの権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図るため、制度に関する相談や申立ての支援、ボランティアで後見活動を行う市民後見人の養成などを行います。

また、市社協においては、市社協が法人として成年後見人等を受任する取り組みを行います。

事例 市民後見人によるひとり暮らし認知症高齢者への支援

あるひとり暮らしの高齢者の方は、認知症の進行による判断能力の低下から、通帳を紛失し、キャッシュカードの暗証番号を忘れ、生活費の出金ができなくなるなど金銭管理に支障をきたしていました。

支援者は、日常生活自立支援事業の利用も検討しましたが、契約能力が不十分であったことと、ご本人が利用の意向を示すことができない状況であったため、名古屋市が申立人となり、市民後見人が選任されました。

選任された市民後見人は、通帳の再発行の手続きを行い、生活費を週1回こまめに届けながら、ケアマネジャーやヘルパー等と連携し、見守りを中心とした後見業務を行っています。

- 4) 消費者被害のトラブルなどに関する相談支援を行います。

判断能力が衰えがちな高齢者などを狙った悪質商法が増大する中、消費者被害のトラブルなどに関する予防の啓発や相談支援を行います。

●高齢者、障害者、児童、配偶者等に対する虐待相談支援

問題意識 虐待に関する相談支援や普及啓発が必要

具体的な取組み

1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守り育む機運を高めます。

虐待を家庭だけの問題とはせず、地域全体の問題として捉え、一人ひとりを地域で見守り育む機運を高める啓発等に引き続き取り組みます。

事例 オレンジリボンキャンペーンの取り組み

平成25年4月に施行された「名古屋市児童を虐待から守る条例」では、毎年5月と11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。また、毎年11月には、厚生労働省及び内閣府の主唱による全国的な取組みとして、「オレンジリボンキャンペーン」が



実施されており、本市においても毎年、広報・啓発を実施しています。市内の百貨店や小売店・飲食店等におけるオレンジリボンの着用や子育て相談カードの店頭配布など、多くの民間団体、公的団体の協力を得て、児童虐待問題に対する深い関係と理解が得られるよう、広報・啓発の取組みを展開しています。

2) 高齢者、障害者、児童、配偶者等に対する虐待防止や早期発見、相談支援などを行います。

高齢者虐待相談センター、障害者虐待相談センター、児童相談所、各区役所及びいきいき支援センター等において、相談支援体制を設けています。

○高齢者虐待相談センター

高齢者虐待の防止及び早期対応を図るため、高齢者本人やその家族、保健福祉関係者等からの高齢者虐待に関する相談を受けています。

○障害者虐待相談センター

障害者虐待の防止及び早期対応を図るため、障害者本人やその家族、保健福祉関係者等からの障害者虐待に関する相談を受けています。

○児童相談所

18歳未満の子どもについてのあらゆる相談を家庭その他から受け、子どものニーズや置かれた環境に応じて必要な支援を行っています。

取り組むべき方向性

3 地域で活動する多様な担い手を育む

～若者から高齢者まで、身近な福祉の問題に気付き、行動できる人や活動主体を育む～

■方策⑤ 地域福祉の多様な担い手づくり

方策の概要

若者から高齢者や、地域で活動する団体、商店や企業等の多様な主体に働きかけることにより、地域福祉の担い手を増やす取り組みを進めます。

期待される主体別の取り組み

市民	
・地域の一員として、自分のできる範囲内で地域活動に参加しましょう。	
地域活動団体、社会福祉法人、事業所	商店・企業・大学等
・担い手として地域福祉活動に協力ください。 ・従業員等が地域の福祉活動に参加しやすい制度や雰囲気づくりに協力ください。	
・担い手の養成に協力ください。 ・新たな担い手を積極的に受け入れる風土づくりに努めましょう。	・従業員教育の中に地域福祉の意識醸成に関する内容を入れることに協力ください。

市	社会福祉協議会
・担い手を広く募り、育む取り組みを創意工夫のもと進めます。	
・地域福祉に関する広報啓発や教育などの環境整備に関する方策を検討・実施します。	・ボランティア講座を実施し、グループ化、ネットワーク化を進めるとともに活動を支援します。 ・学校や地域で福祉教育を進めます。
〈主な関連施策や事業等〉 ・地域福祉に関するシンポジウム ・ボランティア活動に関するイベント ・鯉城学園 ・生涯学習センター ・総合的な学習の時間 ・市民活動推進センター ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業） ・社会福祉法人の公益的な活動の支援 等	〈主な関連施策や事業等〉 ・地域福祉に関するシンポジウム ・ボランティア活動に関するイベント ・鯉城学園（運営の受託） ・市・区社協ボランティアセンター ・地域福祉リーディングモデル事業 ・福祉教育 ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）（実施の受託） ・社会福祉法人の公益的な活動の支援 等

※〈主な関連施策や事業等〉は、平成27年3月時点の内容です。

●「地域福祉」は私たちのことという意識の醸成

問題意識 身近な地域への意識が低下している

具体的な取り組み

1) 地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業を開催し、ともに助けあう機運を盛り上げます。

ともに助けあい、支えあうことの大切さを私たち一人ひとりが再認識することが第一歩になります。そのために必要な地域福祉に関する啓発事業の開催や各区での福祉まつりなどの行事を開催します。

事例 地域福祉活動の実践の発表

市社協では、地域住民が地域福祉活動の実践事例を発表する機会を設け、地域福祉活動の実践者の意欲の向上を図るとともに、先進的な実践事例や地域住民による助けあい活動の意義を市民に向けて啓発する「地域福祉推進実践者のつどい・協働ネットワーク研修」を開催しています。



実践事例の発表

事例 まつりの中で福祉に関心を持っていただく取り組み

東区では、「東区区民まつり」と合同で「ひがし福祉まつり」を開催しています。

「ひがし福祉まつり」は、東区内の地域活動団体による実行委員会によって運営され、東区社協が実行委員会の事務局を担っています。「ひがし福祉まつり」の出展ブース・コーナーの中には、手話や車いすの福祉体験コーナーや、東区内の福祉施設や作業所の授産製品を販売するコーナーを設け、市民にまつりを楽しみながら福祉に関心を持っていただく取り組みをしています。

なお、他の多くの区においても類似の取り組みがされています。

2) 地域ぐるみの福祉教育の推進を図ります。

子どもから大人まで幅広く地域ぐるみで活動に関わることやライフステージに沿った福祉教育を展開することにより、多世代の福祉意識の醸成を図り、地域福祉活動や地域で行われている各種行事の支援に努めます。また、市や社協が住民に参加を呼びかけて行う様々な事業について、参加者の学びを意識して実施します。

また、商店や企業の従業員教育の中に高齢者や障害者の理解促進を図るプログラムを提案するなど、商店や企業の地域福祉に対する意識の醸成を図ります。

事例 企業における社員研修の一環としての福祉教育の取り組み

市社協、中区社協、インストラクター（福祉教育を推進する担い手）が主体となり、名古屋三越、中京銀行従業員組合などの社員研修の一環として、高齢者疑似体験セットを使用した疑似体験を通して高齢者の特性を学んでいます。高齢者の理解を深めることで、業務へ活かすだけではなく、地域福祉の担い手としての意識醸成を図っています。

3) 私たちの住む地域を学び、地域のために活動をする意欲と技能を高めるための学習機会の提供を進めます。

生涯学習という観点から、「鯉城学園」や各区の「生涯学習センター」において、地域に親しみ、地域に関心を持つことができるよう支援し、学んだ知識や成果を生かして、地域のために活動をする地域福祉の担い手を育むための学習機会の提供と地域での活動体験を充実します。

事例 鯉城学園での学びを地域に活かす取り組み

鯉城学園の学生は市内に在住する60歳以上の方で、健康で学習意欲があり、卒業後も地域活動に参加する意欲がある方です。

鯉城学園の学生は、学園での学びに加え、自主活動として次のような活動をしています。

環境専攻では、名古屋に暮らす人にとってなじみ深い「堀川」の浄化を目指すため、堀川上流から下流の6カ所で水質調査を月2回行っています。

また、福祉専攻では、有志がマジックや手話、コーラスなどを練習し、福祉施設等で披露しています。

その他の専攻においても、区政協力委員、町内会役員、民生委員・児童委員、老人クラブ役員などとして市政や福祉活動に協力しています。

事例 生涯学習センターでの多文化共生のための取り組み

平成25年度中生涯学習センターでは、多文化共生ボランティア養成講座が実施され、中区に住む外国の方たちの現状や課題、ボランティアのあり方、多文化共生にかかわる各地の取り組みについて学びました。修了生は生涯学習センターや区役所で実施される多文化共生事業に協力したり、自主的な交流イベントを企画したりして、多文化共生のまちづくりに関わっていきます。

4) 市内小中学校で行われている「総合的な学習の時間」で、福祉教育に取り組みます。

児童・生徒が地域での活動に参画する意識の醸成を図り、地域での様々な困りごとや一人ひとりが担うことができる役割を考えるなど、自身も担い手になり得ることの気づきを得られるよう、福祉教育の内容を充実します。

各区社協は、学校が「総合的な学習の時間」などを利用し、車いす、アイマスク体験などの体験学習や障害者・高齢者を講師とした学習などが推進できるよう、学校との顔の見える関係づくりを通して、福祉教育の連携・協働を進めるとともに、情報提供等に努めます。また、新たな内容として、認知症への理解の推進（認知症サポーターの養成）、介護施設等での交流や職務体験の取り組みも検討します。

■総合的な学習の時間

市内の小中学校では、平成14年から「総合的な学習の時間」が全面実施され、地域や学校、児童の実態に応じて、既存の教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、地域や学校の特色、児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動が行われるようになりました。こうした学習時間の一部として、福祉教育は提供されています。

事例 「総合的な学習の時間」の中での福祉教育の取り組み

西区社協では、西区の比良小学校と協働し、3年生の総合的な学習の時間の中で、視覚障害者の理解を深める福祉教育に取り組んでいます。

1回目の授業では、ガイドボランティアグループを講師としてガイドヘルプの方法を体験し、2回目の授業では、児童が1回目の授業を活かし講師である視覚障害者の方を教室までガイドヘルプしました。教室では、視覚障害者の方が、視覚に障害があっても便利に使える日常生活用具の紹介を行うとともに、ご自身の日常生活の話をし、児童たちは視覚障害者の日常生活やガイドヘルプの方法などについて学習しました。

北区の清水小学校では、毎年、10月に学区の敬老会の方々をゲストティーチャーとして招き、グラウンド・ゴルフを行っています。子どもたちと敬老会の方でグループをつくり、一緒にグラウンド・ゴルフを行うことを通して交流を深めています。



事例 地域の団塊の世代の方とともに実施した小学校の総合的な学習の時間

中村区日吉学区では、中村区社協が学区内の団塊の世代の方に協力を呼びかけ、小学校の総合的な学習の時間において、高齢者理解についての体験学習を行いました。

協力者は事前に予行演習を行うなど高齢者理解を深めるための準備をし当日に臨みました。当日は、福祉体験学習をとおして、同じ学区内の小学生と団塊の世代の方とのふれあいの場にもなるとともに、小学生だけではなく、協力者である団塊の世代の方にとっても学びのある学習の機会となりました。

事例 学校の教員と地域住民等と一緒に福祉教育を学ぶ機会づくり

昭和区社協では、年1回、区内の小学校・中学校・高等学校の教員、福祉教育に関わるボランティア、地域福祉推進協議会、民生委員・児童委員、PTA協議会など、学校を拠点とした福祉教育に携わる人を対象に、「福祉教育セミナー」を開催しています。

今後の総合的な学習の時間等への福祉教育プログラムの提案を行うとともに、地域ぐるみで子どもを育てていくことの効果を啓発する目的で開催しています。

このセミナーは、地域福祉活動計画に基づき、地域住民と昭和区社協が一体となったプロジェクトチームを結成し、企画・運営を行っています。

- 地域に住む若者から高齢者までの多様な世代、地域で活動する多様な主体への働きかけ

問題意識 多様な世代・主体への働きかけが足りない

具体的な取り組み

- 1) 地域の課題に対して、地域住民自らが担い手となることを支援します。

「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」などの地域福祉活動への参加を働きかけ、「地域福祉リーディングモデル事業」、市民活動推進センターにおける各種ボランティア講座、市・区社協ボランティアセンターにおける各種ボランティア講座の開催などにより、地域住民自らが担い手になることができるように支援します。この支援にあたり、NPOなどの団体と協働で講座を開催するなど、講座内容や講座受講後の活動の幅が広がるような工夫をします。

また、市民活動推進センター及び市・区社協ボランティアセンターでは、ボランティアグループや市民活動団体の活動支援や組織化、NPO法人化の支援を通じて、地域における市民の自主的な活動を支援します。

事例 地域の困ったことは地域住民が協力して解決を目指す

熱田区の神宮東けやき会では、市社協の「地域福祉リーディングモデル事業」の「人づくり応援事業」の受講を1つのきっかけとして、住民個人では解決できない困りごとを団地の住民が助けあって解決する取り組みを行なうとともに、月に2回のたまり場活動（モーニングカフェ）等を通じ、住民同士の交流を図っています。

事例 各区のボランティアグループの組織化による活動支援

市社協ボランティアセンターでは、各区の傾聴ボランティアグループを組織化し、各グループの相互理解や情報交換を図るための交流の場を設けるとともに、研修など資質向上を図る機会や、市民に対する傾聴ボランティア活動の理解促進につながる機会を作っています。

- 2) 地域福祉活動の担い手として、若者の力を呼び込むための取り組みを検討します。

高校や大学におけるボランティアグループ活動などとの連携事例をもとに、若者を担い手として呼び込むための取り組みを検討します。また、小・中学生も、前述の福祉教育などの取り組みを通じ、地域福祉活動の担い手となり得る対象として考えていきます。

事例 小・中学生から地域福祉の担い手として参加できる取り組み

千種区社協では、「ボランティア・NPO 応援助成事業」の公開プレゼンテーションの審査員に、「親子審査員」「学生審査員」という区分を設け、小学生又は中学生とその保護者、高校生を審査員とし、小・中学生から地域福祉の担い手として参加できるような取り組みを進めています。



3) 高齢者や退職前の勤労者に対して、「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」などの地域福祉活動への参加を働きかけます。

地域福祉活動の担い手として、高齢者のマンパワーを活用するため、すでに地域福祉活動に取り組んでいる高齢者や、まだ参加していない高齢者にも幅広く、「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」などの地域福祉活動への参加を働きかけます。

また、定年退職を迎える勤労者に対し、退職前からの地域福祉活動等への参加を促す取り組みを検討します。

4) 社会福祉法人による公益的活動を促進します。

社会福祉法人が有する機能や、これまで培ったノウハウを活かし、制度だけでは解決できない地域の福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みなど、公益的な活動を行うよう働きかけます。

事例 福祉施設の社会貢献活動

社会福祉法人名古屋キリスト教社会館では、南区千鳥学区が実施するなごやか給食会（ふれあい給食会）の開催場所として、社会館の厨房や会場を提供し、内容なども一緒に考えながら実施しています。また、高齢者等で歩いて来るのが困難な方を、社会館のデイサービス事業用の車両を使い、送迎を行っています。

福祉施設が地域住民と一緒に1つのことに取り組むことで地域との連帯感を高め、地域にとって必要な福祉施設となるよう努めています。

5) 商店や企業も担い手として活動している事例を「見える化」し、新たな取り組みを促進します。

28ページの商店街振興組合アンケートでは、活動によっては多くの組合が連携・協働を希望すると回答しています。一部の地域で行われている連携・協働の事例を「見える化」し、これを参考にすることによって、各地域で新たな取り組みがなされるようにしていきます。

また、地域貢献を行っている商店や企業の先進的な取り組みを発表する機会を設け、地域貢献の機運を高めるとともに、一定の地域貢献を行っている商店や企業を表彰・認定するような制度の構築も検討をします。

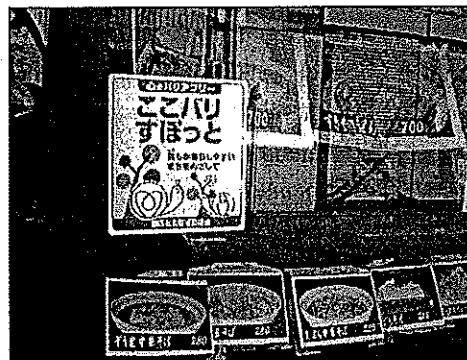
事例 商店街との連携・協働

特定非営利活動法人子育て支援のNPOまめっこは、北区の柳原通商店街で親子ひろば「遊モア」を運営しています。

子どもの遊び場としての役割だけでなく、普段接する機会が少ない商店街の人々と親子がつながる機会を作ったり、商店街を紹介する冊子を作成したり、まめっこのスタッフや子育て中の親子が商店街主催のお祭りにボランティアとして参加したりするなど、相互交流を図り、連携・協働しています。

事例 地域商店等との連携

南区社協では、区内の商店や福祉施設などの協力を得て、設備面だけでなく「心のバリアフリー」を目指し、困っている方へのお手伝いや心遣いなどを大切にする誰にでも優しい拠点「ここバリすぽっと」の取り組みを進めています。平成26年3月末で103ヶ所の登録があり、拡充・推進・発展を目指します。



事例 地域住民、企業、社協が協働して行う買い物支援

港区野跡学区では、買い物に関する調査を行い、近くに十分な店舗がなく買い物に困っている高齢者が多いという課題がありました。そのため、港区社協の働きかけにより、ユニー㈱、㈱NTTドコモ東海支社、伊藤忠商事㈱と港区社協が「買い物支援プロジェクト会議」を重ね、その結果、団地の集会所等を会場に、ユニー㈱のネットスーパーの仕組みを使い、㈱NTTドコモのタブレット端末を操作して買い物をする買い物支援事業「ふれあい宅配」を企業、地域住民、社協の3者が協働して実施することとなりました。現在では、タブレットの操作が困難な高齢者でも利用できる「テレホン宅配」へ移行しています。

●担い手が参加しやすい創意工夫

問題意識 さらなる活動のPRと活動の参加条件や環境の整備が必要

具体的な取り組み

- 1) 地域福祉活動やボランティア、NPOへの参画を広く呼びかけるためのPRを充実させます。

活動への参画を広く呼び掛けるためのPRの充実を図ります。活動の様子が市民に分かりやすく伝わるように、これまでの広報紙を基本としたPR活動に加え、PRイベントの開催や、ホームページの内容充実、SNS（インターネット上の交流を通してネットワークをつくるソーシャルネットワークサービス）などの新しいメディアを取り入れるなど、市民活動推進センターや市・区社協のボランティアセンターにおけるPR活動を進めます。

事例 地下鉄の駅前でボランティア活動のPRイベント

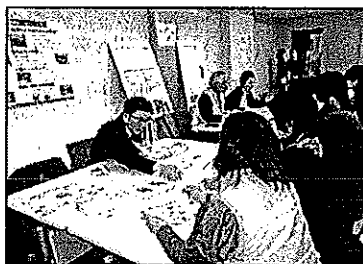
名東区では、名東区社協と実行委員会が主催で、藤が丘駅前のリニモス広場において、地元の商店街の協賛・協力のもと「めいとうボランティア展」を開催しています。講座ではなく市民が気軽に参加できる事業を行うことで、ボランティア活動の啓発や参加のきっかけの提供ができるよう、ボランティアによるトークやパフォーマンス、ブースでのPR等を平成18年度から実施しています。

- 2) 新たな担い手が参加しやすい活動の条件や環境の整備を検討します。

29ページの市政アンケートでは、「条件や環境を整えば参加したい」が47.1%と最も多く回答がありました。また、「時間的な余裕があれば」参加したいという回答が60.3%となっています。時間的な余裕がない人を想定し、短い時間から参加することのできるようにするなどの参加条件の工夫や担い手と担い手を必要とする側とのマッチングを行う環境づくりを進めます。

事例 担い手との橋渡しを目的とした取り組み（ぼらマッチ！なごや）

市民活動推進センターでは、社協、大学、企業、NPOとの協働により、「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている団体」を結びつけるボランティア・マッチングイベント「ぼらマッチ！なごや」を開催



しています。様々な分野の団体が出展し、直接面談することで、自分のやりたいことや条件にあったボランティアを探すことができ、ボランティア体験や講座などをおし、ボランティアの知識や経験を深めることもできます。

■方策⑥ 地域福祉の担い手の支援

方策の概要
活動の中心的な役割を担う人やコーディネート役の人など、様々なキーパーソンが活躍しています。そうした活動が途切れることなく持続できるよう、場の提供や資金の助成等を行います。

期待される主体別の取り組み

市民	
・活動に積極的に参加することで、中心的な役割を担うキーパーソンの取り組みを理解し支えましょう。 ・地域において活動を重ね、ときには中心的な役割を担いましょう。	
地域活動団体、社会福祉法人	商店・事業所・企業・大学等
・可能な範囲において、空きスペースを地域福祉活動の場として提供ください。 ・可能な範囲において、地域福祉活動のための資金に協力ください。	
・団体内で中心的な役割を担うキーパーソンを団体として支えましょう。 ・専門的な知識を活かし地域活動団体のキーパーソンを支えましょう。	・福祉イベントへの協賛にご協力ください。

市	社会福祉協議会
・キーパーソンを支えるために、地域における支援体制のあり方を研究します。 ・地域福祉活動に必要な場を提供します。 ・地域に根ざした活動や先進的な地域福祉活動にかかる資金の助成を行います。	
<主な関連施策や事業等> ・コミュニティセンター ・文化センター ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業） 等	・地域で活動する団体等のキーパーソンの意見を集約し、市に必要な対応の提案をします。 <主な関連施策や事業等> ・コミュニティワーカーとしての専門的なアドバイスや支援 ・在宅サービスセンター ・地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）（実施の受託） ・地域福祉リーディングモデル事業 ・地域の子ども応援事業 ・福祉基金 等

※<主な関連施策や事業等>は、平成 27 年 3 月時点の内容です。

●地域福祉活動のキーパーソンを支える仕組みづくり

問題意識 担い手を支える体制ができていない。

具体的な取り組み

- 1) 一部のキーパーソンに負担が集中している現状を少しでも軽減する取り組みを実施します。

キーパーソンから出される意見に耳を傾け、真摯に取り組むとともに、他都市等の好例を収集して実践することによって、少しでも負担感の解消を図っていきます。

- 2) キーパーソンに対し専門的な助言や支援を行います。

地域の福祉課題・生活課題が複雑化・多様化する中、地域福祉活動を進める上では、専門的な知識が必要になる場合があります。キーパーソンが地域福祉活動を円滑に行えるよう、地域支援を行うコミュニティワーカーとして専門的なアドバイスや支援を行います。

事例 地域福祉活動を行うキーパーソンの声

中川区の戸田学区地域福祉推進協議会では乳幼児を持つお母さん同士が交流し、子育ての不安や喜びを話すことができる「子育てサロンちびっこ戸田」を開催しています。

中川区社協では、「学区担当職員」によるアドバイスや、「サロン交流会」による情報提供など、様々な支援を行っています。

キーパーソンである戸田学区地域福祉推進協議会の会長や主任児童委員からは、「社協は、駆け込み寺のような存在で、いろいろヒントをいただいている。」との声があります。

- 3) キーパーソンを担う人材のための研修を実施します。

活動に必要な知識や技能を高めることを目的に、キーパーソンの様々な役割に応じた研修を行います。他団体等とのリレーションシップの観点なども取り入れた「地域福祉リーディングモデル事業（マンパワーサポート事業）」を実施するとともに、「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」では、地域でコーディネーター役を担う人材のための研修を行います。

- 4) 地域福祉に尽力するキーパーソンを表彰する制度を検討します。

キーパーソンとして、地域福祉の現場で尽力している担い手にスポットを当て、表彰することができる制度を76ページの商店や企業の表彰・認定とあわせて検討します。

●地域福祉活動を支える社会資源づくり

問題意識 キーパーソンを支えるための社会資源が不足している

具体的な取り組み

1) 地域福祉活動の拠点づくりを進めます。

地域福祉活動を行うためには、関係者が集まって相談したり、実際に活動するための拠点となる場所が必要になります。

○コミュニティセンター

名古屋市では、各小学校区単位でコミュニティセンターを整備しており、例えば、「ふれあい・いきいきサロン」などの地域福祉活動の実施場所として活用されています。コミュニティセンター及び類似施設が未だ整備されていない小学校区については、条件が整ったところから、引き続き整備を進めます。

○在宅サービスセンター

各区単位に在宅サービスセンターを整備しています。地域福祉活動の活動拠点として、研修室やボランティアルームなどの部屋の貸出しを行うとともに、福祉に関する情報コーナーの充実など、地域福祉活動の活動拠点としての取り組みを進めます。なお、未だ整備されていない区については、整備を検討していきます。

○文化センター

西・中文化センターは、地域住民の福祉の向上と人権啓発のための地域交流の促進を目的として設置されています。

○社会福祉施設

市内の老人福祉施設、保育所、障害者施設などの社会福祉施設では、空いている会議室を貸し出すなどの地域貢献を行っている施設があります。特に、社会福祉法人では、地域貢献の一環として、このような取り組みを積極的に行ってもらおうよう働きかけていきます。

2) 地域福祉活動を行う団体等へ助成や支援を行います。

地域福祉活動を積極的に行う地域福祉推進協議会を支援するため、活動費の助成を行います。また、「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」や地域福祉リーディングモデル事業（ファンドサポート事業）、地域の子ども応援事業を実施することにより、地域で助けあい支えあうための必要資金や、子どもが地域での交流を通じて主体性や社会性を身につけることができる事業や子育て支援の担い手を養成する事業の一部を手当てし、特定の活動を目的とした地域福祉活動への助成を行います。

事例 3年間の継続的な助成事業を活用した子育てサークルの支援

子育て応援団体 moms.（ママズ）は、市社協が実施する3か年の継続助成事業である「地域福祉リーディングモデル事業」の「活動資金応援（ファンサポート）事業」の助成により、子育てサークルフェスタや交流等を通じた子育てサークルの連携・活性化や、ホームページや子育てカレンダーの発行等による子育てに関する横断的な情報提供の充実を段階的に進めています。

福祉基金により積み立てた資金の利息収入をもって、地域のふれあいや交流事業、先駆的な地域福祉の活動などの地域福祉活動に対して助成を行っています。この福祉基金に継続的な積み立てを行うため、基金への寄付を募る活動を積極的に行うとともに、限られた財源を必要性の高い地域福祉活動に助成できるよう助成の見直しを検討します。



■福祉基金

福祉基金は、地域ぐるみの福祉活動を応援し、ふれあいのある豊かな福祉風土を市民とともに作りあげていくことを目的とした基金です。

基金により、近隣同士の支えあい・助けあい活動、子育てサロン等のふれあい・交流活動、ボランティア活動の応援、地域の支えあい事業を立ち上げたい人の応援、などの福祉活動が支えられています。

また、これまで、企業や団体の社会貢献活動、香典返し、遺言でご自身の意思を残す遺贈などのご寄付がありました。

なお、福祉基金の設置・管理は市社協が行い、基金の運営にあたっては「福祉基金運営委員会」を設置し適正な運営に努めています。

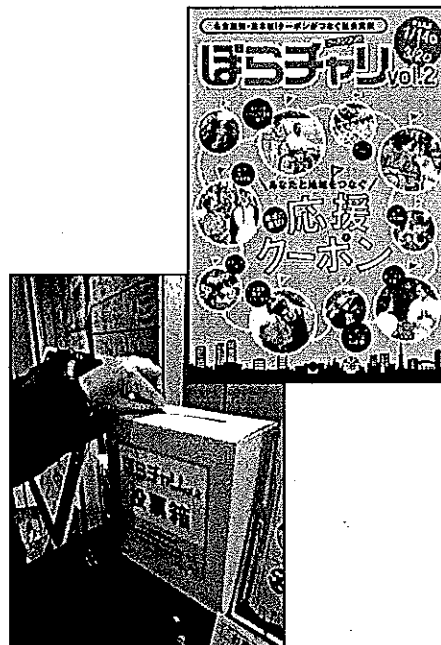
また、活動団体への支援の流れを促進するため、市民や企業からのNPO等への寄付を促進するためのイベントや寄付募集に関する講座、助成金情報の提供等を行います。

事例 チャリティクーポンによる消費と投票を通じたNPOへの支援の体験(ぼらチャリ)

市民活動推進センターと名古屋市社協等が連携し、市民、企業によるNPOへの寄付やボランティアなどの社会貢献文化を促進するイベント「ぼらチャリ」を開催しています。

チャリティプログラムでは、協賛店舗で飲食・買い物をした際に、NPOに投票し、協賛金の一部がNPOへ配分される仕組みを実施し、日常生活の中で市民や企業がNPOへの支援を行うきっかけづくりを行っています。

参加団体にとっては、単なる資金調達だけでなく、団体の活動を広く市民に発信する機会となることで、支援の輪が広がるチャンスにもなっています。



事例 民間企業からの協賛による啓発イベント

認知症に関する正しい知識を普及することを目的に実施している市民向け講演会にかかる費用の協賛を募り、民間資金の活用及び行政と民間団体とが協働して事業を行っています。

平成25年度は、エーザイ株式会社、小野薬品工業株式会社、第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社(50音順)からの協賛金により、認知症に関する講演会を開催しています。

方策を効果的に推進するための取り組み

3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

問題意識

顔の見えるつながりや、地域や分野を超えた連携・協働が求められている

具体的な取り組み

1) 相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。

3つの「取り組むべき方向性」を効果的に進めていくためには、地域福祉に携わる様々な活動者や関係機関、市社協、区社協、行政などが、相互理解を図り、ネットワークを組んで連携・協働を推進するための場が必要です。

例えば、小学校区レベルの場では、前述した「地域福祉推進協議会」や「地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）」における地域住民を主体とした「地域支えあい活動連絡会議」などが考えられます。区レベルでは、「地域ケア会議」、「障害者地域自立支援協議会」、「なごやこどもサポート区連絡会議」、市レベルでは、本計画の策定委員会のような多様な関係機関・団体が集まる場が考えられます。

こういった場づくりを行うとともに、その活性化によって相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。

2) 地域や分野を超えた連携・協働のための仕組みづくりを検討します。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などの分野をまたいだ複合的な問題を抱えた世帯に対し、各種のサービスを複合的に組み合わせた総合的・横断的な支援が行えるような仕組みづくりを検討します。

これらは、市役所内の部局や区役所・保健所、市・区社協を超えた横断的な対応が必要となることを認識し、市役所や市社協内部における部局間の連携、区役所や区社協との連携・協働を引き続き進めます。

また、あわせて、市・区社協の協議体としてのネットワークを活かし、行政も含めた地域に関わる様々な団体との連携・協働を引き続き進めます。

3) 地域福祉活動のための個人情報の共有のあり方を整理します。

地域の助けあい活動や見守り活動といった顔の見える関係づくりや災害発生時の支援活動の中で得られる個人情報は、家族構成や障害の有無といったデリケートな情報が含まれることが想定されるため、その取り扱いに関しては、人権の尊重や人間としての尊厳の観点からも、より一層の管理と配慮が必要です。一方で、こうして得られた情報は、お互いの信頼関係を前提にしながら適切に活用することで、円滑な支援、的確な支援に役立てることができます。

地域福祉活動を進めるにあたっては、個人情報の「保護」と支援における「活用」に関する考え方が一定程度整理されている必要があることから、今後、地域における個人情報の共有のあり方についての整理を進めます。

リレーションシップゴールを目指して

市と市社協との合同で、本計画を策定するための幹事会やワーキンググループを定期的に開催しました。市は、健康福祉局と子ども青少年局といった福祉部局だけではなく、市民経済局、住宅都市局、消防局の関係部署も委員に加わっています。

この幹事会には、日本福祉大学社会福祉学部小松理佐子教授にご出席いただき、勉強会を行いました。その中で小松教授は、「地域福祉に関する評価は難しいが、リレーションシップゴール（※）がひとつの指標となるのでは」と話されています。

実際、今回の計画をつくるために、策定委員会における様々な団体の代表者や市民の方々、市と市・区社協の様々な部署の職員がともに地域福祉を考えてきました。計画をつくることも大切ですが、そのためにお互いの顔を見ながら話し合うことで生まれる関係が地域福祉においては重要なポイントになると思われます。

※リレーションシップゴール
パートナーシップやコラボレーションの視点からみた変化度の評価



市役所の各部局の職員
と市・区社協の職員（ワ
ーキンググループ）での
討論



策定委員会

まず、私たちは何から始めたらよいでしょうか？

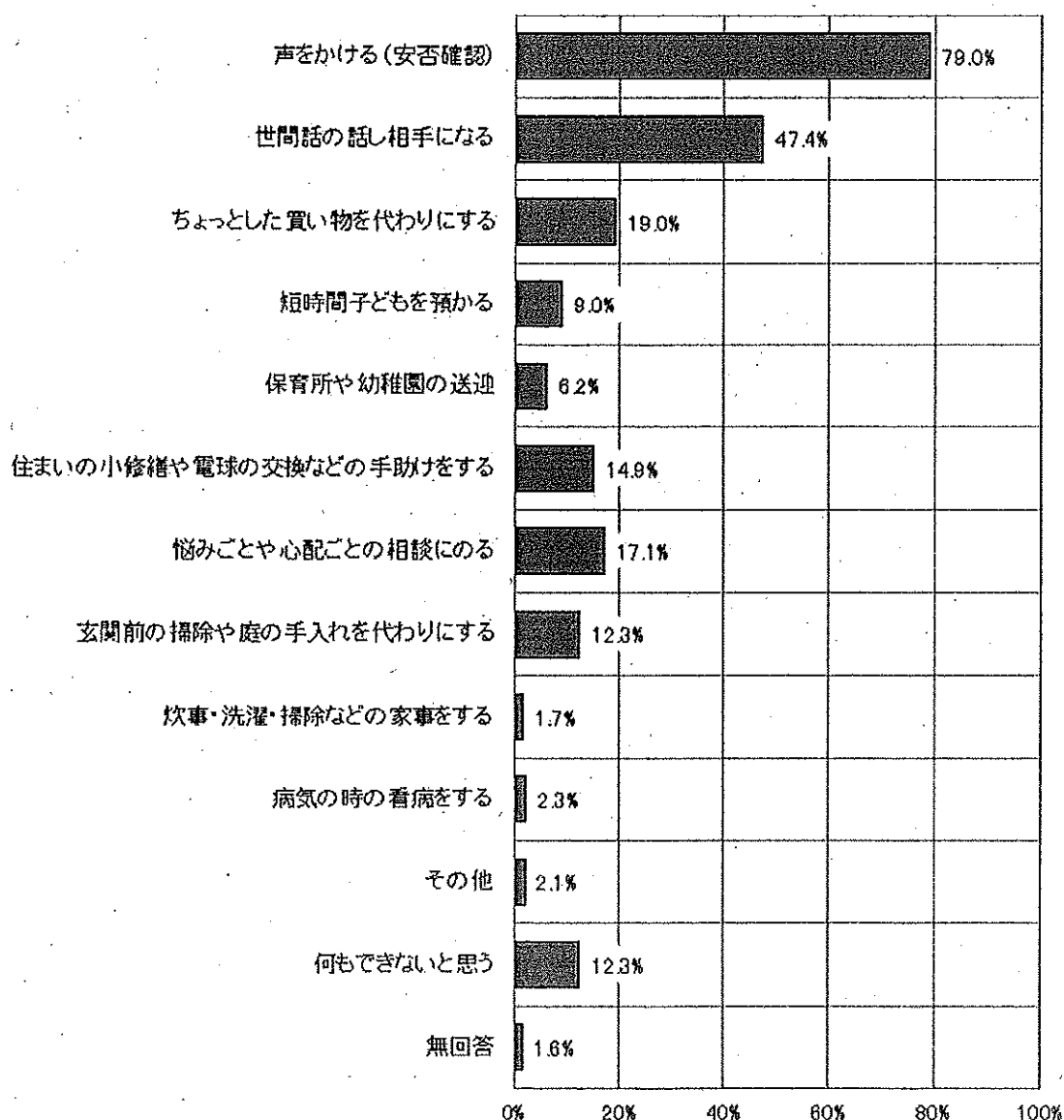
地域のつながりをつくることや地域の困りごとを解決する担い手になるということは、とても大変な活動を担わなくてはならないイメージがあるでしょう。しかし、これは必ずしも役割を持って担うことではなく、その多くが挨拶を交わしたり、地域の行事に参加したりという日常的な営みの延長線上にあることです。

それは、顔を知ることから始まり、一言会話をしたり、ちょっとしたお裾わけをしたり、困りごとの愚痴をこぼしたりと、日頃の生活の中で、私たちはいつでもつながり始める可能性を持っています。その日頃のつながりがときに助けあい支えあうことの基礎となるのですから、その意味では、私たち一人ひとりの誰もが今日から明日からつながり、ちょっとした困りごとを解決する担い手となるための取り組みを始めることができるのです。

市政アンケート結果（平成25年度実施）

問「あなたは、地域の住民同士の「助け合い」として、何ができると思いますか。

（〇はいくつでも）」



第5章 計画の進行管理と評価

1 計画期間

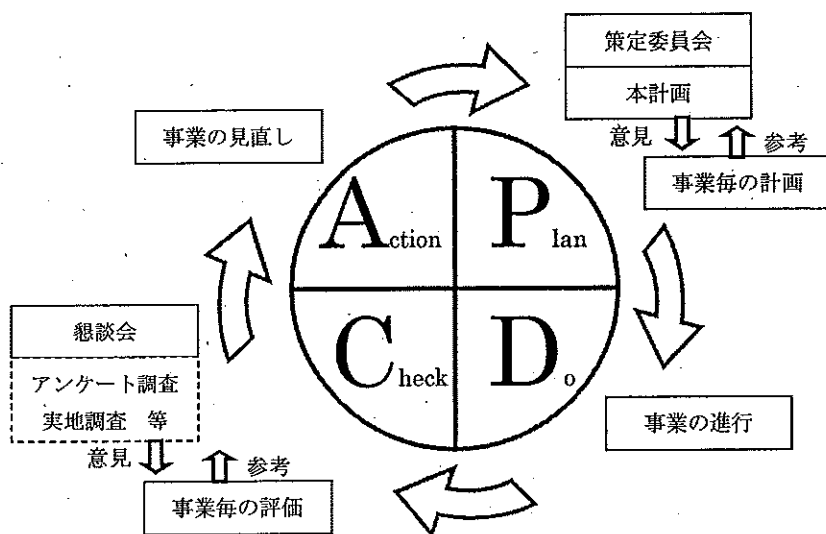
平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5カ年とします。

2 推進体制

本計画の進行管理・評価は、市及び市社協が一体となって、市民、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成する「地域福祉に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」（仮称）から意見を聴取することにより行います。この懇談会の構成員は固定化せず、その時々福祉課題に応じて、意見の聴取が必要な団体等に出席を依頼します。

3 進行管理・評価の考え方

計画の具体的な取り組みは、計画の理念や目標及び「第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開」で位置づけた内容を踏まえ、市及び市社協の個別の事業及び毎年度の事業予算により具体化を図ります。各事業を進めるにあたっては、懇談会で地域福祉の観点から議論された意見等も参考にして検討します。



4 計画の内容の変更

計画期間の途中であっても社会情勢の変化や国の動向等に応じて、この計画の見直しが必要な場合には、懇談会の意見を参考に、所要の改定を行います。

参考資料

1 前計画の概要と評価

(1) なごやか地域福祉2005(名古屋市地域福祉計画)

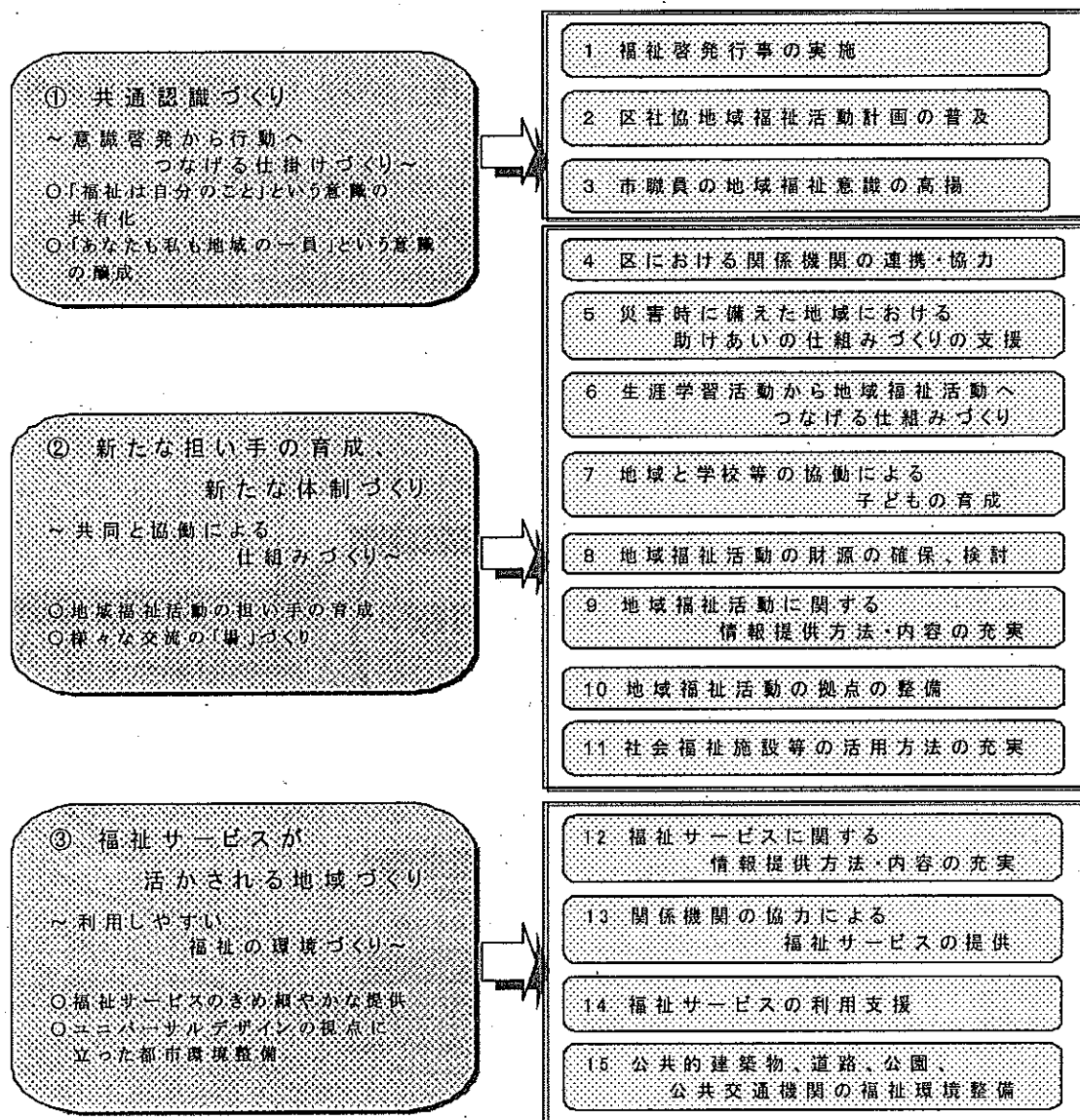
■計画の概要

地域の望ましい姿を目指し、様々な生活課題にきめ細かく対応するため地域全体で取り組む「仕掛け」と「仕組み」づくりをすすめ、あわせて福祉サービスを利用しやすい環境づくりをすすめるために策定した計画です。

地域の望ましい姿

- 1 誰もが安心して笑顔で住み続けられる地域
- 2 みんながお互いに助けあえる地域
- 3 住民が自らすすんで活動できる地域

■計画の体系



■評価

なごやか地域福祉2005では、「なごやか地域福祉2005連絡会議」を開催し、以下の評価をしています。

○地域福祉の推進には、区社協の活動が重要ですが、区役所を含めた区レベルでの協働がどこまでできるのかが課題です。

○今ある力を活用するため、仕掛けと人づくりをさらに進める必要があります。

○計画の評価方法として、実績を追うだけではなく、進め方や見えてきた課題、協働の状況をつぶさに検証することが必要です。

(2)第4次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画

■計画の概要

○計画の目標

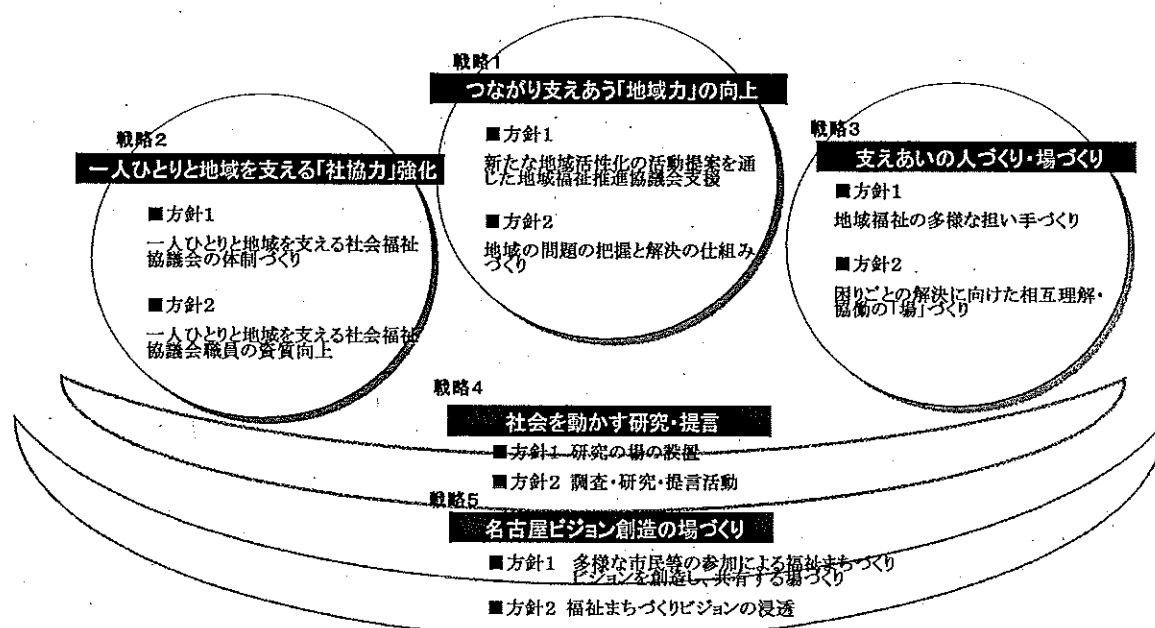
「つながりと支えあいのあるまち名古屋の創造」

○目標達成のための4つの宣言

地域社会とのつながりや支援が必要な住民一人ひとりの個別の生活の困りごとを本会及び区社協が

- ①身近な地域の相談窓口で受け止める仕組みをつくります
- ②社協の総合力により責任を持って解決します
- ③地域の住民同士の支えあい等により解決する仕組みをつくります
- ④関係機関・団体との連携のもと地域とともに解決する仕組みをつくります

■計画の体系



■評価

前述の計画の目標及び4つの宣言を見据えながら、各戦略に位置づけた方針にそって、全体的には概ね計画どおり推進できたと評価しています。

主な成果と課題は次のとおりです。

〈成果〉

- 住民一人ひとりの個別の生活の困りごとの解決に着目した取り組みが進み、生活支援や見守りなど、地域での支えあい活動が広がりました。
- 各区社協内の地域福祉を推進する部門と介護保険を推進する部門とが連携し住民一人ひとりの個別の生活の困りごとに対する支援の意識が高まりました。
- 企業と連携して住民一人ひとりの生活の困りごとの解決に向けた取り組み事例がみられるようになりました。

〈課題〉

- 地域での支えあい活動のさらなる充実が必要です。
- コミュニティワーカーとしての職員の専門性の向上や、市・区社協一体となったコミュニティソーシャルワーク機能の発揮が必要です。
- 多様な関係機関・団体とのさらなる連携・協働した地域福祉の推進が必要です。

2 各施策・事業の一覧

■方策①孤立を生まない地域づくり

関連施策や事業等	概要	所管
高齢者の孤立防止事業	地域で高齢者を見守り、支えあうため、地域の住民や事業者、関係機関による地域支援ネットワークづくりを推進します。	健康福祉局 地域ケア推進課
はいかい高齢者おかえり支援事業	徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、身体的特徴や服装等の情報を「おかえり支援サポーター」等に対してメールで配信し、情報提供を依頼します。	健康福祉局 地域ケア推進課
青少年育成市民会議 (地域の世話やき活動等の実施)	地域の青少年育成団体や関係業界団体などにより青少年育成市民会議を組織し、地域の大人が、登下校時に子どもたちを見守りながらあいさつ運動を行うなどの「地域の世話やき活動」をはじめとする青少年健全育成の取り組みを行います。	子ども青少年局 青少年家庭課
赤ちゃん訪問事業	地域と子育て家庭をつなぐ取り組みとして、主任児童委員等が乳児のいる家庭を訪問します。	子ども青少年局 子育て支援課
市営住宅ふれあい創出事業	名古屋市内の市営住宅において、75歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象として巡回員が定期的に電話連絡や戸別訪問を実施し、安否確認や簡易な生活相談等の支援を行います。	住宅都市局 住宅管理課
高齢者の見守り支援事業	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方に対して、見守りのネットワークの調整など、一人ひとりの状況にあわせた支援を実施しています。	健康福祉局 地域ケア推進課
コミュニティワーカーとしての地域支援	社会福祉協議会の職員がコミュニティワーカー（参考資料の用語解説を参照）として地域支援（参考資料の用語解説を参照）を行います。	社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン活動の支援	地域の孤立しがちな高齢者、障害者、親子等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」活動を支援します。	社会福祉協議会

関連施策や事業等	概要	所管
ふれあい給食サービス事業の支援	高齢者等の孤独感の緩和・安否の確認や連帯感を高めるために、ひとり暮らし高齢者等とボランティアが食事を介してふれあいを深めるふれあい給食サービス事業を支援します。	社会福祉協議会
大規模団地等における孤立防止推進事業	少子高齢化が著しく進行し、支援が必要であるにも関わらず孤立する世帯が増加している大規模団地や地域に、いきいき支援センターをはじめとした関係機関・団体、企業等と社会福祉協議会が連携して働きかけ、生活の困りごとを抱えている世帯への支援や孤立の防止を図るための事業です。	社会福祉協議会
ふれあいネットワーク活動の支援	地域で見守りが必要な方に対して、近隣住民が日常的に見守りや助けあいを行い、必要に応じて福祉サービスへと結びつけるふれあいネットワーク活動を支援します。	社会福祉協議会

■方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

関連施策や事業等	概要	所管
地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）	各学区で相談や調整を担う「ご近所ボランティアコーディネーター」を核に、ちょっとした困りごとを抱えた高齢者と、手助けをする地域のボランティアをつなぐ仕組みです。活動したボランティアにはボランティアポイントが付与されます。	健康福祉局 地域ケア推進課
助け合いの仕組みづくり	高齢者や障害者など地域の支援が必要な方々について、大きな災害が起こったときの安否確認や避難の方法をあらかじめ地域で話し合っておくための仕組みづくりです。	消防局 災害対策課
災害ボランティアコーディネーター養成講座	被災者とボランティアの橋渡しを行う災害ボランティアコーディネーターの養成を行います。	市民経済局 市民活動推進センター
福祉避難所の指定	避難生活が困難な人を避難させる二次的な避難所である福祉避難所の指定をあらかじめ行います。	健康福祉局 総務課
災害時のボランティア活動支援	災害時におけるボランティア活動について、行政機関や16区に組織された災害ボランティア団体、NPO法人等で構成する	社会福祉協議会

	「なごや災害ボランティア連絡会」に参画し、平常時から連携、基盤整備・強化を図るとともに、災害に強いまちづくりに向けた啓発や他地域の災害に対して必要に応じた支援を行います。	
コミュニティワーカーとしての地域支援	P 9 1 の方策①で記載のとおり	社会福祉協議会

■方策③ 支援が必要な人に適切な支援を届ける仕組みづくり

関連施策や事業等	概要	所管
いきいき支援センター	P 6 2 参照	健康福祉局 地域ケア推進課
仕事・暮らし自立サポートセンター		健康福祉局 保護課
障害者基幹相談支援センター		健康福祉局 障害者支援課
地域子育て支援拠点事業		子ども青少年局 各課
子ども・若者総合相談センター		子ども青少年局 青少年家庭課
地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）	P 9 2 の方策②で記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援事業、就労訓練事業	P 6 4 参照	健康福祉局 保護課
コミュニティソーシャルワーカーの配置の検討	コミュニティソーシャルワーカー（参考資料の用語解説参照）の配置及び役割の検討を行います。	健康福祉局地域 ケア推進課 社会福祉協議会

■方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり(権利擁護の推進)

関連施策や事業等	概要	所管
成年後見あんしんセンター	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではなく、契約や財産の管理などをすることが難しい場合に、成年後見制度に関する相談に応じます。	健康福祉局 地域ケア推進課
消費生活センター	多様・複雑化する消費者問題に対応するた	市民経済局

	め、相談・苦情処理、消費者啓発、商品テスト、情報収集・提供、消費者活動支援の5つの機能を有する総合的な消費者行政の拠点として、各種の事業を推進しています。	消費生活センター
高齢者虐待相談センター	P 6 8 参照	健康福祉局 地域ケア推進課
障害者虐待相談センター		健康福祉局 障害企画課
児童相談所		子ども青少年局 児童相談所
障害者・認知症高齢者権利擁護事業	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活が送れるように、障害者・高齢者権利擁護センター南部・北部・東部事務所において、相談事業（生活相談、法律相談）、金銭管理サービス、財産保全サービスを提供しています。	社会福祉協議会
法人後見センター	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方々が安心して生活を送れるように支援するという視点から、「法人後見センターなごやかぼーと」を開設し、名古屋市社会福祉協議会が法人として成年後見人等となる「法人後見」を実施しています。	社会福祉協議会

■方策⑤ 地域福祉の多様な担い手づくり

関連施策や事業等	概要	所管
鯉城学園	高齢者の生きがいの向上と社会参加の促進を図るため、60歳以上の方を対象に学習の場を提供します。	健康福祉局 高齢福祉課
生涯学習センター	1区に1館設置され、市民の生涯学習活動を支援します。	教育委員会 生涯学習課
総合的な学習の時間	P 7 2 参照	教育委員会
市民活動推進センター	市民活動を推進するための総合的な支援拠点として、市民活動に関する情報発信・交流促進・講座開催などを行います。	市民経済局 市民活動推進センター
地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事業）	P 9 2 の方策②で記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課

市・区社協ボランティアセンター	福祉ボランティア活動を中心に、情報紙やホームページなどによる情報提供やボランティア活動をしたい人、必要としている人からの相談・コーディネートなどを行うとともに、会議室・機材の貸出、研修・交流の場づくり、ボランティア保険の受付などボランティア活動への支援を行っています。	社会福祉協議会
地域福祉リーディングモデル事業	地域支えあい活動に取り組む団体等の活動の支援として、「人づくり応援（マンパワーサポート）事業」「活動資金応援（ファンドサポート）事業」「活動継続応援（アクションサポート）事業」の3事業を連動させながら実施し、人材養成から事業の企画準備、安定した実施までの支援をする事業です。	社会福祉協議会
福祉教育	子どもたちをはじめとした市民の福祉意識を高めていくことで、地域の様々な課題に市民が関心を持ち、自らが主体的に地域福祉活動を実践していけるように、学校や地域との連携、協働した魅力あるボランティア活動や福祉学習の実践に関する相談に応じるとともに、車いす、点字器、アイマスクといった資材貸出などの支援を行っています。	社会福祉協議会

■方策⑥ 地域福祉の担い手の支援

関連施策や事業等	概要	所管
コミュニティセンター	学習、情報交換のため気軽に集まれる場として、地域福祉活動や防災活動など生活を安定・向上させるための地域の活動の拠点です。	市民経済局 地域振興課
文化センター	地域社会全体の中での福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての各種事業（生活相談・高齢者相談等の各種相談、人権に関わる啓発事業、保健福祉・教養文化等の各種講座・教室の開催）を実施しています。	市民経済局 人権施策推進室
地域力の再生による生活支援推進事業（地域支えあい事	P 9 2 の方策②で記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課

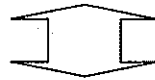
業)		
コミュニティワーカーとしての専門的なアドバイスや支援	社会福祉協議会の職員がコミュニティワーカー（参考資料の用語解説を参照）として地域福祉推進にかかるアドバイスや支援を行います。	社会福祉協議会
在宅サービスセンター	地域における福祉活動の推進と在宅保健福祉サービスの提供を総合的に推進するための拠点。活用例としては、ボランティアグループの連絡会議やサロンのような交流活動などがあります。	健康福祉局地域ケア推進課 社会福祉協議会
地域福祉リーディングモデル事業	P 9 5 の方策⑤で記載のとおり	社会福祉協議会
子ども応援事業	次代を担う子どもたちが地域において他者との交流などを通じて主体性や社会性等を身につけることができる事業及び子育て支援の担い手を養成する事業に対して助成を行います。	社会福祉協議会
福祉基金	P 8 1 参照	社会福祉協議会

3 策定体制・策定の経過

(1) 策定体制

「地域福祉に関する計画」策定委員会
(学識経験者、団体関係者、市民活動関係者、市民委員)

専門部会 (学識経験者、市民活動関係者、市民委員)



「地域福祉に関する計画」策定幹事会・ワーキンググループ
(関係各課職員)

・ 行政内部や社協内部、行政と社協の意見調整
・ 策定委員会、専門部会との調整
・ 各方面からの意見集約の準備・実施

(2) 策定委員会・専門部会の開催状況

平成25年度

策定委員会	専門部会
平成25年8月26日 第1回策定委員会 1 会長及び職務代理者の選任 2 現行の計画について 3 新たな計画の策定について 等	平成25年9月24日 第1回専門部会 1 部会長及び職務代理者の選任 2 地域福祉を推進する上での課題について 3 市民、関係団体等への意見聴取方法について 等 11～12月 地域福祉活動等の現場視察 平成26年2月18日 第2回専門部会 1 今後の計画策定に向けた課題 2 課題解決に向けた方向性 等
平成26年3月25日 第2回策定委員会 1 策定作業の経過報告等 2 課題解決に向けた方向性 等	

平成26年度

策定委員会	専門部会
	平成26年5月27日 第3回専門部会 1 計画の構成（素案） 等 平成26年7月22日 第4回専門部会 1 区社協地域福祉活動計画 2 計画の文案 等 平成26年8月21日 第5回専門部会 1 計画の文案 等
平成26年10月20日 第3回策定委員会 1 計画の文案 等	
平成27年3月24日 第4回策定委員会 1 計画の文案 等	

(3) 地域福祉活動等の現場視察

地域の先進的な地域福祉活動等を視察し、活動者との意見交換を行うことを目的として、専門部会の委員による現場視察を実施しました。

1. 地域力の再生による生活支援推進事業(地域支えあい事業、旧シルバーパワーを活用した地域力再生事業)

○日 時

平成 25 年 11 月 25 日 (月) 13 時～15 時 20 分

○視察先

道徳学区地域支えあい活動連絡会議

※旧シルバーパワー活用連絡会議

(南区 交流センター道徳)

○内 容

- ・ 会議の見学、会議のメンバーと意見交換



活用連絡会議メンバーとの意見交換

(2) 福祉教育

○日 時

平成 25 年 11 月 27 日 (水) 9 時 30 分～11 時 45 分

○視察先

比良小学校 (西区) ※3 年生の授業

○内 容

- ・ 福祉教育の概要の説明 (事務局、西区社協)
- ・ 3 年生の授業の視察
視覚障害者による講話及び視覚障害者が
使う日常生活用具の紹介
- ・ 意見交換



授業を教室の後から見学

(3) 大規模団地等における孤立防止推進事業

○日 時

平成 25 年 12 月 5 日 (木) 14 時 30 分～16 時 00 分

○視察先

たかはた荘元気クラブサロン

(中川区 市営たかはた荘集会所)

○内 容

- ・ サロンの見学
 - ①体操(座位での健康体操、口の体操)
 - ②作品づくり(来年の干支の折り紙)
 - ③保健所保健師からの健康講座
 - ④茶話会
- ・ 意見交換



自治会長及び区社協職員との意見交換

(4) NPO法人

○日 時

平成 25 年 12 月 20 日 (金) 14 時～16 時 15 分

○視察先

子育て支援のNPOまめっこ

(北区 柳原商店街「遊モア」内)

○内 容

- ・親子のひろばの見学
- ・理事長の丸山氏との意見交換



理事長との意見交換

(5) ふれあい・いきいきサロン

○日 時

平成 25 年 12 月 21 日 (土) 8 時～10 時 30 分

○視察先

モーニングカフェ

(熱田区 神宮東パークハイツ敷地内)

○内 容

- ・モーニングカフェの活動者との
意見交換



モーニングカフェの活動者と意見交換

(4) 幹事会・ワーキンググループ

本計画の策定にあたっては、市と市・区社協の各部署の職員が一堂に介して、地域福祉に関して議論を行いました。

【参加部局】

市民経済局市民活動推進センター

健康福祉局総務課、高齢福祉課、介護保険課、地域ケア推進課

住宅都市局住宅企画課、住宅管理課、まちづくり企画課

消防局災害対策課

市社協、各区社協

【会議】

幹事会 (各課課長級職員) 全 7 回

ワーキンググループ (各課係長級職員もしくは主事等) 全 8 回

4 アンケート結果

地域福祉に関する計画策定にあたり、地域の福祉課題、ニーズを明らかにすることなどを目的として、各学区で活動している各種団体・相談機関等に対するアンケートを実施しました。

実施時期

●平成 25 年 10 月下旬～12 月下旬（市民アンケートは平成 26 年 1 月実施）

実施結果

【各対象アンケート】

対象区分	アンケート種別	対象数	回収数（回収率）
①地域福祉推進協議会	地域福祉推進協議会用	266	182（68％）
②策定委員会関係団体	関係団体用	22	14（63％）
③社会福祉法人		32	17（53％）
④NPO法人		68	32（47％）
⑤ボランティア団体		100	57（57％）
⑥いきいき支援センター	地域の福祉ニーズ調査 （いきいき支援センター用、 障害者地域生活支援センター 用、主任児童委員用）	29	23（79％）
⑦障害者地域生活支援センター （現、障害者基幹相談支援センター）		25	16（64％）
⑧主任児童委員		266	237（89％）
⑨商店街 （名商連会員組合）	商店街用	96	51（53％）
⑩市民	市民アンケート	2000	966（48％）
合計			1,595（55％）

推進協アゲネット質問票(結果)

※金選担組織にある()内の数字は回答割合です。
左側が平成25年度、右側が平成26年度です。

問1 貴推進協の学区を記入ください。

学区

問2 貴推進協では、推進協の各種事業に参加するなど実際に活動している人(実人員)は、何人くらいいますか。(この質問は、貴推進協の活動規模をお尋ねするものです。あてはまるものに1つだけ○をつけてください)

- 1 20人以下 (21. 4) (17. 8)
- 2 21人～50人 (58. 3) (68. 2)
- 3 51人～100人 (12. 1) (12. 1)
- 4 101人～200人 (2. 2) (1. 4)
- 5 201人以上 (4. 4) (0. 5)

問3 問2で回答いただいた実際に活動している人の年齢層についてお尋ねします。
(主となる年齢層1つだけ○をつけてください)

- 1 30歳代以下が中心 (0. 0) (0. 0)
- 2 40歳代が中心 (0. 0) (2. 4)
- 3 50歳代が中心 (12. 6) (20. 8)
- 4 60歳代が中心 (71. 5) (70. 8)
- 5 70歳代以上が中心 (13. 2) (6. 1)

貴推進協の現在の状況についてお尋ねします

問4 貴推進協で実施している事業の対象は、誰ですか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 ひより暮らし高齢者 (90. 7) (92. 4)
- 2 「1」以外の高齢者(例えば、高齢者夫婦世帯など) (70. 3) (56. 2)
- 3 障害者・児(身体・知的・精神) (17. 0) (18. 9)
- 4 乳幼児がいる家庭 (74. 7) (59. 5)
- 5 小中学生 (44. 0) (45. 9)
- 6 住民全体 (50. 6) (45. 9)
- 7 その他 (3. 3)

問5 貴推進協の運営は、どのように行っていますか。

A 開催方法 (あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 学区の各種団体の連絡会に含ませて推進協の会費を徴収する (56. 0) (57. 8)
- 2 定期的に推進協の会費を徴収する (38. 5) (47. 6)
- 3 事業の前段に從事する推進協の構成員が会費を徴収する (54. 4) (53. 5)
- 4 その他 (9. 9)

B 開催頻度 (上記で複数回答の場合はそれぞれの回答の合計になります)

(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)

- 1 年間 3回以下開催 (13. 4) (13. 0)
- 2 年間 4回～8回開催 (30. 2) (36. 8)
- 3 年間 9回～12回開催 (33. 4) (31. 9)
- 4 年間 13回以上開催 (19. 6) (16. 2)
- 5 その他 (0. 6)

問6 貴推進協が、事業を計画する上で、地域の実情や福祉課題の把握が必要となりますが、その方法は、どのようにされていますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 福祉ニーズ調査を実施し、個々の課題等を把握している (15. 4) (15. 1)
- 2 住民による懇談会を開催し、意見交換をしながら把握している (6. 6) (10. 8)
- 3 推進協の構成団体の会合等において、話し合っ把握している (65. 9) (65. 4)
- 4 推進協の役員会等において、話し合っ把握している (57. 7) (62. 7)
- 5 特別なことは行わず、通常の事業の中で把握している (15. 4) (30. 8)
- 6 その他 (7. 7)

問7 区社会福祉協議会(区社協)との連携について、どの程度行っていますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 地域で把握された課題について、必要の都度、相談している (54. 4) (58. 4)
- 2 年度の事業計画を作る際に相談している (30. 8) (29. 7)
- 3 必要な場合に、事業の企画・準備をする際に相談している (55. 5) (45. 9)
- 4 必要な場合に、事業の実施の際に職員に声をもらう (58. 9) (51. 4)
- 5 必要な場合に、事業実施後の反省会に職員に来てもらう (9. 9) (9. 2)
- 6 研修会等に参加し、それ以外では特に相談することはない (7. 1) (29. 2)
- 7 その他 (3. 8)

問8 貴推進協で力を入れている活動や特色のある活動についてお尋ねします。

(最もよくあてはまる活動3つに○をつけてください)

- 1 福祉ニーズ調査などの地域住民ニーズ把握活動 (3. 3) (2. 7)
- 2 広報紙の発行などの広報・啓発活動 (14. 8) (6. 5)
- 3 ふれあいネットワーク(※)などの風守り活動 (19. 8) (7. 6)
- 4 ふれあい給食サービスなどのふれあい活動 (74. 2) (55. 1)
- 5 ふれあいいきいきサロン(※)活動 (29. 1) (7. 6)
- 6 子育てサロンなどの子育て支援活動 (66. 5) (15. 1)
- 7 学校と協力した福祉教育活動 (15. 4) (3. 2)
- 8 障害者・児と住民との交流活動 (0. 5) (0. 5)
- 9 ボランティアの育成活動 (3. 8) (0. 0)
- 10 日常生活上のちょっとした困り事の支援 (8. 2)
- 11 防災活動や災害時要援護者支援活動 (11. 5)

12 その他 () (6. 6)

問9 問8で回答した活動をする時にどのような懸念や問題点がありますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 活動場所の確保が難しい (11. 3) (14. 1)
- 2 活動資金の調達に苦労している (24. 2) (27. 0)
- 3 推進協に専任の人材がいなかったため、事務局機能が不十分である (26. 1) (24. 3)
- 4 参加住民やボランティア等が不足している (29. 8) (27. 6)
- 5 推進協の構成メンバーが固定している (50. 3) (38. 9)
- 6 参加住民等の活動意欲の維持が難しい (31. 1) (22. 7)
- 7 活動がマンネリ化して広がらない (29. 2) (25. 4)
- 8 現場ノウバが不足している (9. 9) (11. 4)
- 9 活動の充実に向けた研修等の機会が少ない (13. 0) (13. 5)
- 10 活動に対する地域住民の理解が不足している (41. 0) (29. 2)
- 11 構成団体の連携が不十分である (18. 0) (9. 2)
- 12 構成団体以外の関連団体との連携が不十分である (9. 3) (11. 9)
- 13 ボランティアやNPOなど他団体の理解が不足している (14. 9) (11. 9)
- 14 地域住民に対して活動に関する情報の発信が不十分である (22. 4)
- 15 その他 () (9. 9)

問10 貴推進協での各種事業の取り組みが、どのような効果をあげたと評価していますか。
(最もよくあてはまるもの4つまで○をつけてください)

- 1 様々な福祉活動の実施により、地域の福祉環境が把握しやすくなった (19. 8) (25. 9)
- 2 広報紙の発行や講座の開催により、住民の福祉に対する理解が高まった (14. 8) (20. 0)
- 3 ふれあいネットワーク活動により、対象となるひとり暮らし高齢者などの不安が少なくなった (24. 2) (51. 9)
- 4 ふれあいネットワーク活動により、住民相互の連携が良くなった (17. 6) (18. 4)
- 5 ふれあい給食サービスなどのふれあい活動により、以前は閉じこもりがちだった高齢者が、地域と関わりを持つようになった (70. 3) (71. 9)
- 6 ふれあい給食サービスなどのふれあい活動により、新たな住民が地域の福祉活動に参加するきっかけがけになった (46. 2) (47. 6)
- 7 ふれあいいきいきサロン活動により、以前は閉じこもりがちだった高齢者が、地域と関わりを持つようになった (30. 8) (24. 3)
- 8 ふれあいいきいきサロン活動により、新たな住民が地域の福祉活動に参加するきっかけがけになった (18. 7) (18. 9)
- 9 高齢者や障害者、子ども等の交流活動の実施により、地域で日常的な交流が行われるようになった (24. 2) (16. 2)

- 10 様々な福祉活動の実施により、推進協を構成する団体の間の連携が良くなった (20. 9) (26. 5)
- 11 ボランティアやNPO (※) など、他の団体と情報交換や協力して事業を実施することにより、他の団体との連携や幅広い事業の実施が可能となった (2. 7) (1. 1)
- 12 その他 () (6. 0)

今後の取り組みについて、お尋ねします

問11 貴推進協にとって事業を実施する担い手(スタッフ)の確保が重要だと思われていますが、どのように対応をお考えですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 推進協の構成団体の会員から新たな担い手を募る (募っている) (54. 9) (47. 6)
- 2 推進協の構成員にボランティアグループを入れる (入っている) (20. 3) (37. 3)
- 3 事業に合わせて、構成団体以外の協力者を募集する (募集している) (42. 3) (37. 3)
- 4 ボランティアグループやNPO等と協力して事業を実施する (実施している) (10. 4) (13. 0)
- 5 事業を実施する上で、現在の担い手で十分である (12. 6) (27. 6)
- 6 その他 () (9. 3)

問12 最近では、地域において様々な団体や企業等が福祉に関わっていますが、貴推進協では、どのような団体や企業と協力して事業を実施したり、情報交換を行うことが必要と考えていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 他の学区の推進協 (36. 8) (32. 4)
- 2 地域で活動するボランティアグループ (31. 3)
- 3 地域で活動するNPO (9. 9)
- 4 地域の福祉施設や公共施設 (45. 1) (44. 3)
- 5 介護保険サービスや障害者総合支援法に基づくサービスなどに関わる民間事業者 (15. 9) (15. 1)
- 6 商店街や地元企業 (21. 4) (14. 6)
- 7 趣味の活動を行うグループ(スポーツ、読書、文化、歴史、まちづくりなど) (37. 4) (46. 5)
- 8 独自に活動を行っており、他の団体との協力や連携の必要性を感じない (8. 2) (7. 6)
- 9 その他 () (5. 5)

問13 他の団体等との協力について課題と思われることがあればお書きください。

問14 今後、住民同士の助け合い、支え合いなど住民による福祉活動の推進が求められますが、貴推進協では、地域のネットワークづくりなどの新たな事業について、どのようにお考えですか。(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)

- 1 推進協で把握した課題に対処する事業を自ら実施したい (2.2. 0) (2.1. 2)
- 2 ボランティアやNPOなどの取り組みを報告し、側面的に連携していきたい (3. 3) (4. 9)
- 3 新たな事業の財源が確保されれば実施したい (5. 0) (1.5. 7)
- 4 新たな事業が必要であると思うが、現在の事業で手一杯であり実施は難しい (4.3. 4) (4.1. 6)
- 5 推進協としての事業は十分実施しており、新たな事業の必要性を感じない (7. 7) (9. 7)
- 6 その他 () (4. 4)

問15 推進協の事業に限らず、住民の参加による地域での取り組みとして、どのような活動が重要と思われますか。(最も重要と思われる活動3つまで○をつけてください)

- 1 地域で孤立する人びとを見守るふれあいネットワーク活動 (4.5. 1) (4.5. 9)
- 2 閉じこもりがちな高齢者のためのふれあいいきいきサロン活動 (3.5. 7) (4.3. 2)
- 3 障害者・児と地域住民の理解を深める交流活動 (7. 7) (9. 2)
- 4 子育てに悩む親のための子育てサロン活動 (3.9. 0) (4.5. 9)
- 5 子どもたちに福祉の理解を深める福祉の心を育てる活動 (1.4. 3) (2.4. 9)
- 6 障害者による随時的な活動が必要な世帯への緊急時の援助活動 (2. 7) (7. 6)
- 7 高齢者・親・子などの理解を深める世代間の交流活動 (3.0. 2) (4.4. 9)
- 8 地域の新しい若い手を育てるボランティアの養成 (2.4. 7) (3.6. 2)
- 9 日常生活上のおよとした困り事の支援 (2.1. 4)
- 10 防災活動や災害時要援護者支援活動 (4.5. 6)
- 11 その他 () (1. 6)

問16 貴推進協では、災害時における地域の安全や安心などについて、何が検討されていることがありますか。(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)

- 1 「助け合いの仕組みづくり」(※)への取り組みに推進協としても協力していきたい (2.6. 4) (2.1. 6)
- 2 推進協で独自にマニュアルを作成して、災害時に備えている (1. 1) (2. 7)
- 3 推進協としての活動計画はないが、区政協力委員会や民生委員協議会、自主防犯組織等でそれぞれ防災活動することになっている (5.0. 6) (5.6. 2)
- 4 今後、どのような活動をしていくか検討していきたい (1.3. 7) (8. 1)
- 5 災害時等は、活動を行わない (0. 5) (0. 0)
- 6 その他 () (2. 2)

問17 高齢者の孤立死、昨今では若者の孤立など、いわゆる社会的孤立が問題になっていますが、地域において社会的孤立を防止するために何が必要だと思われるか。(最も重要だと思われる取り組み3つまで○をつけてください)

- 1 地域住民の理解を得るための啓発活動 (3.2. 4)
- 2 閉じこもりがちな人や孤立しがちな人の情報の把握 (5.8. 8)
- 3 地域住民による日常的な見守り、助け合い活動 (7.2. 5)
- 4 地域で見守り、助け合い活動などを行う新たなボランティアの養成 (1.3. 7)
- 5 地域住民と区役所やいきいき支援センターなどの専門機関との連携 (5.0. 5)
- 6 地域住民とボランティアグループやNPOとの連携 (2. 2)
- 7 地域で身近に相談できる相談窓口の設置 (1.3. 2)
- 8 地域の見守り活動などの支援や、行政サービスだけでは対応が困難な事業の解決に取組む専門機関の設置 (2.2. 0)
- 9 その他 () (7. 1)

問18 社会的孤立を防止するために貴推進協が見守り活動などの取り組みを行うにあたって、どのような課題や問題点があると思われますか。

- (最も重要だと思われるものを3つまで○をつけてください)
- 1 見守り活動などの社会的孤立を防止するためのノウハウが不足している (2.4. 7)
 - 2 対象者の把握が難しい (5.7. 7)
 - 3 見守りを拒否する人への対応 (5.1. 1)
 - 4 オートロックのマンションなどセキュリティにより見守り活動が難しい (4.3. 4)
 - 5 個人情報を取り扱うことの問題 (6.0. 4)
 - 6 推進協の中で見守り活動などを行うメンバーが不足している (1.5. 9)
 - 7 区役所やいきいき支援センターなどの専門機関との連携が難しい (3. 8)
 - 8 その他 () (3. 3)

地域の困り事について、お尋ねします

問19 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、ここ数年で高まってきていると思いますか。(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)

- 1 高まってきている (28. 6)
- 2 変わらない (53. 9)
- 3 むしろ低下している (9. 9)
- 4 わからない (4. 9)

問20 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められた場合の対応について、誰もしくはどういう団体に期待しましたか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 公的機関 (区役所など) (69. 8)
- 2 社会福祉協議会 (59. 9)
- 3 いきいき支援センター (61. 5)
- 4 障害地域生活支援センター (12. 1)
- 5 地域子育て支援センター (21. 4)
- 6 地域団体 (地域福祉推進協議会など) (25. 3)
- 7 ボランティア・NPO (8. 8)
- 8 家族・親族 (30. 2)
- 9 隣近所の人 (35. 7)
- 10 民生委員・児童委員 (主任児童委員) (59. 3)
- 11 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等 (12. 6)
- 12 訪問介護や通所介護等のサービス事業所 (17. 0)
- 13 医療機関 (病院など) (14. 8)
- 14 知人・友人 (15. 9)
- 15 その他 (6. 0)

問21 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められた場合、対応できる地域団体やボランティア・NPOなど必要な種類の十分な情報を持っていますか。(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)

- 1 十分持っている (1. 6)
- 2 少し持っている (51. 7)
- 3 持っていない (34. 1)
- 4 全く持っていない (8. 8)

問22 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められ、対応できなかった場合、その原因は何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (46. 7)
- 2 相談できる窓口が分らないこと (28. 6)
- 3 相談できる窓口がないこと (11. 5)
- 4 地域住民の協力が得られなかったこと (23. 1)

- 5 対応できるサービス・活動する団体がないこと (20. 3)
- 6 対応するための時間やとれなかったこと (9. 3)
- 7 関係機関との連携がとれなかったこと (18. 1)
- 8 サービス利用にかかる費用を利用者が負担できないこと (26. 9)
- 9 その他 (8. 2)

問23 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 地域福祉ニーズに対応する団体の情報が地域への発信 (45. 1)
- 2 自己啓発研修等の開催 (17. 0)
- 3 専門機関のアドバイス (39. 6)
- 4 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (22. 0)
- 5 身近に相談できる人の存在 (52. 2)
- 6 地域福祉の新たな担い手の育成と活動の支援 (49. 5)
- 7 住民の話し合う場 (35. 7)
- 8 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (61. 5)
- 9 特になし (1. 6)
- 10 その他 (4. 9)

問24 地域における福祉や保健に関する活動のあり方について、日頃の活動を通して感じていることなどをご自由にお書きください。

関係団体（特定委員、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア）
アンケート 質問票【結果】

貴団体の地域における活動についてお尋ねします
※各選択肢横にある（ ）内の数字は回答割合です。左側が平成25年度、右側が平成15年度です。

問1 貴団体の現在の活動はどの範囲の地域住民と関わっていますか。

（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 学区内 (7. 5) (7. 2)
- 2 区内 (36. 7) (30. 9)
- 3 名古屋市全体 (25. 8) (25. 9)
- 4 その他（具体的に記入してください） (17. 5)

問2 地域住民や地域の各種団体との関わりを特に意識して活動しておられますか。

（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 強く意識している (32. 5) (46. 8)
- 2 意識している (42. 5) (38. 8)
- 3 あまり意識していない (20. 8) (14. 4)
- 4 全く意識していない (2. 5) (0. 0)

問3 地域との関わり方であてはまるものはどれですか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- 1 活動そのものが地域住民を対象としている (51. 7) (52. 5)
- 2 活動内容の一部が地域住民を対象としたものである (22. 5) (25. 6)
- 3 活動内容に関する地域向けの広報誌の配布などを行っている (13. 3) (24. 5)
- 4 地域住民を対象とした行事を開催している (32. 5) (34. 5)
- 5 地域での行事等に参加している (52. 5) (56. 8)
- 6 その他 (18. 3)

問4 今後の福祉活動は、住民同士のお助け合い、支え合いなど住民の意識の啓発や向上が求められます。貴団体ではそのための新たな活動について、どのようにお考えですか。（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 課題に対応した活動を自ら実施したい (28. 3) (33. 1)
- 2 他団体の取り組みを期待し、側面的に連携していきたい (7. 5) (12. 2)
- 3 新たな活動の財源が確保されれば実施したい (11. 7) (12. 9)

- 4 新たな活動が必要であると思うが、現在の活動で手一杯であり実施は難しい (25. 0) (25. 2)
- 5 団体としての活動は十分実施しており、新たな活動の必要性を感じない (9. 2) (4. 3)
- 6 その他 () (8. 3)

問5 今後どのような地域活動を行いたい、又は行うとよいと思われるか、具体的に記入してください。（貴団体の活動できなくともアイデアがあれば記入してください。）

問6 貴団体が地域で活動をする時にどのような障害や問題点がありますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- 1 活動場所の確保が難しい (22. 5) (25. 2)
- 2 活動資金の調達に苦労している (32. 5) (39. 6)
- 3 参加住民やボランティア等が不足している (38. 3) (41. 0)
- 4 メンバーが固定、人事が硬直化している (23. 3) (30. 9)
- 5 スタッフの活動意欲の維持が難しい (20. 8) (15. 8)
- 6 活動がマンネリ化して広がらない (13. 3) (8. 6)
- 7 現場ノウハウが不足している (9. 2) (9. 4)
- 8 活動の充実に向けた研修等の機会が少ない (18. 3) (13. 7)
- 9 活動に対する周囲の理解が不足している (23. 3) (24. 5)
- 10 団体内の連携が不十分である (7. 5) (9. 4)
- 11 隣接団体との連携が不十分である (20. 0) (15. 8)
- 12 他団体の情報不足している (11. 7) (18. 0)
- 13 地域住民に対して活動に関する情報の発信が不十分である (39. 2)
- 14 地域で活動する機会を得るのが難しい (14. 2)
- 15 その他（具体的に記入してください） (17. 5)

- ◎ 問6で選択された活動上の障害や問題点について、具体的な事例などがあれば自由にご記入ください。

- ◎ 問6の選択肢3、4、5に関することで、改善例や成功例があれば、その具体的な内容をご記入ください。

- 問7・最近では、地域において様々な団体や企業等が福祉に関わっていますが、貴団体ではどのような団体や企業等と協力して事業を実施したり、情報交換を行うことが必要と考えていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)
- 1 各学区の地域福祉推進協議会 (44.2) (48.2)
 - 2 区政協力委員 (30.8) (35.3)
 - 3 民生委員・児童委員 (46.0) (46.8)
 - 4 老人クラブ (24.2)
 - 5 地域で活動するボランティアグループ (47.5)
 - 6 地域で活動するNPO (24.2)
 - 7 地域の福祉施設や公共施設 (42.5) (55.4)
 - 8 介護保険サービスや障害者総合支援法に基づくサービスなどに関わる民間業 (30.0) (30.2)
 - 9 商店街や地元企業 (27.6) (37.4)
 - 10 趣味の活動を行うグループ(スポーツ・娯楽・文化・歴史・まちづくりなど) (23.3) (27.3)
 - 11 その他 () (11.7)

- 問8 貴団体として既に他の団体や企業等と協働を行っている事例、今後協働して取り組みたい活動、協働して取り組むにあたっての課題などがありましたら、自由にご記入ください。

- 問9 貴団体は、災害時ににおける地域の安全や安心などについて、何か検討されていることがありますか。(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)
- 1 「助け合いの仕組みづくり」(※)への取り組みに協力していきたい (11.7) (19.4)
 - 2 団体で独自にマニュアルを作成して、災害時に備えている (8.3) (10.1)
 - 3 今後、どのような活動をしていくか検討していきたい (25.0) (13.0)
 - 4 災害時等は、活動を行わない (19.2) (15.1)
 - 5 その他(具体的に記入してください) (3.3)

- 問10 高齢者の孤立死、昨今では若者の孤立など、いわゆる社会的孤立が問題になっていますが、地域において社会的孤立を防止するために何が必要だと思われるでしょうか。(最も重要だと思われる取組み3つまで○をつけてください。)
- 1 地域住民の理解を得るための啓発活動 (21.7)
 - 2 閉じこもりがちな人や孤立しがちな人の情報の把握 (46.7)
 - 3 地域住民による日常的な見守り、助け合い活動 (60.0)
 - 4 地域で見守り、助け合い活動などを行う新たなボランティアの養成 (14.2)
 - 5 地域住民と区役所やいきいき支援センターなどの専門機関との連携 (30.8)
 - 6 地域住民とボランティアグループやNPOとの連携 (14.2)
 - 7 地域で身近に相談できる相談場所の設置 (23.3)
 - 8 地域の見守り活動などの支援や、行政サービスだけでは対応が困難な事、の解決に取り組む専門職員の配置 (20.8)

- 9 その他 () (8. 3)
- 問11 社会的孤立を防止するために、貴団体が見守り活動などの取り組みを行うとしたら、どのような障害や問題点があると思われますか。(最も重要だと思われるものを3つまで○をつけてください。)
- 1 見守り活動などの社会的孤立を防止するためのノウハウが不足している (32. 6)
 - 2 対象者の把握が難しい (57. 6)
 - 3 見守りを拒否する人への対応 (42. 5)
 - 4 オートロックのマンションなどセキュリティにより見守り活動が難しい (19. 2)
 - 5 個人情報保護を取り扱うことの問題 (49. 2)
 - 6 地域住民との連携が難しい (18. 7)
 - 7 区役所やいきいき支援センターなどの専門機関との連携が難しい (5. 0)
 - 8 その他 () (10. 8)
- 地域の困り事について、お尋ねします
- 問12 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、ここ数年で高まっていると思いますか。(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)
- 1 高まっている (20. 0)
 - 2 変わらない (39. 1)
 - 3 むしろ低下している (11. 7)
 - 4 わからない (25. 0)
- 問13 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められた場合の対応について、誰もしくはどういう団体に期待しましたか。または、期待しますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)
- 1 公的機関 (区役所など) (45. 0)
 - 2 社会福祉協議会 (51. 7)
 - 3 いきいき支援センター (31. 7)
 - 4 障害者地域生活支援センター (25. 8)
 - 5 地域子育て支援センター (16. 7)
 - 6 地域団体 (地域福祉推進協議会など) (25. 8)
 - 7 ボランティア・NPO (34. 2)
 - 8 家族・親族 (30. 0)
 - 9 隣近所の人 (30. 8)

- 10 民生委員・児童委員 (主任児童委員) (30. 8)
 - 11 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等 (22. 5)
 - 12 訪問介護や通所介護等のサービス事業所 (20. 8)
 - 13 医療機関 (病院など) (19. 2)
 - 14 知人・友人 (20. 0)
 - 15 その他 () (4. 2)
- 問14 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められた場合、対応できる地域団体やボランティア・NPOなど必要な機関の十分な情報を持っていると思いますか。(あてはまるものに1つだけ○をつけてください)
- 1 十分持っている (4. 2)
 - 2 少し持っている (49. 2)
 - 3 持っていない (30. 8)
 - 4 全く持っていない (5. 8)
- 問15 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められ対応できなかった場合、その原因は何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)
- 1 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (49. 2)
 - 2 相談できる窓口が分らないこと (44. 2)
 - 3 相談できる窓口がないこと (8. 3)
 - 4 地域住民の協力が得られなかったこと (14. 2)
 - 5 対応できるサービス・活動する団体がないこと (28. 3)
 - 6 対応するための時間がとれなかったこと (18. 3)
 - 7 関係機関との連携がとれなかったこと (20. 0)
 - 8 サービス利用にかかる費用を利用者が負担できないこと (22. 3)
 - 9 その他 () (8. 3)
- 問16 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)
- 1 地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信 (46. 7)
 - 2 自己啓発研修等の開催 (14. 2)
 - 3 専門機関 (専門職員) のアドバイス (25. 0)
 - 4 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (50. 8)

- 5 身近に相談できる人の存在 (4 1. 7)
- 6 地域福祉の新たな担い手の育成と活動の支援 (4 6. 7)
- 7 住民の話し合う場 (3 3. 3)
- 8 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (5 0. 8)
- 9 特になし (0. 0)
- 10 その他 () (5. 0)

問17 地域における福祉や保健に関する活動のあり方について、日頃の活動を通して感じていることなどを自由にご記入ください。

地域の福祉ニーズ調査結果（いきいき支援センター）

※各選択肢にある（ ）内の数字は回答割合です。左側が平成25年度、右側が平成15年度です。

1 介護保険法・障害者福祉法・児童福祉法の制度外サービス

問1 高齢者や障害者等で日常生活に支障のある人やそのご家族からの相談に応じて、介護保険や障害者福祉法・児童福祉法の公的制度やサービスでは対応できなくて困ったことはありませんか。

1. ある (100.0)
2. ない (0.0)
※回答なし (0.0)

○「2」と答えた方は問4へお進みください。

問2 それはどのような世帯に関する相談でしたか。

1. 高齢者の単身世帯 (56.5)
2. 高齢者の夫婦世帯 (48.5)
3. 高齢者と障害者の同居世帯 (48.5)
4. その他 (21.7)
※回答なし (4.3)

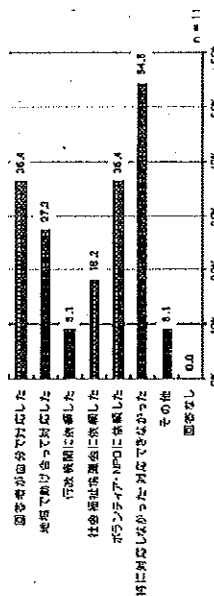
問3 それは、どのような内容のものでしたか。（複数回答可）また、どのように対応されましたか。
※対応内容については、下段より選びアルファベットをご記入ください。

1. 外出支援 (47.8)
2. 買い物の手伝い (43.5)
3. ゴミ出しや掃除 (60.9)
4. 入院時・入院中のお手伝い (56.5)
5. 話し相手 (43.5)
6. 福祉製品の修理、使用方法の説明 (30.4)
7. 家の小修繕 (26.1)
8. 生きがいのための趣味活動 (26.1)
9. 集いの場（サロン） (21.7)
10. 経済的支援 (47.8)
11. 社会的孤立 (47.8)
12. その他 (47.8)
※回答なし (0.0)

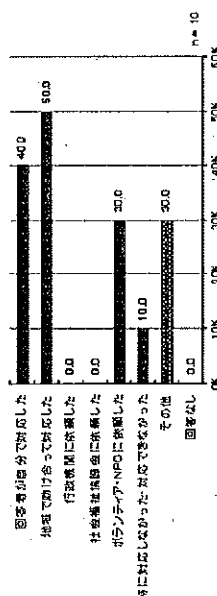
【対応内容の選択肢】

- A.（回答者か）自分で対応した B. 地域で助け合って対応した
C. 行政機関に依頼した D. 社会福祉協議会に依頼した
E. ボランティア・NPOに依頼した F. 特に対応しなかった・対応できなかった
G. その他

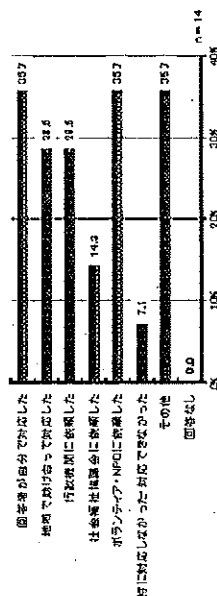
問3 ①外出支援（複数回答）



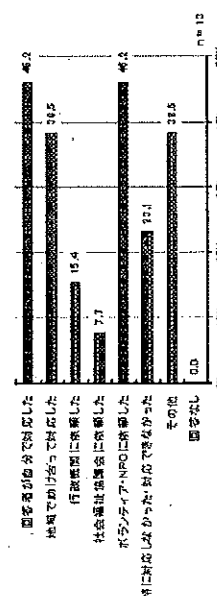
問3 ②買い物物の手伝い（複数回答）



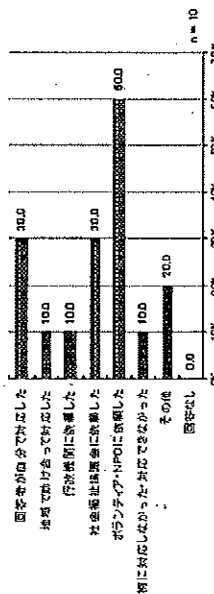
問3 ③ゴミ出しや掃除（複数回答）



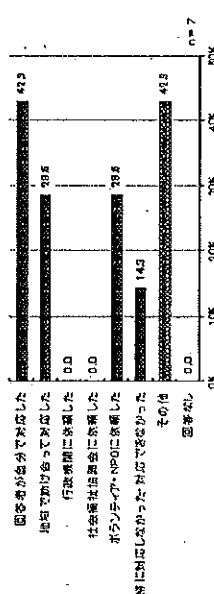
問3 ④入院時・入院中のお手伝い（複数回答）



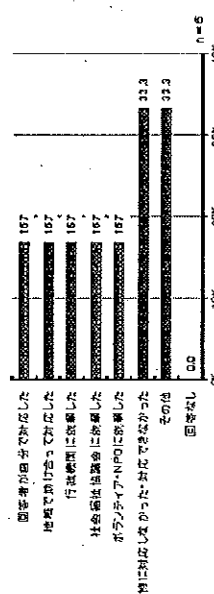
I 問3 ⑧話し相手 (複数回答)



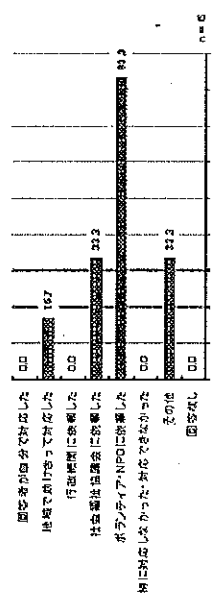
I 問3 ⑨電子製品の修理、使用方法の説明 (複数回答)



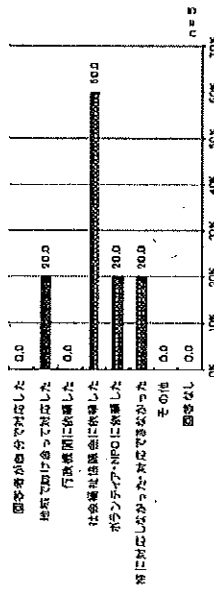
I 問3 ⑩家の小修繕 (複数回答)



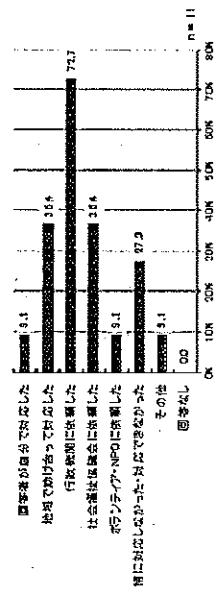
I 問3 ⑪生きがいのための趣味活動 (複数回答)



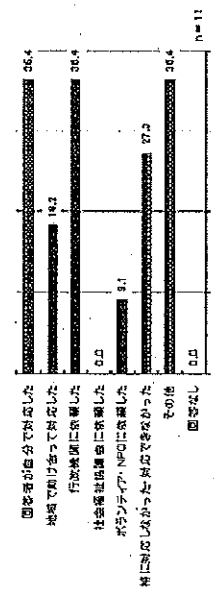
I 問3 ⑫買い物 (複数回答)



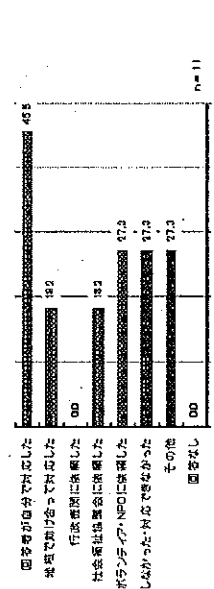
I 問3 ⑬経済的支援 (複数回答)



I 問3 ⑭社会的孤立 (複数回答)



I 問3 ⑮その他 (複数回答)



II ひとり暮らし高齢者の見守り

問4 ひとり暮らし高齢者の見守りについて相談を受けたことはありますか。

1. ある (100.0)
2. ない (0.0)
- ※回答なし (0.0)

○「2」と答えた方は問7へお進みください。

問5 主に誰から相談されましたか。(最大3つまで回答可)

1. 本人 (8.7)
2. 別居の家族・親族 (43.5)
3. 近隣住民 (39.1)
4. 公的機関 (区役所など) (43.5)
5. 民生委員 (73.9)
6. 介護保険事業所 (ケアマネ、ヘルパー等) (8.7)
7. 医療機関 (病院など) (21.7)
8. その他 (4.3)
- ※回答なし (4.3)

問6 どのように対応されましたか。(複数回答可)

1. 自分で対応した (69.6)
2. 地域で助け合って対応した (65.2)
3. 他機関に対応を依頼した (60.9) → どこへ(自由記述)
4. 何に対応しなかった・対応できなかった (0.0)
5. その他 (17.4)
- ※回答なし (0.0)

問7 現在、担当している地域もしくは個人の中に見守りの必要の人がいますか。

1. いる (100.0)
2. いない (0.0)
- ※回答なし (0.0)

○「2」と答えた方は問9へお進みください。

問8 それはどんな理由ですか。(複数回答可)

1. 高齢のため (17.4)
2. 認知症のため (87.0)
3. 精神的疾患のため (56.5)
4. 経済的困難により生活が困難のため (43.5)
5. ひより暮らしのため (60.9)

6. 地域や友人との交流がないため (59.6)
7. 親族との交流がないため (34.8)
8. 周囲との関わりを拒否しているため (52.2)
9. その他 (9.7)
- ※回答なし (0.0)

問9 見守りの必要ない人を公的なサービス以外で援助するとしたら、どんな活動が必要だと思いますか。(複数回答可)

1. 集いの場 (サロン) (50.9)
2. 話し相手 (65.2)
3. 外出支援 (43.6)
4. 日常的な見守り・声かけ (95.7)
5. その他 (39.1)
- ※回答なし (0.0)

地域の福祉ニーズ調査(共通)

III 困り事への対応について

問1 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、この地域で高ま

ってきていると思いますか。

1. 高まってきた (47.9)
2. 変わらない (26.1)
3. むしろ低下している (8.7)
4. わからない (13.0)
- ※回答なし (4.3)

問2 既存の公的施設やサービスでは対応できない援助を求められた場合の対応について、最もしくは
 どのような団体に依頼しましたか。(複数回答可)

1. 公的機関 (区役所など) (56.5)
2. 社会福祉協議会 (50.9)
3. いきいき支援センター (39.1)
4. 障害者地域生活支援センター (26.1)
5. 地域子育て支援センター (0.0)
6. 地域団体 (地域福祉推進協議会など) (17.4)
7. ボランティア・NPO (60.9)
8. 家族・親族 (60.9)
9. 隣近所の人 (65.2)
10. 民生委員・児童委員 (主任児童委員) (87.0)
11. 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等 (34.8)
12. 福祉介護や通所介護等のサービス事業所 (39.1)
13. 医療機関 (病院など) (21.7)
14. 知人・友人 (47.8)

15. その他 (4. 3)
 ※回答なし (0. 0)

問3 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められた場合、対応できる地域団体やボランティア・NPOなど必要な機関の十分な情報をあなたは持っていますか。

1. 十分持っている (4. 3)
 2. 少し持っている (8. 7. 0)
 3. 持っていない (8. 7)
 4. 全く持っていない (0. 0)
 ※回答なし (0. 0)

問4 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められ対応できなかった場合、その原因は何だと思えますか。(複数回答可)

1. 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (5. 2. 2)
 2. 相談できる窓口が分らないこと (3. 0. 4)
 3. 相談できる窓口がないこと (2. 6. 1)
 4. 地域住民の協力が得られなかったこと (3. 0. 4)
 5. 対応できるサービス・活動する団体がないこと (7. 8. 3)
 6. 対応するための時間がとれなかったこと (8. 7)
 7. 関係機関との連携がとれなかったこと (2. 6. 1)
 8. サービス利用にかかる費用を利用者が負担できない (8. 7. 0)
 9. その他 (8. 7)
 ※回答なし (0. 0)

問5 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには何が重要だと思いますか。(複数回答可)

1. 地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信 (6. 0. 3)
 2. 自己啓発研修等の開催 (1. 0. 5)
 3. 専門機関のアドバイス (3. 4. 2)
 4. 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (5. 5. 7)
 5. 身近に相談できる人の存在 (4. 9. 4)
 6. 地域福祉の新たな担い手の育成と活動の支援 (3. 2. 5)
 7. 住民の話し合う場 (3. 6. 3)
 8. 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (3. 5. 9)
 9. 特になし (0. 8)
 10. その他 (4. 6)
 ※回答なし (2. 1)

地域の福祉ニーズ調査（障害者地域生活支援センター）※現障害者基幹相談支援センター

※各選択肢にある（ ）内の数字は回答割合です。左側が平成25年度、右側が平成15年度です。

Ⅰ 介護保険法・障害者総合支援法の制度外サービス
問1 障害者や家族等で日常生活に支障のある人やそのご家族からの相談に応じて、障害者総合支援法や介護保険法等の公的利用や福祉サービスでは対応できなかったことはありますか。

1. ある (100.0)
2. ない (0.0)
※回答なし (0.0)

○「2」と答えた方は問4へお進みください。

問2 それはどのような支援に関する相談でしたか。

1. 障害者の単身世帯 (75.0)
2. 障害者のみの世帯 (37.6)
3. 障害者と高齢者の同居世帯 (56.3)
4. その他 (6.3)
※回答なし (6.3)

問3 それは、どのような内容のものでしたか。(複数回答可) また、どのように対応されましたか。

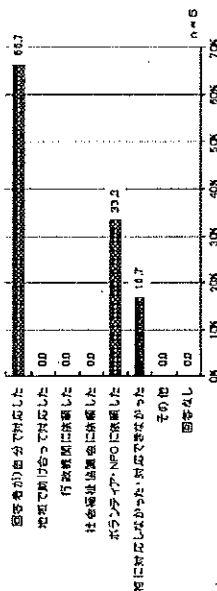
※対応内容については、下段より選びアルファベットをご記入ください。

1. 買い物の手伝い (37.5)
2. ゴミ出しや掃除 (50.0)
3. 入院時・入院中のお手伝い (62.5)
4. 話し相手 (37.5)
5. 電化製品の修理、使用方法の説明 (50.0)
6. 家の小修理 (31.3)
7. 生きがいのための趣味活動 (31.3)
8. 集いの場（サロン） (18.8)
9. 経済的支援 (62.5)
10. 社会的孤立 (12.5)
11. 外出支援 (31.3)
12. その他 (25.0)
※回答なし (0.0)

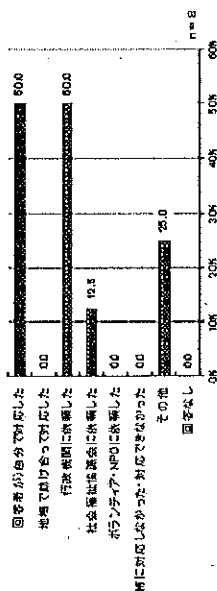
【対応内容の選択肢】

- A. (回答者が) 自分で対応した B. 地域で助け合って対応した
C. 行政機関に依頼した D. 社会福祉協議会に依頼した
E. ボランティア・NPOに依頼した F. 病に対応しなかった・対応できなかった
G. その他

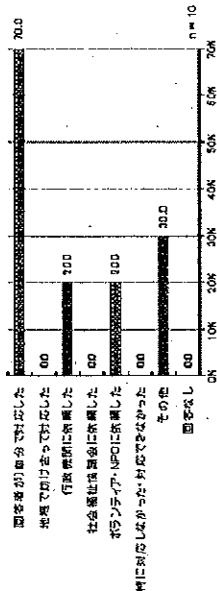
Ⅰ問3 ①買い物の手伝い (複数回答)



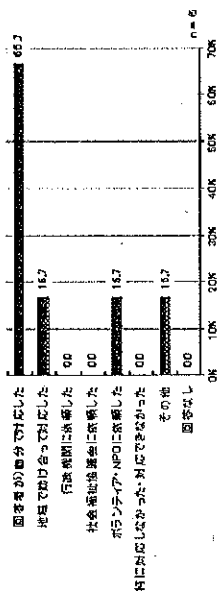
Ⅰ問3 ②ゴミ出しや掃除 (複数回答)



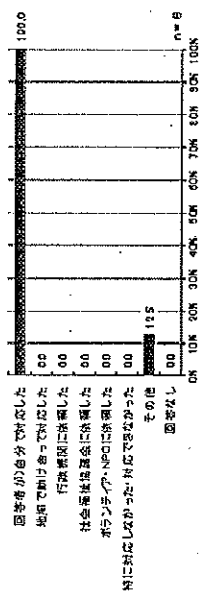
Ⅰ問3 ③入院時・入院中のお手伝い (複数回答)



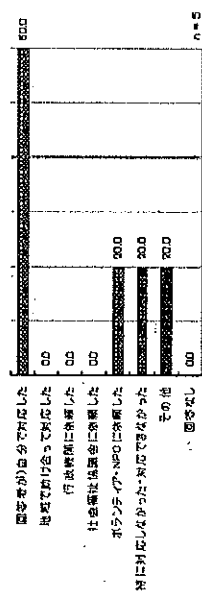
Ⅰ問3 ④話し相手 (複数回答)



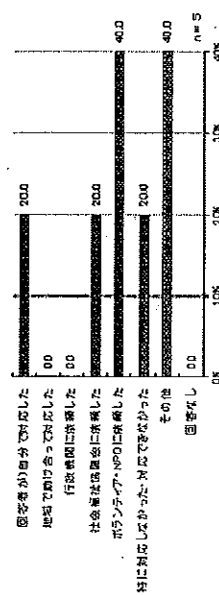
I 問3 ⑤型と製品の修理、使用方法の説明 (複数回答)



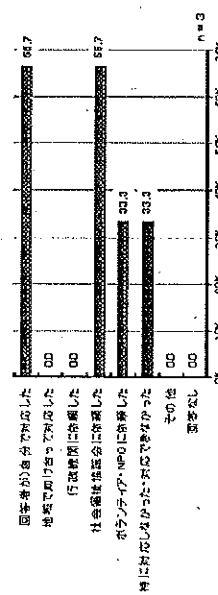
I 問3 ⑥家の修理 (複数回答)



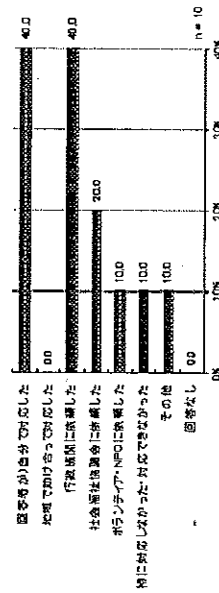
I 問3 ⑦生活がいのための趣味活動 (複数回答)



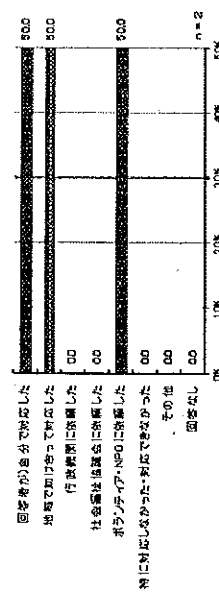
I 問3 ⑧寒い場所 (サロン) (複数回答)



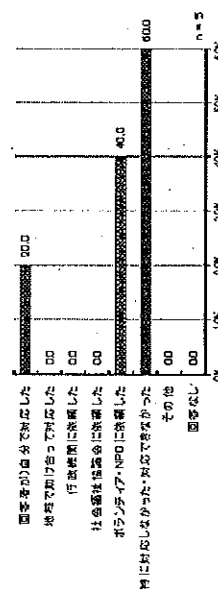
I 問3 ⑨経済的支援 (複数回答)



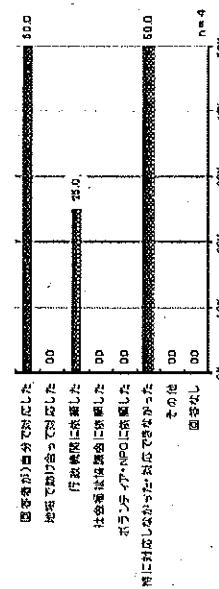
I 問3 ⑩社会的孤立 (複数回答)



I 問3 ⑪外出支援 (複数回答)



I 問3 ⑫その他 (複数回答)



II 障害者の見守り

問4 障害者の見守りについて相談を受けたことはありますか。

1. ある (93.7)
2. ない (6.3)

※回答なし (0.0)

○「2」と答えた方は問7へお進みください。

問5 主に誰から相談されましたか。(最大3つまで回答可)

1. 本人 (20.0)
2. 別居の家族・親族 (53.3)
3. 近隣住民 (33.3)
4. 公的機関 (区役所など) (13.3)
5. 民生委員 (20.0)
6. サービス事業所・施設・作業所 (26.7)
7. 医療機関 (病院など) (13.3)
8. その他 (6.7)

※回答なし (0.0)

問6 どのように対応されましたか。(複数回答可)

1. 自分で対応した (80.0)
2. 地域で助け合って対応した (33.3)
3. 他機関に対応を依頼した (40.0)
4. 仲に対応しなかった・対応できなかった (6.7)
5. その他 (6.7)

※回答なし (0.0)

問7 現在、担当している地域もしくは住人の中に見守りの必要の人がいますか。

1. いる (93.7%)
2. いない (0.0%)

※回答なし (6.3%)

○「2」と答えた方は問9へお進みください。

問8 それはどんな理由ですか。(複数回答可)

1. 身体的な機能低下により生活が困難のため (26.7)
2. 判断能力の低下により生活が困難のため (53.3)
3. 精神状態により生活が困難のため (26.7)
4. 経済的困難により生活が困難のため (13.3)

5. ひとり暮らしのため (56.7)
6. 地域や友人との交流がないため (53.3)
7. 親族との交流がないため (20.0)
8. 周囲との関わりを拒否しているため (13.3)
9. その他 (20.0)

※回答なし (0.0)

問9 見守りの必要の人を公的なサービス以外で援助するとしたら、どんな活動が必要だと思いますか。(複数回答可)

1. 集いの場 (サロン) (37.5)
2. 話し相手 (58.8)
3. 外出支援 (31.3)
4. 日常的な見守り・声かけ (21.3)
5. その他 (25.0)

※回答なし (0.0)

地域の福祉ニーズ調査 (共通)

III 困り事への対応について

問1 地域の困り事は地域住民の問題として、住民同士が協力して問題解決する力は、この数年で

高まってきていると思いますか。

1. 高まってきている (12.5)
2. 変わらない (68.7)
3. むしろ低下している (0.0)
4. わからない (18.8)

※回答なし (0.0)

問2 既存の公的機関やサービスでは対応できない援助を求められた場合の対応について、最もしくは

どういった団体に期待しましたか。(複数回答可)

1. 公的機関 (区役所など) (31.3)
2. 社会福祉協議会 (31.3)
3. いきいき支援センター (18.8)
4. 障害者地域生活支援センター (25.0)
5. 地域子育て支援センター (6.3)
6. 地域団体 (地域福祉推進協議会など) (12.5)
7. ボランティア・NPO (37.5)
8. 家族・親族 (18.8)
9. 隣近所の人 (25.0)
10. 民生委員・児童委員 (主任児童委員) (25.0)
11. 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等 (31.3)

- 12. 訪問介護や通所介護等のサービス事業所 (37. 5)
- 13. 医療機関 (病院など) (18. 8)
- 14. 知人・友人 (18. 8)
- 15. その他 (12. 5)
- ※回答なし (12. 5)

問3 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められた場合、対応できる地域団体やボランティア・NPOなど必要な機関の十分な情報をあなたは持っていますか。

- 1. 十分持っている (0. 0)
- 2. 少し持っている (81. 2)
- 3. 持っていない (12. 5)
- 4. 全く持っていない (0. 0)
- ※回答なし (6. 3)

問4 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められなかった場合、その原因は何だと思えますか。(複数回答可)

- 1. 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (62. 5)
- 2. 相談できる窓口がわからないこと (5. 3)
- 3. 相談できる窓口がないこと (0. 0)
- 4. 地域住民の能力が得られなかったこと (0. 0)
- 5. 対応できるサービス・活動する団体がないこと (62. 5)
- 6. 対応するための時間がとれなかったこと (18. 3)
- 7. 関係機関との連携がとれなかったこと (0. 0)
- 8. サービス利用にかかる費用を利用者が負担できない (75. 0)
- 9. その他 (12. 5)
- ※回答なし (0. 0)

問5 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、何が必要だと思いますか。(複数回答可)

- 1. 地域福祉ニーズに対応する団体の積極的な地域への発信 (50. 0)
- 2. 自己啓発研修等の開催 (12. 5)
- 3. 専門機関のアドバイス (37. 5)
- 4. 地域団体やボランティア・NPOと密な関係づくり (87. 5)
- 5. 身近に相談できる人の存在 (62. 5)
- 6. 地域福祉の新たな担い手の育成と活動の支援 (50. 0)
- 7. 住民の話し合う場 (26. 0)
- 8. 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (56. 3)
- 9. 特になし (0. 0)
- 10. その他 (6. 3)
- ※回答なし (0. 0)

地域の福祉ニーズ調査結果（主任児童委員）

※各選択肢にある（ ）内の数字は回答割合です。左側が平成25年度、右側が平成15年度です。

Ⅰ 子育て世帯の支援

問1 子育て世帯からの相談に応じていて原簿の公称制度やサービスでは対応できなくて困ったことはありますか。

1. ある (15.6)
2. ない (84.4)
※回答なし (0.0)

○「2」と答えた方は問3へお進みください。

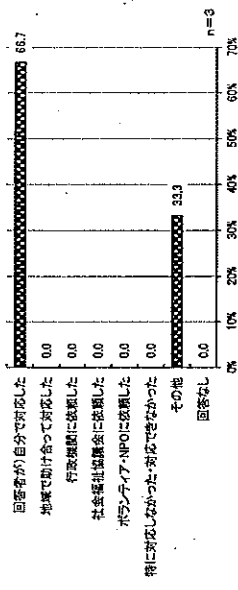
問2 それは、どのような内容のものでしたか。（複数回答可）また、どのように対応されましたか。※対応内容については、下段より並びアルファベットをご記入ください。

1. しつけなど子育ての仕方 (8.1)
 2. 親同士の交流・仲間づくり (8.1)
 3. 乳幼児を連れての外出 (5.4)
 4. 急用の際の一時的な預かり (45.9)
 5. 昼下校時の安全性 (5.4)
 6. 共働きによる子どもの世話 (8.1)
 7. 母子家庭の親の子の遊びや相手方 (2.7)
 8. 父子家庭の親の子の遊びや相手方 (5.4)
 9. 経済的支援 (8.1)
 10. 社会的孤立 (8.1)
 11. その他 (45.9)
- ※回答なし (5.4)

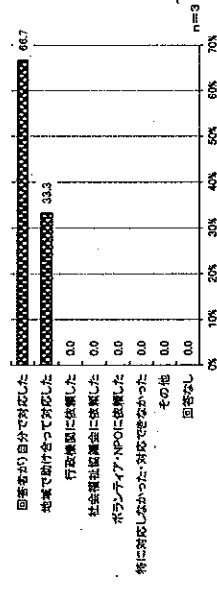
対応内容の選択肢

- A.（回答者が）自分で対応した
B. 地域で助け合って対応した
C. 行政機関に依頼した
D. 社会福祉協議会に依頼した
E. ボランティア・NPOに依頼した
F. 特に対応しなかった・対応できなかった
G. その他

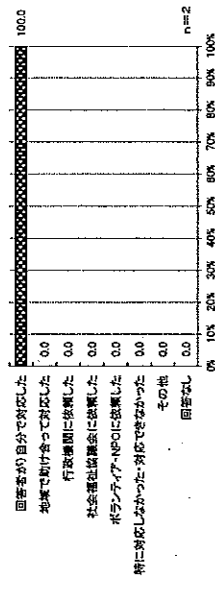
Ⅰ問2 ①しつけなど子育ての仕方（複数回答）



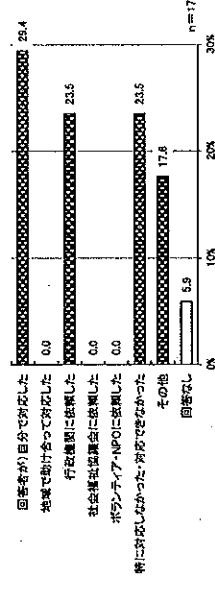
Ⅰ問2 ②親同士の交流・仲間づくり（複数回答）



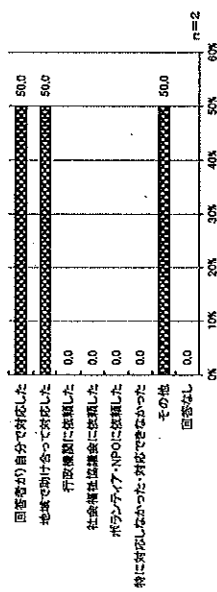
Ⅰ問2 ③乳幼児を連れての外出（複数回答）



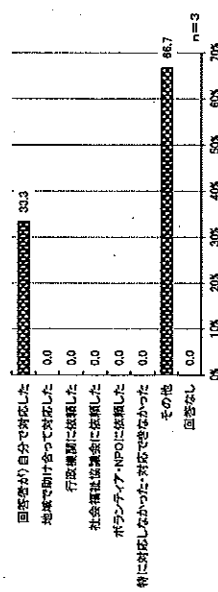
Ⅰ問2 ④急用の際の一時的な預かり（複数回答）



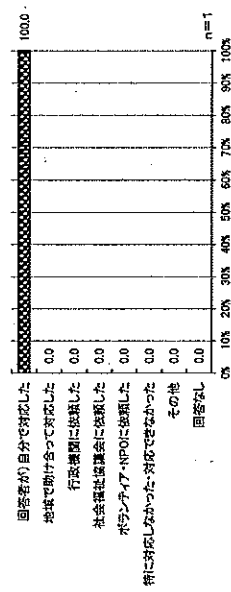
I 問2 ⑤最下校時の安全性 (複数回答)



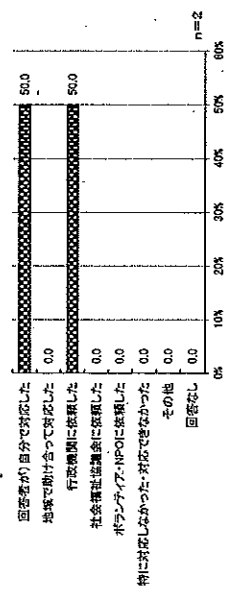
I 問2 ⑤共働きによる子ども世帯 (複数回答)



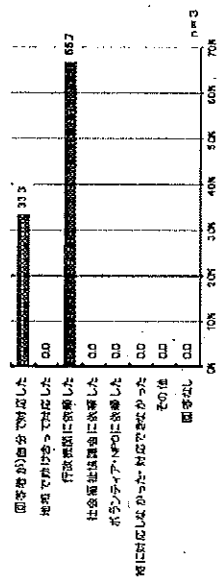
I 問2 ⑦母子家庭の男の子の遊びや寝し方 (複数回答)



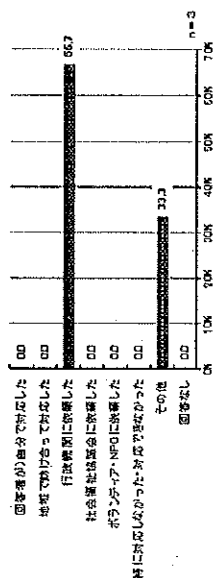
I 問2 ⑧父子家庭の女の子の遊びや寝し方 (複数回答)



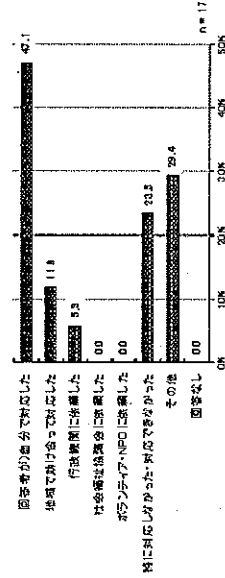
I 問2 ⑨結婚支援 (複数回答)



I 問2 ⑩社会的孤立 (複数回答)



I 問2 ⑪その他 (複数回答)



II 子育て世帯の風切り

問3 子育て世帯の風切りについて相談を受けたことはありませんか。

1. ある (58.8)
 2. ない (30.8)
- ※回答なし (0.4)

○「2」と答えた方は問6へお進みください。

問4 主に誰から相談されましたか。(最大3つまで回答可)

1. 本人 (12. 3)
2. 別居の家族・親族 (3. 1)
3. 近隣住民 (43. 6)
4. 公的機関 (児童相談所・区役所など) (53. 8)
5. 民生委員・児童委員 (27. 6)
6. 幼稚園・保育所 (13. 5)
7. 医療機関 (病院など) (0. 0)
8. その他 (22. 1)

※回答なし (3. 1)

問5 どのように対応されましたか。(複数回答可)

1. 自分で対応した (36. 2)
2. 地域で助け合って対応した (59. 5)
3. 他機関に対応を依頼した (37. 4)
4. 特に対応しなかった・対応できなかった (4. 3)
5. その他 (15. 3)

※回答なし (1. 2)

問6 現在、担当している地域もしくは個人の中には暮らしに支障の必要な人がいますか。

1. いる (41. 8)
2. いない (56. 5)

※回答なし (1. 7)

○「2」と答えた方は問8へお進みください。

問7 それはどんな理由ですか。(複数回答可)

1. 親が不在が主なため (25. 3)
2. 親に障害があるため (18. 2)
3. 経済的困難により生活が困難なため (17. 2)
4. 虐待の疑いがあるため (40. 4)
5. 子どもに障害があるため (12. 1)
6. ひとり親のため (48. 5)
7. 親族や友人との交流がないため (22. 2)
8. 親族との交流がないため (4. 0)
9. 親との関わりを拒否しているため (20. 2)
10. その他 (17. 2)

※回答なし (2. 0)

問8 ボランティアや地域の人が子育て世代を援助する場合、どんな活動が必要だと思いますか。

(複数回答可)

1. 集いの場 (サロン) (79. 7)
2. 相談・話し相手 (76. 4)
3. 外出の付き添い (5. 1)
4. 一時預かり (35. 4)
5. 子ども会活動 (24. 1)
6. 登下校時の安全性 (35. 9)
7. 非行防止パトロール (17. 3)
8. 卒業生など高齢者との交流 (24. 1)
9. 子どもの遊び相手・スポーツ指導 (20. 7)
10. 家事援助 (10. 1)
11. 家庭訪問活動 (25. 3)
12. その他 (5. 9)

※回答なし (2. 1)

地域の福祉ニーズ調査 (共編)

Ⅲ 困り事への対応について

問1 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する方は、この数年で

減ってきていると思いますか。

1. 減ってきている (24. 1)
2. 変わらない (42. 6)
3. むしろ低下している (11. 4)
4. わからない (17. 7)

※回答なし (4. 2)

問2 既存の公的施設やサービスでは対応できない援助を求められた場合の対応について、最もしくは

どのような団体に期待しましたか。(複数回答可)

1. 公的機関 (区役所など) (80. 2)
2. 社会福祉協議会 (32. 9)
3. いきいき支援センター (25. 7)
4. 障害者地域生活支援センター (8. 0)
5. 地域子育て支援センター (43. 5)
6. 地域団体 (地域福祉推進協議会など) (10. 5)
7. ボランティア・NPO (17. 7)
8. 家族・親族 (14. 3)
9. 隣近所の人 (16. 9)
10. 民生委員・児童委員 (主任児童委員) (34. 6)
11. 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等 (4. 2)

12. 初級介護や通所介護等のサービス事業所 (5. 5)
 13. 医療機関 (病院など) (10. 1)
 14. 知人・友人 (8. 4)
 15. その他 (6. 3)
- ※回答なし (4. 6)

問3 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められた場合、対応できる地域団体やボランティア・NPOなど必要な援助の十分な情報をあなたは持っていますか。

1. 十分持っている (0. 8)
 2. 少し持っている (62. 9)
 3. 持っていない (28. 7)
 4. 全く持っていない (4. 6)
- ※回答なし (3. 0)

問4 既存の公的制度やサービスでは対応できない援助を求められ対応できなかった場合、その原因は何だと思いますか。(複数回答可)

1. 対応できるサービス・活動する団体の情報がないこと (58. 2)
 2. 相談できる窓口が分らないこと (45. 6)
 3. 相談できる窓口がないこと (7. 2)
 4. 地域住民の能力が得られなかったこと (7. 6)
 5. 対応できるサービス・活動する団体がないこと (16. 9)
 6. 対応するための時間がとれなかったこと (11. 8)
 7. 関係機関との連携がとれなかったこと (24. 9)
 8. サービス利用にかかる費用が負担できない (18. 6)
 9. その他 (8. 4)
- ※回答なし (5. 5)

問5 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには何が必要だと思いますか。(複数回答可)

1. 地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信 (60. 8)
 2. 自己啓発研修等の開催 (10. 5)
 3. 専門機関のアドバイス (34. 2)
 4. 地域団体やボランティア・NPOと顔の見える関係づくり (55. 7)
 5. 身近に相談できる人の存在 (49. 4)
 6. 地域福祉の新たな担い手の育成と活動の支援 (32. 5)
 7. 住民の話し合う場 (36. 3)
 8. 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (35. 9)
 9. 抑になし (0. 8)
 10. その他 (4. 6)
- ※回答なし (2. 1)

商店街振興組合アンケート質問票【結果】

貴組合の地域における活動についてお尋ねします。

※各選択肢にある()内の数字は回答割合です。左側が平成25年度、右側が平成15年度です。

問1 地域において様々な団体や委員が福祉に関わっていますが、貴組合では、どのような団体等と協力して事業や行事を実施したり、情報交換を行ったことがありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 各学区の地域福祉推進協議会 (21. 6)
- 2 学区連絡協議会 (64. 7)
- 3 区社会福祉協議会 (21. 6)
- 4 区政協力委員 (58. 8)
- 5 民生委員・児童委員 (29. 4)
- 6 老人クラブ (35. 3)
- 7 子ども会 (29. 4)
- 8 地域で活動するボランティアグループ (5. 9)
- 9 地域で活動するNPO (27. 5)
- 10 地域の福祉施設や公共施設 (43. 1)
- 11 介護保険サービスや障害者総合支援法に基づくサービスなどに関わる民間事業者 (5. 9)
- 12 趣味の活動を行うグループ (スポーツ、娯楽、文化、歴史、まちづくりなど) (13. 7)
- 13 大学等の教育機関 (0. 0)
- 14 ない (0. 0)
- 15 その他 (0. 0)
- ※ 回答なし (2. 0)

問2 【問1で「14」が○であった場合は、回答の必要はありません。】

問1で回答した団体等とどのような協力や情報交換を行いましたか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 地域のふれあい・交流などを目的とした行事について (70. 2)
- 2 地域向けの広報誌の配布などについて (27. 7)
- 3 地域全体で考える商店街の活性化について (48. 9)
- 4 支援が必要と思われる買い物弱者の支援について (12. 8)
- 5 災害時に備えた協力体制などについて (29. 8)
- 6 防犯や交通安全に関するることについて (63. 8)
- 7 その他 (8. 5)
- ※ 回答なし (4. 3)

3 貴組合では、今後協力したり、情報交換を行いたいと考えている団体等はありませんか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 各学区の地域福祉推進協議会 (25. 5)
- 2 学区連絡協議会 (43. 1)
- 3 区社会福祉協議会 (23. 6)
- 4 区政協力委員 (35. 3)
- 5 民生委員・児童委員 (17. 6)
- 6 老人クラブ (35. 3)
- 7 子ども会 (21. 6)
- 8 地域で活動するボランティアグループ (9. 8)
- 9 地域で活動するNPO (37. 3)
- 10 地域の福祉施設や公共施設 (23. 5)
- 11 介護保険サービスや障害者総合支援法に基づくサービスなどに関わる民間事業者 (19. 6)
- 12 趣味の活動を行うグループ (スポーツ、娯楽、文化、歴史、まちづくりなど) (2. 0)
- 13 大学等の教育機関 (0. 0)
- 14 ない (0. 0)
- 15 その他 (0. 0)
- ※ 回答なし (9. 8)

問4 【問1で「14」が○であった場合は、回答の必要はありません。】
貴組合では、どのような場合に協力したり、情報交換を行いたいと考えていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 地域のふれあい・交流などを目的とした行事について (80. 6)
- 2 地域向けの広報誌の配布などについて (27. 8)
- 3 地域全体で考える商店街の活性化について (69. 4)
- 4 支援が必要と思われる買い物弱者の支援について (33. 3)
- 5 災害時に備えた協力体制などについて (61. 1)
- 6 防犯や交通安全に関することについて (66. 7)
- 7 その他 (11. 1)
- ※ 回答なし (0. 0)

問5 地域で福祉活動を行っている団体や委員に対して、貴組合が期待する活動はどのようなものですか。(最もよくあてはまるもの3つまで○をつけてください)

- 1 地域で孤立する人びとを助けるネットワーク活動 (27. 5)
- 2 閉じこもりがちな高齢者のためのサロン活動 (19. 6)
- 3 障害者・児と地域住民の理解を深める交流活動 (17. 6)
- 4 子育てに悩む親のための子育てサロン活動 (17. 6)

(൩)

問う。地域の福祉や保健に関する活動のあり方について、田原感じていることをただしく記述してください。

- 5 子どもたちに福祉の理解を深める活動（福祉教育）（7、8）
- 6 偏廃等障害児臨時助成が必敗な世帯への援助活動（3、9）
- 7 高齢者・親・子ととの理解を深める世代間の交流活動（19、6）
- 8 地域の新しい担い手を育てるボランティアの募集（27、5）
- 9 障がい物支援施設など日曜日児童館上のコミュニティ活動（29、4）
- 0 防災活動や災害支援活動（41、2）
- 1 その他（0、0）
- ※ 回答なし（5、9）

問 6 問 5 で選択した活動について、最組合が協働で行う希望はあまりないが、

- 1 はい (60.4) ※複数回答
2 いいえ (25.0)
※回答なし (14.6)

地域の困り事について、お尋ねします

問7 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力はこの数年で覆まってきたと聞きますか。(あてはまるものに1つだけ○をついてください)

- 1 高まってきている (23. 5)
 - 2 変わらない (43. 2)
 - 3 むしろ低下している (11. 8)
 - 4 わかからない (13. 7)
- ※ 回答なし (7. 8)

問8 地域の園児や青少年を、地域住民の講習として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるために、(あ)と(か)は必要と思われる。何があるのか、(い)から(ろ)までを述べよ。

- 1 地域福祉ニーズに対応する団体の情報・地域への発信 (31.4)
- 2 自己啓発研修等の開催 (9.8)
- 3 専門機関(専門職員)のアドバイス (25.5)
- 4 地域団体やボランティア・NPOと頻る関係づくり (43.1)
- 5 身近に相談できる人の存在 (33.3)
- 6 地域福祉の新たな担い手の育成と活動の支援 (27.5)
- 7 住民の話し合う場 (49.0)
- 8 地域住民の福祉意識を高めるための啓発 (19.6)
- 9 特になし (7.8)
- 10 その他 (0.0)

平成25年度市民アンケート調査【結果】 地域福祉のあり方について

名古屋市中では、市民の誰もが住みやすい地域で安心して暮らせるよう、地域福祉計画「なごや地域福祉2005」を平成17年3月に策定し、市民のみなさまとともに福祉のまちづくりを進めてまいりました。
今回の調査では、地域における助け合いや支え合いなどについての考え方をあつねえ、新たな「地域福祉に関する計画」(計画期間：平成27年度～31年度)を策定するための資料とさせていただきます。

問10 あなたは普段、近所の人とどの程度のつきあいをしていますか。(○は1つだけ)

＜身近な地域に対する意識：近所づきあいにについて＞

問11 近年、「地域においての人と人とのつながりや、まとまりが薄れてきている」といわれていますが、あなたのお住まいの地域はどのような状況だと思えますか。(○は1つだけ)

1 困ったときにお互いに関心したり助け合ったりしている	(8.5%) (7.8%)
2 相談や助け合うまでもないが、親しく話をしている	(13.7%) (20.5%)
3 たまに立ち話や世間話をしている	(23.8%) (24.0%)
4 話があえばいいさつをしている	(45.3%) (41.2%)
5 ほとんどつづきあいはない	(7.1%) (5.8%)
無回答	(1.3%) (1.0%)

問12 あなたは、「地域における人と人とのつながり」について、どの程度の関係が望ましいと考えますか。(○は1つだけ)

1 その通りであり、残念に思う	(19.5%) (25.1%)
2 その通りだが、時代の流れでやむをえないと思う	(48.8%) (54.5%)
3 以前からつながりやまとまりは薄いと思う	(14.8%) (12.2%)
4 以前と変わらなずつながりやまとまりは強いままであると思う	(9.3%) (4.0%)
5 薄れてきたところか逆に強まってきたと思う	(0.8%) (0.7%)
6 その他(具体的に：)	(4.8%) (1.8%)
無回答	(2.0%) (1.8%)

問13 現在、あなたのお住まいの地域で問題になっていると思うことは何ですか。(○はいくつでも)

1 地域の治安(防犯)	(28.3%) (33.2%)
2 こみの出し方、分別	(23.6%) (24.0%)
3 災害時の対応や防災	(26.5%) (20.2%)
4 地域の美化(空き地の雑草やごみのポイ捨てなど)	(20.7%) (22.8%)
5 高齢者世帯や障害者世帯への(生活)支援	(20.5%) (20.2%)
6 住民同士の交流する機会の減少	(24.3%) (21.5%)
7 住民同士の助け合い意識の希薄化	(23.0%) (23.1%)
8 子育て環境(遊び場の減少、育児の孤立化など)	(16.1%) (15.9%)
9 子どもへの健全育成(非行やいじめなど)	(11.1%) (11.7%)
10 その他(具体的に：)	(4.8%) (4.4%)
11 特にない	(11.3%) (10.2%)
12 わからない	(9.8%) (10.5%)
無回答	(1.6%) (1.3%)

問14 あなたのお住まいの地域で問題になっている事を解決するうえで望ましいあり方は、どのようなものですか。(○は1つだけ)

1 面識のある地域の住民による無償の助け合い	(44.4%)
2 面識のある地域の住民による有償の助け合い	(7.1%)
3 ボランティアやNPOによる有償の助け合い	(19.4%)
4 ボランティアやNPOによる無償の助け合い	(7.8%)
5 一般事業者から有償による支援	(6.6%)
6 その他(具体的に：)	(4.8%)
無回答	(9.8%)

※ NPOとはボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のことです。
※ ここでのボランティアやNPOとは、面識がなく、地域の住民以外の人によるものとしします。

問15 あなたは、地域の住民同士の「助け合い」として、何ができると考えますか。(○はいくつでも)

1 声をかける(安否確認)	(79.0%) (57.7%)
2 世間話の話し相手になる	(47.4%) (32.5%)
3 ちょっとした買い物や代わりをする	(18.0%) (17.8%)
4 短時間子どもを預かる	(9.0%) (8.5%)
5 保育所や幼稚園の送迎	(6.2%) (5.0%)
6 住まいの修繕や電球の交換などの手助けをする	(14.8%) (11.3%)
7 悩みごとや心配ごとの相談にのる	(17.1%) (13.8%)
8 玄関前の掃除や庭の手入れを代わりにする	(12.3%) (12.4%)
9 炊事・洗濯・掃除などの家事をする	(1.7%) (2.4%)
10 病気の時の看護をする	(2.3%) (2.2%)
11 その他(具体的に：)	(2.1%) (3.1%)
12 何もできないと思う	(12.3%) (19.2%)
無回答	(1.6%) (2.2%)

問 16 あなたは、小さい子どもや、介護が必要な高齢者など、一人にしておけない家族を残して外出しなければならぬとき、誰に相談をしますか。(○はいくつでも)

1	同居していない家族・親戚	(35.5%) (35.1%)
2	隣近所に住む知人・友人	(23.3%) (23.9%)
3	遠くに住む知人・友人	(3.5%)
4	ボランティアやNPO	(4.5%)
5	ベビシッターやヘルパーなどの一般事業者	(18.6%) (9.4%)
6	相談する相手がない	(7.8%) (3.3%)
7	その他(具体的に:)	(4.7%) (2.4%)
8	わからない	(6.5%) (18.1%)
	無回答	(3.4%) (2.7%)

＜地域活動とボランティア・NPO活動について＞

問 17 あなたは、現在又はこれまでに地域活動やお住まいの地域を活動エリアとするボランティア・NPO活動に参加したことがありますか。(○はいくつでも)

1	町内会や自治会活動(ごみ当番、地域の清掃活動、祭事など)	(48.2%) (45.8%)
2	子ども会、老人クラブ、消防団、女性会などの地域活動	(24.3%) (24.9%)
3	民生委員・児童委員、保健委員、区政協力委員の活動	(8.1%) (7.1%)
4	地域で活動するボランティアやNPO	(8.7%) (8.3%)
5	地域のサークルやクラブ(文化、学習、スポーツなど)	(10.0%) (11.0%)
6	参加や活動をしたことがない	(38.9%) (40.5%)
	無回答	(2.8%) (1.3%)

問 18 あなたは、今後、地域活動やお住まいの地域を活動エリアとするボランティア・NPO活動に参加したいと思いますか。(現在参加している人は今後の活動意向としてお答え下さい。)(○はいくつだけ)

1	進んで参加したい	⇒ (45.19%) (3.6%) (3.4%)
2	条件や環境が整えば参加したい	⇒ [問 19・20へ]
3	どちらかといえば参加したくない	⇒ [問 19・20へ]
4	参加したくない	⇒ [問 21へ]
5	わからない	⇒ [問 21へ]
	無回答	(18.3%) (22.0%) (3.5%) (3.0%)

＜問 18 で 1～3 と答えた方におたずねします。＞

問 19 あなたが関心や興味のある地域活動やお住まいの地域を活動エリアとするボランティア・NPO活動は、どのような分野ですか。(○はいくつでも)

1	高齢者福祉(高齢者の介護など)	(20.6%) (27.8%)
2	子どもの福祉(子育て支援など)	(28.0%) (21.4%)
3	障害者福祉(手話通訳、点字通訳、障害者の介護など)	(8.4%) (15.3%)
4	防災・交通安全(夜間・通学路パトロールなど)	(20.9%) (18.0%)
5	防災(防災訓練の手伝い、災害時の物資の運搬など)	(22.3%) (21.6%)
6	環境保全(まちの美化やリサイクルなど)	(24.0%) (25.9%)
7	緑化・自然環境(草花の手入れ、河川の保護など)	(19.4%) (15.7%)
8	国際交流・国際協力(通訳やホームステイの受け入れ、緊急援助の活動など)	(8.2%) (7.1%)
9	青少年育成(声かけ、海外活動の指導など)	(8.7%) (8.8%)
10	スポーツ・芸術・文化(地域の運動会や展覧会の手伝いなど)	(22.0%) (8.9%)
11	食生活(食料、田舎の料理など)	(7.4%) (8.9%)
12	その他(具体的に:)	(2.2%) (0.9%)
13	関心や興味はあるが、分野まではわからない	(22.0%) (18.9%)
14	関心も興味もない	(2.2%) (3.4%)
	無回答	(5.7%) (3.6%)

＜問 18 で 2、3 と答えた方におたずねします。＞

問 20 あなたは、どのような条件や環境であれば、地域活動やお住まいの地域を活動エリアとするボランティア・NPO活動に参加しますか。(○はいくつでも)

1	時間的に余裕があれば	(80.3%) (82.6%)
2	体力など健康に問題がなければ	(45.2%) (40.5%)
3	一緒に活動する知人・友人がいれば	(27.0%) (33.6%)
4	家族や職場など周囲の理解が得られれば	(18.2%) (20.8%)
5	団体や活動内容に関する詳しい情報があれば	(15.4%) (21.3%)
6	活動に伴う責任や経済的負担がなければ	(25.7%) (36.7%)
7	信頼・尊敬できるリーダーがいれば	(15.7%) (12.0%)
8	興味のある活動内容であれば	(34.8%) (44.1%)
9	活動に必要な知識や資格を持っていれば	(10.0%) (21.1%)
10	何かきっかけがあれば(具体的に:)	(3.8%) (12.6%)
11	その他(具体的に:)	(2.5%) (1.8%)
	無回答	(12.9%) (6.7%)

＜すべての方におたずねします。＞

問 21 あなたは、住居による目下の地域での助け合い、支え合いの活動として、どのような地域活動やボランティア・NPO活動が必要だと思いますか。(○はいくつでも)

1	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援活動 (声かけや安否確認などの見守り活動、介護や家事の支援、生きがいづくりへの励みなど)	(85.2%)	(71.9%)
2	子育て世代への支援活動 (妊娠や子育て相談、子育てサークルの支援など)	(32.8%)	(32.9%)
3	障害者への支援活動 (生活や学習などによる支援、就労の支援など)	(25.7%)	(38.3%)
4	災害時に備えたしくみ作りや災害時の救済活動 (災害時の要援護者の連絡リストづくりなど)	(41.2%)	(46.7%)
5	防犯や交通安全 (EVCsの巡回、通学路での見守り、危険箇所を把握する安全マップの作成など)	(42.8%)	(50.8%)
6	環境美化に関する活動 (清掃などの美化運動、リサイクル運動など)	(25.1%)	(31.8%)
7	青少年の健全育成への支援活動 (悩み相談や、子ども会活動など)	(14.5%)	(22.1%)
8	健康づくりへの支援活動 (健康教室、介護予防教室、スポーツ教室など)	(22.8%)	(28.9%)
9	その他(具体的に：)	(1.6%)	(0.7%)
10	関心や興味はあるが、分野までは分らない	(13.1%)	
11	関心も興味もない 無回答	(1.6%) (4.2%)	(1.4%)

問 22 地域活動やお住まいの地域でのボランティア・NPO活動が一貫活発になるために、名古屋市はどのような施策に力を入れているとよいと思いますか。(〇はいくつでも)

1	活動の様子を住民が知ることが出来るようにPRする	(52.2%)	(54.5%)
2	活動について気軽に相談できる窓口を設ける	(38.5%)	(37.7%)
3	困っている人と助け合うことの出来る人(団体)との橋渡しをする	(39.2%)	(38.3%)
4	交流や会合の場を確保できるような支援をする	(19.6%)	(19.3%)
5	リーダーの育成や知識習得のための研修を支援する	(20.4%)	(19.2%)
6	活動・運営などの資金的な補助を行う	(30.4%)	(32.1%)
7	活動中の事故に対する保険制度の整備や助成を支援させる	(22.6%)	(21.5%)
8	学校教育の中で、ボランティア活動を体験させる	(41.8%)	(39.2%)
9	その他(具体的に：)	(0.8%)	(1.5%)
10	特にない	(2.3%)	(2.7%)
11	わからない 無回答	(8.3%) (4.2%)	(8.6%) (2.2%)

名古屋市では、小学校区に1つずつ、「地域福祉推進協議会」が設置されています
 <地域福祉推進協議会の主な活動>
 ①ひとり暮らしの高齢者などを近所の人や日常的に見守る活動
 ②高齢者などがコミュニティセンターなどに集まり、仲間づくりや生きがいづくりを行う活動
 ③障害者と地域が交流するなど、障害者への理解を深める活動
 ④子育てに悩む親が気軽に集まる場をつくるなどの子育て支援活動
 ⑤重い身体など、子どもたちの福祉の心を育てる活動
 ⑥病気やけがなどによる援助が必要な世帯への緊急時の援助活動
 ⑦高齢者、親、子などが交流するなど、世代間のふれあい活動
 ⑧ボランティアの養成など、地域で新しく活動する人を育てる活動

問 23 あなたは、「地域福祉推進協議会」を知っていますか。(〇は1つだけ)

1	活動に参加しており、よく知っている	(2.3%)	(4.1%)
2	活動に参加したことはないが、活動内容は知っている	(8.3%)	(13.5%)
3	名前は聞いたことがある	(28.8%)	(30.0%)
4	知らない 無回答	(57.3%) (3.3%)	(51.0%) (1.3%)

問 24 名古屋市では現在、介護が必要な人や子育て中の人、障害のある人などをしめ誰かが住み慣れた地域で安心して暮らせるような福祉のまちづくりに取り組んでいます。あなたは、お住まいの地域をより暮らしやすくするために、どのようなことが必要であると思いますか。地域での助け合い、支え合いに関することなどご自由にお書きください。

5 要綱と名簿

地域福祉に関する計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 名古屋市地域福祉計画及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画（以下「地域福祉に関する計画」という。）の策定にあたり、関係機関・団体及び住民等の参加を得て、地域の実情に応じた計画を策定するため、地域福祉に関する計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、以下のとおりとする。

- (1) 名古屋市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき名古屋市が策定する計画をいう。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が地域福祉の計画的な取組みを進めるために策定する計画をいう。

(協議事項)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 名古屋市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉に関する計画に関すること。

(組織)

第4条 策定委員会の委員は、30名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから名古屋市健康福祉局長及び市社協会長が依頼する。

- (1) 関係団体から推薦された者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市民代表者等
- 2 策定委員会に会長を置き、委員の互選をもって定める。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、第1回策定委員会開催の日から平成27年3月31日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、必要があると認める場合には、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

(専門部会)

第7条 策定委員会には、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、策定委員会により付議された計画に盛り込むべき事項について検討を行い、その経過及び結果を策定委員会に報告する。
- 3 専門部会の構成及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び市社協総務部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

地域福祉に関する計画策定委員会専門部会設置要領

(設置)

第1条 地域福祉に関する計画策定委員会設置要綱第7条第3項の規定に基づき、地域福祉に関する計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）のもとに、策定委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- (1) 名古屋市地域福祉計画の策定に係る住民意見聴取及び素案、成案の作成に関すること。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定に係る住民意見聴取及び素案、成案の作成に関すること。
- (3) その他地域福祉に関する計画に関すること。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、策定委員会の委員の中から選出する。

- 2 専門部会に部会長を置き、策定委員会の長をもって充てる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長は会議の議長となる。

- 2 専門部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び名古屋市社会福祉協議会総務部において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月20日から施行する。

「地域福祉に関する計画」策定委員会 委員名簿

	氏名	所属
学識経験者	小松理佐子	日本福祉大学
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
地域福祉関係団体	鬼頭 正男	社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会
	武藤ユリ子	社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会
地域活動団体	林 繁昌	名古屋市区政協力委員議長協議会 (26年8月まで)
	浅見 吉郎	名古屋市区政協力委員議長協議会 (26年9月から)
	中村 修	名古屋市保健委員会
	山寄 梅治	名古屋市民生委員児童委員連盟
社会教育関係団体	伊藤 武子	名古屋市地域女性団体連絡協議会
高齢者福祉 関係団体	尾関 英浩	名古屋市老人福祉施設協議会
	長尾 昇	名古屋市老人クラブ連合会
障害者福祉 関係団体	浅野 義勇	名古屋市障害者団体連絡会
	王子田 剛	愛知県精神障がい者福祉協会
	酒井 光雄	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会
児童福祉関係団体	伊東 世光	名古屋民間保育園連盟
	柴田 弘二	名古屋市児童養護連絡協議会
	新美 三枝	名古屋市子ども会連合会
教育関係団体	小口 博則	名古屋市立小中学校長会
	廣田 創	名古屋市立小中学校PTA協議会 (26年5月まで)
	長谷川 榮一	名古屋市立小中学校PTA協議会 (26年6月から)
保健医療関係団体	安藤 正晃	名古屋市歯科医師会 (26年6月まで)
	竹田 和夫	名古屋市歯科医師会 (26年7月から)
	野田 雄二	名古屋市薬剤師会
	服部 達哉	名古屋市医師会
市民活動関係団体	織田 元樹	特定非営利活動法人 ボラみみより情報局
	栗田 暢之	特定非営利活動法人 レスキューストックヤード
	三島知斗世	特定非営利活動法人 ボランタリーネイバーズ
市民公募委員	後藤 桂一	
	佐々木 淳行	
	富田 捷治	
	日比野 勝	

「区分」ごとに各委員のご氏名の五十音順 (敬称省略)

「地域福祉に関する計画」策定委員会専門部会 委員名簿

	氏名	所属
学識経験者	小松理佐子	日本福祉大学
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
市民活動関係団体	織田 元樹	特定非営利活動法人 ボラみみより情報局
	栗田 暢之	特定非営利活動法人 レスキューストックヤード
	三島知斗世	特定非営利活動法人 ボランタリーネイバーズ
市民公募委員	後藤 桂一	
	佐々木淳行	
	富田 捷治	
	日比野 勝	

出席を求める関係者

	氏名	所属
地域活動団体	青木 敬子	名古屋市民生委員児童委員連盟
	小崎 恵子	名古屋市民生委員児童委員連盟
	古橋 元晴	八社学区福祉推進協議会

「区分」ごとに各委員のご氏名の五十音順（敬称省略）

6 用語解説

あ	○新たな区役所改革計画 区役所の将来像の実現をめざし、予算、組織・定員、人事の仕組みの構築や、他の行政機関との連携強化など、地域の総合行政機関としての機能強化を図るための新たな取り組みを定めた計画です。 ○新たな区役所改革計画アクションプラン 「新たな区役所改革計画」をさらに進めるために策定したアクションプランです。 ○アクセシビリティ 高齢者・障害者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいいます。
か	○学区連絡協議会 住民相互の交流を図り、連帯を高めることを目的として、学区内の様々な団体の代表等で構成された協議組織です。小学校区単位（＝学区）に設置され、学区におけるコミュニティ活動の中心的役割を担っています。 ○区政運営方針 地域の課題や要望を踏まえて行政サービスや区民生活の向上を図るため、この1年間に区役所が主体的に取り組む事業をまとめ、区民の皆さまにお示しする方針です。 ○区政協力委員（区政協力委員会） 町内会・自治会を単位に選出され、住民と行政とのパイプ役として市長から委嘱されています。行政からの情報を住民に伝達し、住民の市区に対する意見を行政に反映させるための名古屋市独自の制度であり、市内で約5,500名の委員が、安心安全で快適なまちづくりをはじめとした市民活動の推進役としても活動しています。 ○子ども会 遊びを中心とした異年齢の子ども同士の集団活動を通じて、子どもの自主性・創造性・協調性を養い、心身の健全な育成を目的とする地域団体です。

か	○個別支援 介護保険制度等による公的制度（サービス）により個人を直接的に支援すること、また、ボランティアや地域の助けあいの需給調整等により、個人の問題を解決していくことです。 ○コミュニティワーク（コミュニティワーカー） 一定の地域社会で生じる地域住民の生活問題を地域社会自らが主体的・組織的・計画的に解決していけるよう、コミュニティワーカーが側面的援助を行う過程及びその方法・技術です。 『社会福祉用語辞典〔第6版〕〕 2008年1月発行 編集委員代表：山縣文治・柏女霊峰 から抜粋） ○コミュニティソーシャルワーク（コミュニティソーシャルワーカー） 生活課題を抱える個々の相談支援をベースにしている、その人の支援を地域の中で展開しつつ、さらには地域ぐるみの支援の仕組みをつくっていくことを志向する支援の方法論です。 『社会福祉学習双書 2014 第8巻 地域福祉論 地域福祉の理論と方法』2014年3月改訂第5版 編集：「社会福祉学習双書」編集委員会 から抜粋）
さ	○障害者地域自立支援協議会 地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、区ごとに設置しています。 ○消防団 火災や地震、風水害などの様々な災害から地域を守るために、災害現場での活動や火災予防の運動などを行っている組織です。団長は市長から、団員は団長から任命されており、地域を守りたいという有志により成り立っています。 ○女性会 地域の女性たちが力を合わせて安心・安全で快適なまちづくりを行っている社会教育関係団体です。「地域いきいき世話やきお婆さん」として、青少年健全育成、福祉、環境、防災などの地域の課題を学習し、それぞれの地域にあった方法で、課題の解決や地域の絆づくりに取り組んでいます。 ○社会福祉協議会（本文中は「社協」と表記している箇所もあります） 7ページを参照ください。 ○社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的に、社会福祉法に基づき設立された法人です。

さ	○社会的孤立 家族・地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態をいいます。 (『平成 22 年度版高齢社会白書 (内閣府)』から抜粋) ○商店街振興組合 商店街が形成されている地域において、小売業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行っています ○成年後見制度 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方 (以下、「本人」という) について、本人の権利を守る援助者 (「成年後見人」等) を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。 (パンフレット「成年後見制度 詳しく知っていただくために」平成 25 年 9 月 最高裁判所 から抜粋)
た	○地域ケア会議 個別ケースの支援内容の検討、ケアマネジメントの支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握などについて、多職種で連携・協働するために、介護保険法第 105 条の 48 に基づき、区ごとに設置しています。 ○地域支えあい活動連絡会議 「地域力の再生による生活支援推進事業 (地域支えあい事業)」を実施している小学校区ごとに設置している住民主体の会議です。地域の高齢者が抱えている生活課題の把握とその支援方法の検討を行います。 ○地域支援 個人の生活の困りごとを地域全体の問題として普遍化し、その問題を住民同士のネットワークや住民の支えあい活動、関係機関・団体との協働により、住民自身で主体的に活動できるよう支援していくことです。 ○地域福祉活動計画 区の特性に応じた個性ある地域福祉の推進を目指して住民や関係機関・団体の参加を得て、区社会福祉協議会が主体となって策定している計画です。平成 16 年度に策定して以降、第 3 次計画 (平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年計画) まで策定しています。 ○地域福祉計画 9 ページを参照ください。

た	○地域福祉推進協議会 すべての住民が安心して暮らすことのできる福祉のまちを、住民が主体となって地域総ぐるみで推進することを目的として設立された団体で行政、社協、他の地域活動団体、社会福祉施設、ボランティア、NPO等。(市内全ての小学校区で設立) 住民の理解と協力を得ながら運営し、などの関係機関・団体と協働しながら活動を進めています。 構成団体は、区政協力委員会、民生委員児童委員協議会、保健委員会、老人クラブ連合会、地域女性団体連絡協議会、子ども会連合会、障害者団体等、ボランティア団体、NPO法人、団体に属さない学区住民です。 ○地域福祉推進計画 9ページを参照ください。
な	○なごやか地域福祉2005 88ページを参照ください。 ○名古屋市総合計画 市のまちづくりの方向性を明確化するとともに、市のめざす都市像を実現するために取り組む施策等を明示することを目的として策定した計画です。 ○なごやか子どもサポート区連絡会議 児童虐待等の問題解決のため、各区において関係機関の連絡調整、情報交換を実施するなごやか子どもサポート区連絡会議を設置し、地域の力を生かした虐待防止ネットワークづくりを促進しています。
は	○保健委員 公衆衛生に対する正しい知識の普及、実践などを通じて公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るため、市長から委嘱されています。 近年においては、ごみの減量対策や環境保全活動などの新たな課題にも取り組んでおり、約7,500名の委員が、地域の公衆衛生活動のリーダーとして活躍しています。
ま	○民生委員・児童委員、主任児童委員(民生委員・児童委員協議会) 31ページを参照ください。
ら	○老人クラブ 同一地域に暮らす高齢者が集い、会員自らの生きがいと健康づくり、仲間づくり、地域を豊かにすることを目的に「健康・友愛・奉仕」を柱とした活動を行っている自主的な組織です。